

□□□ 目 次 □□□

(6月20日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	3
本日の会議に付した事件	4
出 席 議 員	5
欠 席 議 員	5
議会事務局職員出席者	5
説明のために出席した者	6
開会、開議宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
議長の諸般の報告	7
市長の行政報告	7
総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	1 2
厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	1 3
産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	1 5
国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告	1 6
長崎県病院企業団議会議員の報告	1 8
承認第1号	1 9
承認第2号	2 7
承認第3号	2 7
承認第4号	2 7
承認第5号	2 7
承認第6号	2 7
承認第7号	2 7
承認第8号	3 4
報告第1号	3 6
報告第2号	3 6
報告第3号	3 6

報告第4号	36
議案第49号	37
議案第50号	47
散 会	48

(6月21日)

議 事 日 程	49
本日の会議に付した事件	50
出 席 議 員	51
欠 席 議 員	52
議会事務局職員出席者	52
説明のために出席した者	52
開議宣告	53
議案第51号	53
議案第52号	53
議案第53号	53
議案第54号	53
議案第55号	53
議案第56号	53
議案第57号	53
議案第58号	53
議案第59号	53
議案第60号	53
議案第61号	53
議案第62号	68
議案第63号	68
議案第64号	68
議案第65号	69
議案第66号	69
議案第67号	69
議案第68号	69
議案第69号	69

議案第70号	69
議案第71号	69
議案第72号	69
議案第73号	70
議案第74号	70
議案第75号	70
議案第76号	70
議案第77号	76
議案第78号	77
陳情第5号	78
長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	78
議案第79号	79
散 会	81

(6月22日)

議 事 日 程	83
本日の会議に付した事件	83
出 席 議 員	83
欠 席 議 員	83
議会事務局職員出席者	84
説明のために出席した者	84
開議宣告	85
市政一般質問	85
18番 大部 初幸君	85
10番 小宮 教義君	92
1番 脇本 啓喜君	103
2番 黒田 昭雄君	114
「阿比留梅仁」君の議会運営委員の辞任について	125
「小川廣康」君の議会運営委員の辞任について	126
議会運営委員の選任について	126
散 会	126

(6月23日)

議 事 日 程	1 2 7
本日の会議に付した事件	1 2 7
出 席 議 員	1 2 7
欠 席 議 員	1 2 7
議会事務局職員出席者	1 2 7
説明のために出席した者	1 2 8
開議宣告	1 2 8
市政一般質問	1 2 8
1 5 番 桐谷 徹君	1 2 9
1 6 番 大浦 孝司君	1 3 9
散 会	1 4 9

(6月29日)

議 事 日 程	1 5 1
本日の会議に付した事件	1 5 1
出 席 議 員	1 5 2
欠 席 議 員	1 5 2
議会事務局職員出席者	1 5 2
説明のために出席した者	1 5 2
開議宣告	1 5 3
議案第49号・第58号～第59号	1 5 3
議案第79号	1 6 0
議案第80号～第81号	1 6 1
陳情第5号	1 6 3
議員の派遣について	1 6 5
議案第82号	1 6 5
閉 会	1 6 7
署 名	1 6 8

対馬市告示第33号

平成23年第2回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成23年6月10日

市長 財部 能成

1 期 日 平成23年6月20日

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

脇本 啓喜君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	長 信義君
山本 輝昭君	松本 臚幸君
阿比留梅仁君	齋藤 久光君
堀江 政武君	小宮 教義君
阿比留光雄君	三山 幸男君
初村 久藏君	糸瀬 一彦君
桐谷 徹君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 栄君	島居 邦嗣君
作元 義文君	

○6月21日に応招した議員

○6月22日に応招した議員

○6月23日に応招した議員

○6月29日に応招した議員

○6月22日に応招しなかった議員

阿比留光雄君

○6月23日に応招しなかった議員

阿比留梅仁君

○6月29日に応招しなかった議員

阿比留梅仁君

平成23年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

平成23年6月20日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成23年6月20日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度対馬市一般会計補正予算(第8号))
- 日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第12 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第3号))
- 日程第13 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第3号))
- 日程第14 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第15 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第16 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号))
- 日程第17 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第18 報告第1号 平成22年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 日程第19 報告第2号 平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第20 報告第3号 平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第21 報告第4号 平成22年度対馬市水道事業会計繰越計算書について
- 日程第22 議案第49号 平成23年度対馬市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第50号 平成23年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度対馬市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第12 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号））
- 日程第13 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第14 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第15 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第1号））
- 日程第16 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））

- 日程第17 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第18 報告第1号 平成22年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第19 報告第2号 平成22年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第20 報告第3号 平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第21 報告第4号 平成22年度対馬市水道事業会計繰越計算書について
- 日程第22 議案第49号 平成23年度対馬市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第50号 平成23年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）

出席議員（21名）

1番 脇本 啓喜君	2番 黒田 昭雄君
3番 小田 昭人君	4番 長 信義君
5番 山本 輝昭君	6番 松本 臚幸君
7番 阿比留梅仁君	8番 齋藤 久光君
9番 堀江 政武君	10番 小宮 教義君
11番 阿比留光雄君	12番 三山 幸男君
13番 初村 久藏君	14番 糸瀬 一彦君
15番 桐谷 徹君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	21番 島居 邦嗣君
22番 作元 義文君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	橘 清治君	次長	梅野 泉君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
政策補佐官	松原 敬行君
地域再生推進本部長	近藤 義則君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	平山 秀樹君
総務部次長（総務課長）	桐谷 雅宣君
市民生活部長	長郷 泰二君
福祉保健部長	扇 照幸君
農林水産部長	比田勝尚喜君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育長	梅野 正博君
教育部長	大石 邦一君
美津島地域活性化センター部長	主藤 繁明君
豊玉地域活性化センター部長	中村 敏明君
峰地域活性化センター部長	大川 昭敬君
上県地域活性化センター部長	永留 秋廣君
上対馬地域活性化センター部長	川本 治源君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	橘 英次君
農業委員会事務局長	阿比留 保君

午前10時00分開会

○議長（作元 義文君） 皆さん、おはようございます。ただいまから平成23年第2回対馬市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（作元 義文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第81条の規定によって、兵頭栄君及び脇本啓喜君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（作元 義文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付いたしております会期日程案のとおり、本日から6月29日までの10日間とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。会期は、本日から6月29日までの10日に決定しました。

暫時休憩します。

午前10時01分休憩

午前10時11分再開

○議長（作元 義文君） 再開いたします。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（作元 義文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

第1回定例会終了後における議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。

次に、議長が閉会中に特別委員の辞任を認め、その後任の選任を行っております。辞任及び選任した委員は、配付しております特別委員会構成表のとおりであります。国県道路整備促進対策特別委員会の副委員長に脇本啓喜君が選任されております。また、先週15日、東京で開催されました全国市議会議長会におきまして、同会長より兵頭議員が議員歴10年以上の表彰を受けましたことを報告をいたしておきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（作元 義文君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。本日、ここに平成23年第2回対馬市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に当たり、3月定例会以降、今日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、東日本大震災に関することですが、この未曾有の大災害となりました東日本大震災から3カ月が過ぎ、今もなお生々しい震災のつめ跡が当時の悲惨な出来事を鮮明に残し、多くの方々が不自由な避難所での生活を送られております。

本市としましても積極的にできる限りの支援を行うため、3月14日から義援金箱を本庁及び各地域活性化センターなど17カ所に設置し、6月17日までに、1,056万803円の大変温かい義援金が寄せられ、全額を日本赤十字社を通じ、被災地に送金しております。また、粉ミルク等の支援物資を段ボール箱28箱搬送、避難者受け入れのための公営住宅39戸を準備しているところでございます。

人的支援としましては、去る5月13日から長崎県派遣隊の一員として、宮城県石巻市へ3名1組、15日間の日程で計4回、職員を派遣決定し、現在は第4陣が被災地において職務に精励しています。また、震災発生の日後、3月14日には、消防職員3名を11日間、岩手県久慈市や野田村に、5月26日には、保健師2名を7日間、福島県福島市に派遣を行い、派遣総人数は17名、派遣延べ日数は227日となっております。

被災地、石巻市から5月27日に任務を終えた職員からの業務報告の一端をここで紹介いたしますと、宿舎は、老人福祉施設の大広間に東京都の派遣隊20名と長崎県の派遣隊20名がごろ寝で、余震に起こされながらの毎日で、食事は朝からレトルトカレー、お昼はカップラーメン、夜は弁当の支給と体調管理に不安を感じたそうです。罹災証明書の発行が主な業務で、まちには下水のにおいが立ち込め、港には魚の腐敗臭が漂い、地震から2カ月も過ぎたにもかかわらず、いまだ傾いた家や今にも崩れ落ちそうな老舗旅館、柱だけが残った飲食店などが見受けられたそうです。

派遣期間が2週間たち帰島するころには、その老舗旅館も解体され、柱だけ残っていた飲食店は、ふつり合いな真新しい壁板で補修されているなど、確実に復旧は進んでいるようでしたが、瓦れきの集積地、津波をかぶった車の集積地はどこも飽和状態で、これから出る全壊、大規模半壊などの家屋はどこに置くのか、この処理だけでも年単位ではなく、10年単位の年月が必要になろうと報告を受けました。

改めて震災で亡くなられた方々に深い哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興に向けて引き続き皆様の御協力をいただきながら支援を尽くしてまいりたいと存じます。

次に、対馬釜山間の国際航路の運休経過と再開についてでございます。

東日本大震災による津波被害及び震災によって引き起こされた福島第一原子力発電所事故後、乗客のほとんどを占める韓国からの集客が困難であるとして、対馬釜山間の国際航路を3月

28日から9月30日の約6カ月間、運休するとの報告を3月20日に航路事業者である大亜高速海運から正式に受け、その対応に今日まで長崎県をはじめとする各行政機関や対馬市内の民間団体とともに、航路の早期再開に向けた取り組みを精力的に行ってきたところであります。

原発事故の風評被害が海外で広がっている中、韓国からの乗客の減少は当分の間は影響が出るものと認識はしておりましたが、6カ月という空白は、日韓の人的・文化的交流にも多大な影響を及ぼし、経済的にも冷え込むことが予想されるため、釜山対馬航路運休対策委員会を立ち上げ、早期の航路再開の取り組みと運休中の対策として、JR九州高速船のビートルの対馬への臨時寄港のお願いを行うことを確認したところであります。

航路事業者の運休に至った経過をまず確認することが必要であることから、対策委員会メンバーとともに航路事業者との面談を4月18日に釜山市で行いましたが、過去10年間における航路事業者としての考え方や対馬の受け入れ体制への不満などが出されました。その後、5月5日から8日まで釜山市で開催されました朝鮮通信使祝祭には、対馬特設のブースを設け、「原発による放射能の心配は全くありません。対馬は安全です」との観光客誘致に向けた街頭PRも行ったところであります。

5月9日には、2度目の航路事業者とのトップ面談を行いました。再開時期の提示はありませんでした。

本市といたしましても、航路再開に向けての韓国からの誘客対策のソフト事業の展開や長崎県との連携による国際航路・航空路の緊急支援対策事業の実施に向けた協議を行っているところであります。

このような状況の中、航路事業者から5月27日に私との面談を行いたいとの要請があり、福岡市において、対馬市議会作元議長、長崎県企画振興部永川部長らと交え、面談を行ったところであります。

この面談の中で、航路事業者から、6月中旬には航路を再開するとの表明があり、その後、5月31日付で正式に、6月17日から運航を再開するとの報告を受けたところであります。その後、CIQとのダイヤ調整等もあり、6月17日から7月24日までの期間は、週末（金・土・日）の1往復運航し、順調に集客ができるようになれば毎日運航にするか、今後決めていくとのこととあります。

今回の震災によって、約2カ月間の国際航路の運休に至りましたが、3カ月間ですね、申しわけありません。観光交流を目指す本市の受け入れ体制における課題を改めて感じとったところであります。

今後は、行政と民間、そして市民がおもてなしの心を持って、観光施策を推進する必要があると痛感した次第であります。

次に、大型客船の厳原港入港についてであります。

日本クルーズ客船の大型客船ぱしふいっくびいですが、5月11日、厳原港に初めて入港しました。旅行客約300人は、あいにくの雨にもかかわらず、新緑で包まれた対馬の自然を満喫し、次の目的地である鳥取県の境港に向け、夕方出港をいたしました。

今回の入港は、観光客誘致を行うための対応策として、気象状況や着岸における諸条件をクリアできたための入港となりました。なお、今秋にも大型客船の厳原港入港が予定をされております。

次に、対馬市国際諮問大使についてであります。

対馬の振興浮揚に関する市長の諮問に対する提言・助言及び支援を行う対馬市国際諮問大使として、韓国の歴史学者で仏像研究の重鎮であるチョン・ヨンホ氏を3月18日に委嘱いたしました。また、厳原港まつり・対馬アリラン祭や朝鮮通信使縁地連絡協議会など、韓国との国際交流の中核としての役割を果たしていただいております財団法人釜山文化財団の前代表理事でありましたカン・ナムジュ氏にも対馬市国際諮問大使の委嘱を7月1日に予定しております。

次に、離島ガソリンの値下げについてでございます。

経済産業省資源エネルギー庁は、給油所等販売店が離島内で消費されるガソリンを直接消費者に値引き販売した場合に、販売店に値引き額を助成するなどの離島ガソリン流通コスト支援事業を平成23年5月1日から実施をされております。

対馬島内の値引き額は1リットル当たり7円であり、本事業は国の予算の関係上、原則として平成24年3月31日までとなっております。

なお、今回の支援事業における値引き販売の効果を検証するため、各販売店における小売価格調査を行うこととなっています。

次に、海洋温度差発電についてであります。

対馬北部海域における海洋温度差発電につきましては、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、略称NEDOの海洋エネルギー技術研究開発公募事業に向け、精力的に提案作業を進めているところでございます。

公募期間は、平成23年、この6月上旬から7月上旬の予定となっており、対象者が企業・大学などとなっていることから、現在、本市がどのような形で当該公募事業に参画できるのかの議論を重ねているところでございます。

公募事業に係る補助率は、実証研究の部門として3分の2が国費補助となっていることから、残る3分の1は事業主体が負担することとなるため、本市としても応分の負担が必要になるのではないかと考えております。

現段階での応募企業は、元佐賀大学長の上原先生が代表取締役を務めておられます株式会社G

ＥＣが主体となると考えています。

また、本公募事業に採択されれば、研究実証期間は、平成２８年２月までの５カ年間となっておりますが、さらに３年間の事業延長が認められるとのことであります。

なお、当該事業での実証プラントは、発電出力１，０００キロワットの予定であります。

次に、消防本部上県出張所の完成についてであります。

かねてより建設しておりました消防署上県出張所が、去る３月２６日に完成し、同月２８日より業務を開始しました。

庁舎は、鉄筋コンクリートづくり平屋建て、延べ面積４０２．０４平方メートルで、対馬北部地域における消防の拠点施設として期待をしております。

次に、浸水警報装置の設置についてであります。

５月３０日、毎年のように国道沿いにおきまして冠水を繰り返し、住民を悩ませておりました上県町佐護地区に浸水警報装置の設置が完了しました。

この装置は、同地区の深山バス停直近に設置し、路面の冠水が一定の高さ——現在の設定では路面上５０センチでございますが、この一定の高さに達しますとセンサーが感知し、サイレンが鳴り、赤色回転灯が作動すると同時に、あらかじめ指定した４カ所の機関へ自動的に電話連絡を行うものであります。

強い雨音などによりサイレンの可聴範囲が狭くなる場合は、連絡を受けた指定機関が警報装置作動の旨を速やかに付近の住民へ告知放送を使い周知することとしております。

次に、先ほど私も議場に入って聞いたんですが、全国の６３０社からなるケーブルテレビの集まりがあるそうですけども、この１７日、金曜日に東京において日本ケーブルテレビ大賞グランプリを受賞してきたという話を今聞きました。昨年秋に放送をされたはずですが、この３月に閉校しました加志々中学校最後の文化祭の取り組みを取材をした番組「ザ・ラストメッセージ〜加志々より愛をこめて〜」という番組、これが全国百三、四十出品された作品の中で最高賞のグランプリを受賞してきましたと。その場でグランプリの発表があつて、行つてた担当者もびっくりしたという話を先ほど聞いたところであります。大変対馬にとって喜ばしいことだというふうに思います。

最後に、議案関係について御説明いたします。

本定例会に御審議願います案件につきましては、専決処分の承認８件、報告４件、平成２３年度一般会計補正予算など２件、条例の制定、廃止及び一部改正１１件、新たに生じた土地の確認及び区域変更３件、市道の認定、廃止１２件、総合事務組合の組織の減少及び損害賠償の額の決定案件それぞれ１件、あわせて４２件の案件について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明させたいと思いますので、何とぞ慎重に御審議の

上、適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（4番 長 信義君） おはようございます。総務文教常任委員会の所管事務調査報告をいたします。

平成23年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第98条の規定により閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、平成23年5月31日、午前10時より、豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のもと、教育委員会事務局より、大石教育部長、志田次長兼総務課長、財部副参事兼係長の出席を求め、（1）校舎等耐震化工事の実態調査について、（2）教職員住宅の一般への貸し付け状況について、現地調査を含め説明を受けたところであります。

まず、校舎等耐震化工事の実態について、①東日本大震災を教訓として災害時の避難場所としての活用も視野に入れた校舎等の耐震化事業の実施を図るべきである、②I s 値、これは耐震指標といいます、I s 値にかかわらず子どもたちの安全確保のための措置を講じてほしい、③耐震化事業に係る補助金の有効活用を図ること、などが委員会としての主な意見であります。

島内小中学校の耐震診断結果について申し上げますと、学校等施設はI s 値（耐震指標）0.7以上が必要とされており、0.3未満は早急に耐震補強を行うよう求められていますが、平成19年度から平成21年度以降の耐震診断結果では、I s 値0.7以上は美津島北部小学校校舎の2.91が最高値で、そのほかにわずか6校であります。また、I s 値0.3未満は南陽小学校体育館の0.15のほか大船越小学校、東部中学校両校の体育館もI s 値0.3未満であります。

国においては、公立小中学校の耐震補強工事に関する地震防災対策特別措置法が改正され、国庫補助率も引き上げられておりますので、特にI s 値0.3未満の体育館等については、来年度以降早急に耐震補強工事に着手されるよう要望いたします。

次に、教職員住宅の一般への貸し付け状況について報告いたします。

平成23年度の教職員住宅入居状況は、住宅戸数215戸のうち入居戸数138戸で、内訳は教職員105戸、教職員以外33戸の入居状況であり、空き戸数は77戸で、入居率64％であります。

また、教職員住宅の借地状況は、借地件数19件、住宅戸数44戸で、入居戸数20戸のうち教職員14戸、一般住宅6戸で、空き家24戸であります。

委員の主な意見として、教職員住宅は入居しないと管理が行き届かないのではないかと、また、空き家の中には使用不能の住宅もあるのではないかなどの意見があっておりますので、市長部局とも十分検討されるよう要望しておきます。

また、当日は、午後より耐震化事業実施済みである豊玉中学校の現地調査を実施し、閉会いたしました。

最後に、今回の所管事務調査におきまして、事前の資料提出に御協力いただきました教育長をはじめ、関係者の皆様にお礼を申し上げます。今後も当委員会は所管の事務調査を順次実施する予定でありますのでよろしくお願いをいたします。

以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6．厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第6、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

厚生常任委員長、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） おはようございます。厚生常任委員会所管事務調査報告を行います。

平成23年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第98条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容と、その概要を同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、平成23年6月2日午後1時30分より、豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のもと、市長部局より長郷市民生活部長、扇福祉保健部長、糸瀬理事並びに担当課長の出席を求め、所管する事務事業について説明を求めました。

まず、福祉保健部より、直営診療所である豊玉診療所は、昨年度まで医師2名体制でありましたが、今年度より新たに2名の医師が勤務され、4名の医師による診療体制となりました。このことにより、対馬中部地域における地域医療体制の充実が図られていくものと期待するところでございます。

一方、救急2次病院である対馬いづはら病院で4名、上対馬病院で1名の医師の減となっております。現場の医師は、精神的・肉体的に厳しい状況であろうと存じます。平成26年10月には、

対馬市における中核的機能を持った新病院が開設される予定です。すばらしい施設ができては医師がいなければその機能は十分に発揮できないわけです。市当局におかれては、病院企業団と連携し、医師確保に向けて今後とも積極的に取り組まれることを要望いたします。

次に、対馬市行財政改革大綱実施計画に基づき、平成22年3月に策定されました対馬市保育所配置計画によりますと、少子・高齢化及び人口の減少により保育所入所児童数の減少が続いており、見直し計画では、平成22年度に塩浜へき地保育所と阿連へき地保育所が閉鎖となりました。24カ所の保育施設を認可保育所10カ所、へき地保育所8カ所に統廃合するとの計画が示されております。今後は、入所児童数の動向を見極めながら慎重に統廃合を進めていくとのことでもあります。その中で、比田勝保育所について、幼保連携型の認定こども園が計画されております。昨年度、第2回定例会の糸瀬議員の一般質問に対し、市長は、比田勝幼稚園は建設後40数年を経ている木造園舎であり、また、幼稚園、保育所とも借地であることから、公共施設が借地であるのは好ましい姿ではないとの認識で、泉保育所を含めて物事を考えていかなければならないと発言されております。施設整備には国の示す基準・財源・地域の理解等いろいろな問題があると考えます。福祉保健部は、配置計画に沿って教育委員会と協議・検討を行う協議会を設けたいとの方針が示されました。前向きに議論が進みますよう要望をいたします。

また、保育所の配置について、保育所配置計画では少なくとも配置保育士の半数以上は、正規保育士を配置すべきと記述されています。しかし、鶏知保育所においては、必要保育士14名に対し、正規保育士は4名の現状です。統廃合や民間委託も計画されていますが、対馬市の正規保育士の年齢構成は50歳以上が約6割の現状です。将来の保育士の年齢構成を考えたとき、職員採用について十分研究されることを望みます。

市民生活部では、地域グリーンニューディール基金事業により実施した海岸漂着ごみ回収について、昨年度は事業費2億226万4,000円で、21地区において実施され、全体で1万3,700立方メートルの回収実績であります。回収されたごみが荷揚げ場等に長期間仮置きされ、搬出に相当の日数を要しました。また、一部は繰越事業となっております。おくれた原因は、県への確認検査の依頼及びその検査日程の調整、さらに入札執行のおくれによるもので、昨年度の反省を踏まえ、今年度は事業着手を早期に行い、回収運搬についてもまとめた入札ではなく、一定量のごみが回収された時点で随時入札執行を行い、年度内処理計画であるとのことでした。

次に、合併浄化槽について、本市の普及率は25%で、他の市町に比べ低い水準にあります。生活環境の保全及び公共衛生の向上を図るため、普及率の向上に努めなければならないと考えます。担当部長の説明によりますと、旧町時代はほとんどの町で国の補助基準額に町単位で上乗せ補助を行っていましたが、対馬市になって単独補助の上乗せが廃止になったことが普及の進まない要因と考えられるとのことでした。ちなみに、合併時平成16年度は、117基設置されまし

たが、毎年度設置数が減少し、平成22年度はわずか22基の設置に終わっています。担当課として、年度途中ではあるが、普及率向上のため補助率の改正を検討しているとのことで、厳しい財政状況ではありますが、速やかに改正されることを望むものです。

最後に、次の委員会においては、地域医療について現地視察を含め調査研究を行うことといたしております。

以上で、厚生常任委員会の調査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） おはようございます。ただいまより産業建設常任委員会所管事務調査報告を行います。

平成23年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第98条の規定により閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は、平成23年5月26日に、阿比留光雄委員は欠席でありましたが、観光物産推進本部より本石本部長ほか2名、美津島地域活性化センターより主藤部長ほか2名の出席を求め、ショッピングセンターパル21とショッピングセンターティアラの商業施設の現在の状況と空き店舗の今後の動きについて、現地調査を行いました。

まず始めに、ショッピングセンターパル21ですが、株式会社丸和が撤退後も20年間営業を行うという契約のもと、テナント料は毎月きちんと入金され、収支上は特に問題はありません。

現在15年経過しており、あと5年残っております。万が一契約を破棄した場合は、建設協力金をいただいておりますので、その中から差し引きとなります。

今後に当たっては、空き店舗を早く解消するために、相手が入りやすい条件、テナント料は少し下げてでも交渉を続けていくとのことであります。

また、JAふれあい市潮菜館がすぐ前にオープンしましたが、農協で扱っている商品とパル21の商品にバッティングすることではなく、逆に相乗効果が出て、パル21にお客が足を伸ばしてくれ、プラスになっているとのことでした。

次に、厳原ショッピングセンターティアラですが、1階の区画で、平成22年8月より空き店

舗となっており、現在は販売催事等で外部利用し、来店客の増加につながるように活用しているそうです。

2階は、平成21年9月より空き店舗が1区画ありましたが、平成23年1月よりお土産店が入店をし、空き店舗は解消をされております。

共有部分ポケットパークは、さまざまなイベントを誘致し、平成22年度は年間337日開催をし、にぎわいの創出に貢献しているそうです。

誘致については、島内では新聞折り込み等を行い、それ以外は商業コンサルタントを通じ、テナントリーシング活動を継続して、早く解消に努めていくとのことであります。

視察後、対馬市交流センター3階会議室で委員会を開催いたしました。委員会では、パル21につきましては、店舗内もきちんと整理をされ、通路もすっきりして安心して買い物ができると絶賛の声が出ていました。ショッピングセンターティアラは、通路に商品がかなりはみ出たところもあり、万が一、火災のときなどは避難に支障が出るおそれがあるので、通路の確保について改善を強く市担当部局に要望しました。

また、大型バスの駐車スペースを確保し、テナントの売り上げにつながるよう委員会としても要望をいたします。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8. 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第8、国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

国県道路整備促進特別委員長、齋藤久光君。

○議員（8番 齋藤 久光君） 改めまして、おはようございます。ただいまより国県道路整備促進特別委員会の調査報告を行います。

国県道路整備促進特別委員会の調査内容について、会議規則第45条の規定により報告をいたします。

本委員会は、平成23年5月18日、豊玉地域活性化センター3階小会議室において、小宮教義委員は欠席でありましたが、市長部局より堀建設部長ほか担当課長等の出席を求め、第9回の委員会を開催いたしました。

まず、平成23年第1回定例会で決定された常任委員の所属変更に伴い、平成23年3月23日付で山本輝昭副委員長が辞任され、同日付で大浦孝司委員が新たに選任されておりました

ので、空席となっていた副委員長の選任について協議を行いました。互選の結果、脇本啓喜委員を副委員長に選出することに決定しました。

次に、当委員会の本年度の調査・研究についての方向性を議題として、平成23年度の対馬振興局管内国県道路事業等について堀建設部長より説明を受け、これに対し、委員から、国道、県道の事業予算等について東日本大震災による影響はないのかなどの多くの意見が出されました。

今年度、当委員会はもとより地元地域の長年の悲願であった上県町佐須奈地区の一般国道382号道路改良事業（大地バイパス）並びに厳原町中村地区の一般国道382号交通安全施設整備事業（中村工区）の2件が新規採択されております。このことは地区推進委員会の喜びも大きく、今後の事業展開と完成に向け、地元としても最大限の協力をしていきたいとのことでございました。

そのほかの今年度実施事業として、主要地方道は棧原小茂田線の上見坂工区、厳原豆酆美津島線の鶏知工区と久和工区、上対馬豊玉線の舟志工区の4事業、一般県道は唐崎岬線の佐保工区、瀬浦厳原港線の佐須瀬工区の2事業、都市計画道路では今屋敷地区において街路事業と地中化事業の2事業が予定されております。新規事業とあわせて全部で10事業、予算総額12億6,400万円を平成23年度予算として計上いただいておりますが、東日本大震災の影響による予算の削減等が懸念されるところであります。

改良が必要な未改良区間について、事業の採択を受けるに当たって一番の障害となっているのが共有地等の用地問題であります。当委員会としても、市長部局に対し入会林整備や筆界未定の解消について積極的な推進を図り、また地域の関係者及び地権者の協力をいただきながら、事業の早期着手に向けての環境整備を図っていくよう要望していくことを確認いたしました。

国道、主要地方道、一般県道における未改良区間の整備促進に係る当委員会のこれまでの活動を振り返り、特別委員会の存在意義を示すためにも、国・県への積極的な陳情活動が必要であるとの強い意見が出され、市長部局と調整することを委員会の総意といたしました。

当委員会の活動とは別に、厳原南部地区道路整備促進協議会より、主要地方道厳原豆酆美津島線（新久田トンネル～一般県道瀬浦厳原港線接点間）の整備促進について、対馬振興局長と対馬市長への要望・陳情を計画しており、議会特別委員会の協力をお願いしたい、との要請があり、5月17日、対馬振興局長へ、5月18日、対馬市長へ、それぞれ要望書の提出に同行いたしました。その中で、同協議会の橋会長より、厳原南部地区の主要地方道の未改良・未整備による交通安全確保、救急患者搬送、通勤・通学の安全、大型保冷車・大型観光バスの運行等による危険性など、多くの課題を抱えている南部地区道路状況について、長年にわたり政治と道路行政の貧困により、地域住民は不便・不利益を被ってきた現実を見ていただき、地域再生を図る点からも、この区間の整備促進は沿線関係地区の悲願であり、早期解決が叶いますよう特段の御高配をお願い

いします、との要望がされました。

この区間は、当委員会の調査・研究の箇所と重なり、委員会代表として私からもあわせてお願いをさせていただきました。

以上、この件についての経緯を説明し、委員会の了解をいただき、今後においても地域住民の期待を受け、本特別委員会のさらなる調査・研究を積極的に行うことを確認いたしました。

以上で、国県道路整備促進特別委員会の調査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。11時15分から再開します。

午前11時01分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（作元 義文君） 再会します。

----- . ----- . -----

日程第9. 長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（作元 義文君） 日程第9、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。

大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 長崎県病院企業団議会の議員報告を行います。

平成23年3月28日に招集されました長崎県病院企業団議会第1回定例会の議案審議について報告をいたします。

午後1時より、長崎市出島会館において、議員13名出席のもと、上程されました3議案が慎重に審議されました。

第1号及び第2号議案は、条例議案であります。

まず、第1号議案は、上五島奈良尾病院の廃止に伴い平成23年4月1日からその機能を診療所として新たに開設を予定しておりましたが、その名称を上五島病院附属診療所「奈良尾医療センター」とすることに伴い、所要の改正を行うものであります。

第2号議案は、長崎県病院企業団認定看護師育成研修費貸与条例であります。この制度は病院企業団の看護の質の向上を図るため、看護職員に対する認定看護師研修費貸与制度を創設するもので、病院が必要とする看護分野の認定看護師資格取得研修に参加する職員に対し、入学金・授業料・生活費等を無利子で貸与することとし、資格取得後、5年間病院に勤務すれば貸与金の返還を免除することができる仕組みとなっております。

第3号議案は、平成23年度長崎県病院企業団病院事業会計予算であります。御承知のとおり県立島原病院・大村精神医療センター及び五島6病院・対馬3病院を含めた11病院の当初予算を一括計上しているところでありますが、総収益239億5,250万8,000円、総費用237億8,733万9,000円で、収支は1億6,516万9,000円の黒字となっております。

ちなみに、対馬3病院の内訳であります、いづはら病院は、総収益36億9,424万1,000円、総費用36億2,419万2,000円で、7,004万9,000円の黒字。中対馬病院は、総収益18億5,811万4,000円、総費用18億1,650万4,000円で、4,161万円の黒字。上対馬病院は、総収益11億2,615万円、総費用11億8,429万5,000円で、5,814万5,000円の赤字が見込まれているところであります。

また、予算関連の説明に当たり対馬新病院建設について、基本設計業務委託料5,775万円、実施設計業務委託料8,662万5,000円、事務費2,251万5,000円で、総額1億6,689万円が盛り込まれているところであります。

なお、審議中、対馬新病院のオープンは、平成26年10月とし、同年12月までに基金を含めた精算業務は完了しなければならない。できない場合には、基金の返納もあり得るとのことでありましたが、今回の東日本大震災の復旧に伴い国内の建設資材の高騰、人手不足等予期せぬ事態が発生することも予測されること、離島はさらに劣悪な要素が存在することから、期限の制約について、病院企業団議長名で国への要望書を作成し、上級機関へ理解を求める活動が必要であることを確認、これを実施することで、全議員、意見の一致したところであります。

また、議員より、新病院建設用地と地震による津波について、質疑がありましたが、企業団側より次のように答弁がなされております。

東日本大震災と津波の関係は、プレートの境で津波は起こるということであり、九州の西方海域にはプレートはないと言われており、津波のおそれはないとの見解であります。

以上、上程されました第1号、第2号、第3号議案は慎重に審議された結果、賛成多数で原案のとおり可決されましたことを報告いたします。

以上で、長崎県病院企業団議会議員の報告を終わります。

○議長（作元 義文君） これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10. 承認第1号

○議長（作元 義文君） 日程第10、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成

２２年度対馬市一般会計補正予算（第８号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました承認第１号専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、平成２２年度対馬市一般会計補正予算（第８号）を、去る３月３１日付で、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により報告し、御承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、地方譲与税、地方交付税等の額の確定による増額及び事務事業費の決定による財源調整などが主なものであります。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

平成２２年度対馬市一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによることを規定し、第１条第１項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１０億８,５５０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３２１億１,５６２万２,０００円とするものであります。

第２項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、２ページから７ページにかけての「第１表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第２条繰越明許費の補正は、８ページから１１ページにかけての「第２表 繰越明許費補正」によるものとし、繰越明許費についての追加、変更及び廃止をいたしております。

追加といたしまして、老人福祉施設維持補修事業ほか３件、２,１６４万６,０００円、この追加の理由でありますけれども、東日本大震災による物品等の調達がおくれたことによるものが主なものであります。

変更につきましては、補正（第７号）で議決いただきました繰越明許費のうち、旧火葬場解体事業ほか２６件の繰越額と合計金額をそれぞれ変更いたしております。

また、廃止につきましては、地域介護福祉空間整備等補助金ほか１件が年度内の事業の完了により廃止いたしております。

第３条地方債の補正は、１０ページ及び１１ページの「第３表 地方債補正」によるとするものであります。事業費の決定により一般単独事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債及び災害復旧事業債を変更し、起債限度額を３４億４,７３０万円と定めております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明いたします。

１８ページをお願いいたします。まず、歳入であります。２款地方譲与税から３款利子割交付金、２０ページの４款配当割交付金から８款国有提供施設等所在市町村助成交付金、

22ページの9款地方特例交付金までは、交付額の確定によりそれぞれ補正いたしております。

10款地方交付税は、普通交付税の追加、特別交付税の決定により16億101万7,000円を増額いたしております。

11款交通安全対策特別交付金は、交付額の確定により55万6,000円を増額、12款分担金及び負担金1項分担金は、移動通信用鉄塔施設整備事業分担金など133万8,000円を増額しております。

24ページをお願いいたします。2項負担金は、有線テレビ加入負担金及び助産・母子生活支援施設入所負担金を50万2,000円減額しております。

13款使用料及び手数料1項使用料は193万7,000円を増額しております。残土処分場使用料の増額が主なものであります。

14款国庫支出金1項国庫負担金は、保育所運営費負担金、生活保護費負担金、災害復旧事業負担金など3,877万1,000円を減額しております。

26ページをお願いいたします。2項国庫補助金は、デジアナ変換設備整備事業補助金等の減額により617万4,000円を減額補正をしております。

15款県支出金1項県負担金は保険基盤安定負担金など、28ページをお願いいたします。1,478万7,000円を減額、2項県補助金は緊急地域雇用創出事業交付金1,590万7,000円の減額等、事業費の確定によりまして、30ページをお願いいたします。4,965万4,000円を減額、3項委託金は参議院議員選挙費委託金など1,618万5,000円を減額しております。

16款財産収入1項財産運用収入は教職員住宅貸付収入など158万4,000円を減額、2項財産売払収入は家畜導入牛売払収入45万円を増額しております。

32ページをお願いいたします。17款寄附金は287万7,000円の増額、18款繰入金金は、歳入の増等により減債基金繰入金5億2,000万円を減額、20款諸収入は、各事業の決定により702万3,000円を減額しております。

21款市債は、事業費及び起債額の決定により、34ページをお願いいたします。2,680万円を減額しております。

次に、歳出につきまして御説明をいたします。

36ページをお願いいたします。1款議会費は、費用弁償など138万5,000円を減額しております。

2款総務費1項総務管理費は、3目財政管理費の減債基金積立金8億1,486万2,000円、振興基金積立金5億5,000万円の増額、38ページをお願いいたします。15節工事請負費の移動通信用鉄塔施設整備工事749万8,000円の減額など、40ページをお願いいたします。補

正額13億2,035万円といたしております。2項徴税費は286万6,000円を減額しております。納税組合事務取り扱い費の減額が主なものであります。4項選挙費は、参議院議員選挙費、42ページをお願いいたします。長崎県議会議員選挙費及び農業委員会委員選挙費を2,647万2,000円減額、5項統計調査費は、指定統計費89万1,000円を減額しております。

44ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費は、給付費の確定等により国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療広域連合負担金、介護保険特別会計繰出金など5,834万4,000円を減額、2項児童福祉費は2,827万7,000円を減額しております。保育所運営費負担金、乳児医療医療費の減額が主なものです。

46ページをお願いいたします。3項生活保護費は扶助費1,448万1,000円の減額が主なものであります。

4款衛生費1項保健衛生費は、母子保健事業委託料1,140万円の減額、48ページをお願いいたします。健康増進事業委託料、合併処理浄化槽設置事業補助金など6,825万6,000円を減額、2項清掃費は13節委託料の漂着物処理委託料1,759万6,000円の追加、海岸漂着物処理設計管理業務委託料1,559万8,000円の減額のほか、50ページをお願いいたします。塵芥処理費、し尿処理費など4,049万6,000円を減額しております。

6款農林水産業費は、1項農業費は、52ページをお願いいたします。農業振興に係る事業の確定等により1,487万7,000円を減額、2項林業費は、54ページをお願いいたします。しいたけ生産推進補助金などの確定により943万8,000円の減額、3項水産業費は、56ページをお願いいたします。事業費の組替や漁業整備事業費などの確定により1,313万4,000円を減額しております。

7款商工費は、58ページをお願いいたします。ツシマヤマネコ基金積立金73万2,000円の追加と事業費確定による補正であります。

8款土木費1項土木管理費は、残土処分場管理等委託料など25万7,000円を増額、2項道路橋りょう費は、久田日掛線道路改良工事、尾浦線道路改良工事などの追加のほか、60ページをお願いいたします。用地購入費、建物等補償費の減により147万9,000円を減額、3項河川費は、急傾斜地崩壊対策事業負担金332万円の減額、4項港湾費は事業費の決定等により5万7,000円減額をいたしております。

62ページをお願いいたします。5項都市計画費は、事業費の決定により6万円を減額、6項住宅費は財源内訳の変更であります。

9款消防費は、防災行政無線移設工事費の確定等により330万2,000円を減額しております。

64ページをお願いいたします。10款教育費1項教育総務費は9,879万3,000円の増額で、教育施設整備基金積立金1億円の追加が主なものであります。2項小学校費は570万円の減額で、健康診断委託料、就学援助費の減が主なものであります。3項中学校費は627万円の減額で、光熱水費、就学援助費等の減が主なものであります。

66ページをお願いいたします。5項社会教育費は緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生事業費の確定及び東日本大震災の影響による事業中止等により836万円を減額、68ページをお願いいたします。6項保健体育費は光熱水費や学校給食会委託料など1,256万4,000円を減額いたしております。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費は、農業、林業、漁港に係る災害復旧工事の確定により124万5,000円を減額、2項公共土木施設災害復旧費は道路及び河川災害の事業費の確定により、70ページをお願いいたします。456万円を減額、4項その他の災害復旧費は、単独災害復旧費146万4,000円を減額いたしております。

12款公債費は財源内訳の変更であります。

13款諸支出金は、旅客定期航路事業特別会計繰出金144万4,000円を増額しております。

72ページから75ページにかけまして補正予算給与費明細書を添付いたしておりますので御参照方をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 1点だけ確認の意味で質問させていただきますが、企画費について総務部長のほうにお尋ねをしておきたいと思いますが、いわゆる有線テレビの光受信装置、軒下についてるやつですが、それと電源部、これはもちろん市の備品であろうと思いますが、これを、例えば一時的に移設していいですか、移動する場合には、今ケーブルテレビのほうでそういうのを移動する場合は、ケーブルテレビのほうに届け出をしてくださいということで文字放送があつてみたいですが、これは基本的にそこで、例えばその移設費用等が発生するかどうか、その確認をまずしておきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） IP告知放送等につきましての御質問でございますけれども、現在CATV事業につきましては、コミュニティメディアのほうに指定管理をいたしております。その中で個人の移設等につきまして、個人的な理由による移設でございます。例えば住宅を建てかえるとか移設をするとかいう場合につきましては、個人の理由によります移動でありますので経

費をいただくという形をとっております。通常の工事移設費につきましては、1万5,000円から3万円程度になるかと思われます。条件によりまして、ただ単なる移設につきましては1万五、六千円程度、また一定期間、別の箇所に仮の施設を設置をいたしまして、新しく家等を建てた場合について、そこに設置するということであれば2回の派遣工事が必要になりますので3万円前後かかるかと思っております。これすべてコミュニティメディアさんのほうに委託をしておりますので事業費等の精査につきましては単価等の基準に基づいた工事を行っているものと考えております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） もちろん、対馬市の有線テレビの情報センター条例ですか、これに第10条でそういうものが記載をされておりますが、ただ1点、私がちょっと事例を申し上げますと、外壁工事を今する場合に、一時的に、光受電装置と電源部を何日間か一時的にちょっと仮に移さなきゃいけないということで、ケーブルメディアのほうに届け出を正直にしたわけですが、簡単に普通の電気屋さんでもできるような仕事なんですよ。それを届け出た場合に3万円の移動っていいですか、それが請求があったということで聞き及んだわけですが、そこで例えば仮設住宅に一定期間、何カ月かする場合は、それはもうやむを得ないと思うんですね。ケーブルの延長とかそういうものがあった場合には、私は仕方ないと思うんですが、仮に何日間かその外壁を、受電装置が設置されてるその外壁部を何日間か仮に移動する場合に、私はそこらあたりが、工事費が発生するっていうことが、ちょっと私、腑に落ちないわけですよ。ただ時間的に、例えば何時間かかったから5,000円か1万円の工事費を費用弁償する分にはわかるんですけど、基本的に3万、3万っていいですか、今、部長が1万5,000円から3万という基準があるそうですが、3万の請求を市民の方に負担させなければいけないのか。私は指定管理を受けてる会社の方針ですから、市がそこまで単価についてもあまり言えないと思いますけど、そこらの指導というのができないのかな。そのやっぱし場面場面によって私は応分の対価っていうのが発生するのは、それは理解できますけど、何時間かの工事で3万、市民に負担させるのかな。それはもちろん市の備品ですから、そこらあたりの研究の余地がないのか。今後また、今までそういうものが発生してないのかどうか。私はもう一度精査をしてもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） 確かに小川議員さんの言われることはわかるんですけども、条例上個人の負担において移設工事を行うということになってます。その移設工事費につきましては、いろんな各種条件によりまして最低でも1万5,000円から3万円ということで、先ほど私、

答弁させていただきましたけれども、その単価等につきましてコミュニティメディアさんのほうともう一度検討いたしまして、果たしてそれが妥当な額なのかということを検討いたしたいと思っておりますけれども、そこに、移設工事に行く場合につきましては2人の職員が恐らく行くと思います。2人の職員の給与等、時間は短いにしてもそこまでの時間の制約がされますので、そういった人件費等の単価につきましても検討いたしたいと思っておりますので御理解をきょうのところはお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 最後です。それ費用弁償が発生するのはもう理解しております。ですから、その方が、その市民が高いじゃないかということで、最初現場を見て3万という金額が設定されたわけですね。それでいろいろ高い安いともめたんでしょう。だから、その市民の方も市の備品だからそこで3万円とかっていうのが発生することがないという、届け出なければいけないので届け出た。そこで3万円の費用弁償が発生したということで一悶着あったそうです。そうすると、最終的にはその1万5,000円で落ち着いたということですが、私はそこらあたりの基準がやはりもう少し、どっかの線で基準っていうのやっぱし定めるべきじゃないかなと。これ指定管理者ですから、指定管理者制度とってますから管理者のほうに一任をするのもいいんですが、あくまでこれは公の備品でありますので、そこらあたり今までそういう事例はなかったのかどうか、まじめに3万請求されて3万払った事例はないのかどうか。それは工事の内容によりますけど、そこらあたり私は精査をしてもらって、今後はそういう適正な工事費といいますか、何が適正かわかりませんが、時間帯、その人も2時間かそこらで終わるから高いじゃないかという、いろんなトラブルがあったそうですけど、そのあたりもう一度精査をして管理者のほうに指導をしていただきたい。これ要望しておきます。

以上です。

○議長（作元 義文君） ほかに。1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 61ページ、下のほう、真ん中あたり、国際ターミナル使用料検収委託料減6万8,000円ってなってますが、これ3月、最終のほうになると週末しか運航しなくなってお客さんが減ったということによる減だと思うんですが、これに関連してなんですが、ターミナル使用料を徴収するということは、やはりターミナルの整備等もきちっとやっていかないといろいろと不満も出てくるだろうというふうに思われます。6月の18日、比田勝の国際ターミナルに行ってみたんですが、いまだにまだ冷暖房が完備されてません。たしか、もう冬の間にお願いしてたものだったはずなんですが、そのときに冷房のときまでには何とかしますからという回答であったと思います。聞くところによると、8月1日にしか備品が入ってこないとい

うことになってますが、どうしてこのようにおくれたのか。東日本大震災で備品調達がおくれているということもあると思いますが、あまりにも遅過ぎると思いますが、答弁をお願いします。

○議長（作元 義文君） 上対馬地域活性化センター部長、川本治源君。

○上対馬地域活性化センター部長（川本 治源君） ただいまの御質問でございますが、この事業費からいいますと、一般競争入札での実施になるわけでございますが、先ほど話が出ております東日本大震災の影響で資材搬入が2カ月ほど要するということでございましたので、指名競争入札で実施をしていただきましたが、なかなか資材が入らず、先ほど言われましたように8月1日からの、資材が入りまして、8月1日からの工事ということになります。大変おくれたことは申しわけなく思っておりますが、東日本大震災での事情がございますので御理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 東日本大震災は3月11日ですよ。冬の暖房のときに間に合わせるようにお願いしてたものが冷房の時期まで間に合わないというのはやはり怠慢じゃないですかね。今度、比田勝のほうには、土曜日はJRも、それから大亜高速も入ってきます。先日、180名JRからおりてきて最後までどのくらいかかるか見てみたんですが、1時間ぐらいかかりますね、手続して出てくる間に。その前に大亜高速が入ってくるダイヤになってるようですけども、次に入ってくる間、まだ済んでない可能性もあります、大亜高速の手続で来られたお客さんが。そうすると2時間以上、あの暑い中で待たなきゃいけなくなりますよ。それで200円徴収、それは文句が出るんじゃないですかね。8月1日ってなったのは、本当これからお客さんに対して申しわけないという気持ちをもう少しあらわしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（作元 義文君） 答弁はいいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

次に、採決を行います。承認第1号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

昼食休憩のため暫時休憩します。午後は1時から開会します。

午前11時50分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

阿比留梅仁君から早退の届け出があっております。

----- . ----- . -----

日程第11. 承認第2号

日程第12. 承認第3号

日程第13. 承認第4号

日程第14. 承認第5号

日程第15. 承認第6号

日程第16. 承認第7号

○議長（作元 義文君） 日程第11、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））から、日程第16、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま一括して議題となりました議案のうち、承認第2号から承認第4号までの3件につきまして、続けて説明をさせていただきます。

この承認案件につきましては、保険税等の最終見込み、国県の支出金、交付金等の歳入の決定及び事務事業費の決定等に伴いまして、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

まず、承認第2号、平成22年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成22年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる

ことを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,822万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億8,590万3,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入について御説明申し上げます。

10ページをお開き願います。1款1項国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税を1億8,863万7,000円減額しております。国民健康保険税は、医療給付に係る医療給付費分、後期高齢者医療制度へ納付する後期高齢者支援金分、介護保険制度へ納付する介護納付金分の3本立てで、それぞれ保険税率を決定することになっております。今回の補正は、主に医療給付費と後期高齢者支援金に係る分の税率の決定による減額でございます。医療給付費分現年度課税分が一般被保険者、退職被保険者あわせまして1億1,662万6,000円の減額、後期高齢者支援金分現年課税分が一般被保険者、退職被保険者あわせまして6,567万5,000円の減額等が主なものでございます。

12ページをお願いします。3款国庫支出金1項国庫負担金は、療養給付費等負担金及び高額医療費共同事業負担金を779万2,000円増額しております。2項国庫補助金は、財政調整交付金等1,595万円を減額しております。普通調整交付金の減は、主に医療給付費の減によるものです。

4款1項療養給付費交付金は、退職被保険者療養給付費に係る交付金で4,726万8,000円を増額しております。

6款県支出金1項県負担金は、高額医療費共同事業負担金を297万3,000円増額しております。

14ページをお願いします。2項県補助金は、財政調整交付金を1,763万8,000円減額しております。

8款1項共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金を584万3,000円増額しております。

10款繰入金1項他会計繰入金は、保険基盤安定繰入金等の一般会計繰入金を2,469万円減額しております。2項基金繰入金は、財政調整基金繰入金を8,481万8,000円増額しております。

歳出でございますが、16ページをお願いします。1款総務費1項総務管理費224万8,000円、2項徴税費97万7,000円は、不用額をそれぞれ減額しております。

2 款保険給付費 1 項療養諸費は、一般被保険者療養給付費を 1,423 万 1,000 円減額しております。

18 ページをお願いします。4 項出産育児諸費は、出産育児一時金を 793 万円、5 項葬祭諸費は葬祭費を 62 万円、それぞれ減額しております。

20 ページをお願いします。8 款保険事業費 1 項特定健康診査等事業費は、特定健康診査委託料等を 1,219 万 6,000 円減額しております。

22 ページをお願いします。12 款 1 項予備費は、6,001 万 9,000 円を減額しております。

続きまして、承認第 3 号でございます。平成 22 年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

平成 22 年度対馬市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第 1 条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,560 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32 億 2,077 万 5,000 円とするものであります。

第 2 項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2 ページ及び 3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入でございますが、8 ページをお開き願います。1 款保険料 1 項介護保険料は、現年度分特別徴収保険料を 1,419 万 5,000 円減額しております。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金は、介護給付費負担金を 1,380 万 3,000 円減額しております。2 項国庫補助金は、調整交付金を 2,448 万 7,000 円増額しております。

4 款 1 項支払基金交付金は、介護給付費交付金等 1,599 万 1,000 円を減額しております。

5 款県支出金 1 項県負担金は、介護給付費負担金を 290 万 4,000 円増額しております。

10 ページをお願いします。7 款繰入金 1 項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を 515 万 3,000 円減額しております。2 項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金を 1,384 万 9,000 円減額しております。

歳出でございますが、12 ページをお願いします。2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費は、介護サービス給付費を 3,000 万円減額しております。4 項高額介護サービス等費は、高額介護サービス費を 30 万円増額しております。5 項高額医療合算介護サービス費は、高額医療合算介護予防サービス費を 10 万円増額しております。6 項特定入所者介護サービス等費は 600 万円を減額しております。

続きまして、承認第 4 号、平成 22 年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第

3号)について御説明申し上げます。

平成22年度対馬市の介護保険地域支援事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,817万5,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入でございますが、8ページをお開き願います。3款諸収入1項サービス事業収入は、介護予防ケアプラン作成の介護保険サービス事業収入を84万円増額しております。

10ページをお願いします。歳出でございますが、2款介護予防支援費1項介護予防支援サービス事業費は、介護予防ケアプラン作成の介護予防支援委託料を84万円増額しております。

以上、承認第2号から承認第4号までの3件につきまして説明をさせていただきました。御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(作元 義文君) 豊玉地域活性化センター部長、中村敏明君。

○豊玉地域活性化センター部長(中村 敏明君) ただいま一括議題となりました承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

本案は、平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第4号)を、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、事業費確定に伴う財源調整が主なものでございます。

1ページをお願いいたします。平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,972万9,000円と定めるものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

歳入について御説明申し上げます。

8ページをお開き願います。2款国庫支出金1項国庫補助金は、事業費確定に伴う赤字航路事業補助金155万8,000円の減額でございます。

3款県支出金1項県補助金は、赤字航路事業補助金28万4,000円の追加でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金の144万4,000円の追加は、一般会計繰入金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。2款施設費1項施設費1目施設管理費は、11節需用費の燃料費30万円の追加及び14節使用料及び賃借料で備船料の不用額13万円の減額でございます。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 上県地域活性化センター部長、永留秋廣君。

○上県地域活性化センター部長（永留 秋廣君） ただいま一括して議題となりました承認第6号専決処分の承認を求めることについて、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本案は、平成22年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第1号）を、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認をお願いするものでございます。

今回の補正は、事業費の確定による減額等が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成22年度対馬市の風力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ168万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,101万8,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

補正予算の内容について、主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページをお開き願います。1款売電事業収益1項営業収益1目売電収益1,284万8,000円の減額は、売電事業収益の減に伴う減額でございます。

次に、3款繰入金1項基金繰入金1目基金繰入金1,116万1,000円の増額は、売電事業収益の減額相当分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、10ページをお開き願います。1款電気事業費2項営業外費用1目消費税9万7,000円の減額は、消費税の確定により減額するものでございます。

次に、3款諸支出金1項基金費1目基金費133万5,000円の減額は、財政調整基金積立金を減額するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） ただいま一括議題となりました承認第7号、専決処分の承認を求め

ることについて、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

専決第7号、平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を、平成23年3月31日付をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,685万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,557万2,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条繰越明許費の補正、繰越明許費の変更は、4ページ及び5ページの「第2表 繰越明許費補正」によります。

第3条地方債の補正、地方債の変更は、4ページ及び5ページの「第3表 地方債補正」によります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入でございますが、8ページ及び9ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料1項使用料1目水道使用料は300万円の減額補正で、4億4,300万円となります。水道使用料の減額によるものであります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目簡易水道事業補助金は1,000万円の減額補正で、1億1,050万円となります。西地区統合簡易水道整備事業の減額によるものであります。

6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、625万3,000円の減額補正で2億7,337万2,000円となります。建設費及び簡易水道法適化対策費の減額によるものであります。

8款諸収入1項雑入1目雑入は260万円の減額補正で、1,330万円となります。水道管移設補償工事の減によるものであります。

9款市債1項市債1目簡易水道事業債は500万円の減額補正で、5,530万円となります。西地区統合簡易水道整備事業の減に伴う簡易水道事業債の減額によるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款簡易水道費1項水道管理費1目一般管理費は248万5,000円の減額補正で、1億7,319万2,000円となります。内訳の主なものとしましては、13節委託料の資産評価資産台帳作成委託料の減額、25節積立金の財政調整基金積立金の追加及び27節公課費の消費税納付金の減額によるものであります。

2目施設管理費は436万8,000円の減額補正で、1億3,317万6,000円となりま

す。主なものとしましては、15節工事請負費の簡易水道施設維持補修工事の減額によるものがあります。

2項水道建設費1目水道建設費の2,000万円の減額補正で、2億5,092万9,000円となります。主なものとしましては、15節工事請負費の西地区統合簡易水道整備事業の減額によるものであります。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 以上、6件の説明が終わりました。

一括質疑を行います。質疑はありますか。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 風力発電の特別会計、5ページに売電事業収益が三角の1,200万相当、これは当初の計画からすれば40%も売電事業が達成できなかったということになるわけですが、この理由はどういうことですかね。

それと、予算編成というのは3月の定例会において年間の金額が、私はこれ一括して出とると思うんですけども、専決というふうな解釈は、3月の定例議会以降に予算措置ができなかったものを計上する、これが専決の私は基本と思いますが、その予算の計上の仕方、総務部長、この辺について年間予算をぼんと上げてきてること自体が本当は間違いじゃないでしょうか。まず、活性化センターの部長に1,200万円がなぜ売電事業が伸びなかったのかの理由を説明した後に、専決ということが年間予算をこういう段階で一括で組んでくる。これはどうかという問題。2つほど質問いたします。

○議長（作元 義文君） 上県地域活性化センター部長、永留秋廣君。

○上県地域活性化センター部長（永留 秋廣君） 大浦議員の質問にお答えしたいと思います。

売電事業収益が減額したことは、去年の5月から7月まで風力発電が故障いたしまして、その間の収益が5月が31万8,000円程度、6月がもうほとんど入らない、7月が53万3,000円程度ということで当初の計画よりも、当初270万円づつを計画してたわけですけど、風力発電の故障によりまして売電事業収益が少なくなったということでございますので御理解願いたいと思います。（「もう一点」と呼ぶ者あり）

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） 大浦議員さんの質問ですけども、この専決処分、3月31日で専決処分の予算を組み立てるのは間違いじゃないかというふうな御質問ですけども、この風力発電の事業におきましては、先ほど永留センター部長のほうから説明がありましたように、故障による、原因が故障なんですけども、その故障の経費を市が負担をすべきものなのか、製造元と申しますか、三菱さんのほうが製造されてますので、三菱さんのもとでの経費によって修繕すべきなのか、

そういった問題が延々と今協議が進んでおりまして、そういった関係上、3月の補正前にその協議が整わなかったということによりまして、売電収益もその際に一緒に予算を扱うべきじゃないかということになりまして、その協議がまだ整わないもんですから専決予算で一括して予算を扱うようにしております。その辺御理解をいただきたいと思ってます。

○議員（16番 大浦 孝司君） わかりました。以上です。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。6件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。6件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから6件を一括して採決します。専決処分の承認を求めることについて、承認第2号、平成22年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、承認第3号、平成22年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第3号）、承認第4号、平成22年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第3号）、承認第5号、平成22年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第4号）、承認第6号、平成22年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第1号）、承認第7号、平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の6件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。6件は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第17. 承認第8号

○議長（作元 義文君） 日程第17、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） ただいま議題となりました承認第8号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、地方税法の一部の改正に伴い所要の改正を行うものであり、平成

23年度の対馬市国民健康保険税の税率を改善するものでございます。

当市におきましては、国民健康保険税の本算定日を6月1日といたしております。本条例を同日から施行する必要があるございますので、平成23年5月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、その承認をお願いするものでございます。この税率決定に当たりましては、5月25日に開催されました対馬市国民健康保険運営協議会に諮問を行い、原案のとおり決定することで答申をいただいております。

対馬市国民健康保険税条例の改正内容は、議案書の対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のとおりでございますが、改正の主な内容について御説明申し上げます。

地方税法の一部改正に伴う改正でございますが、基礎課税分の賦課限度額を「50万」から「51万」に、後期高齢者支援金等の賦課限度額を「13万円」から「14万円」に、介護保険分の賦課限度額を「10万」から「12万円」に改正をいたしております。

次に、国民健康保険税の税率でございますが、今年度の保険税の見込み額を13億5,077万円とし、これをもとにそれぞれの割合により算出するものであります。国民健康保険特別会計の状況と現下の経済状況等にかんがみ、納税者の負担を極力抑えながらも前年度より税率、税額を若干高く設定いたしております。

なお、附則で条例の施行について定めており、平成23年5月31日公布、施行いたしております。

改定の主な詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、参考までに条例の新旧対照表の1ページから7ページを御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 18. 報告第 1 号

日程第 19. 報告第 2 号

日程第 20. 報告第 3 号

日程第 21. 報告第 4 号

○議長（作元 義文君） 日程第 18、報告第 1 号、平成 22 年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第 21、報告第 4 号、平成 22 年度対馬市水道事業会計繰越計算書についてまでの 4 件を一括議題とします。

4 件について報告を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま一括議題となりました報告第 1 号、平成 22 年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告するものであります。

本案は、平成 22 年度中に一般会計予算で繰越明許費の議決をいただきました 70 件の事業について、別紙平成 22 年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越すものであります。

なお、翌年度繰越額につきましては、さきに議決等をいただきました範囲内で繰り越しをいたしております。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま議題となりました報告第 2 号について御説明申し上げます。

平成 22 年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成 22 年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、報告するものでございます。

特養日吉の里浄化槽補修事業でありまして、繰越額につきましては繰越限度額と同額を繰り越しております。

以上、簡単でございますが説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） ただいま一括して議題となりました議題のうち、報告第3号と報告第4号はいずれも水道局所管でございますので、続けて御説明いたします。

まず、報告第3号から御説明いたします。

平成22年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。繰り越しました事業は1款簡易水道費、2項水道建設費の仁田簡易水道維持補修事業350万円、東地区簡易水道改良事業340万円、仁田地区統合簡易水道整備事業8,279万7,000円でございます。繰越理由でございますが、仁田簡易水道維持補修事業及び東地区簡易水道改良事業につきましては、12月定例会において承認され、年度内完成を目指し工事発注の準備を進めておりましたが、平成23年1月16日の大寒波による漏水事故発生に伴い、その対応に不測の日数を要したため工事の発注がおくれ、年度内完成ができなくなったためであります。また、仁田地区統合簡易水道整備事業につきましては、仁田地区簡易水道、伊奈地区簡易水道の統合事業で、変更認可の確認を行ったところ、適地があれば現在の配水池の位置を変更することで維持管理費の節減など、より効果的な配水計画が可能であるとの提案がなされ、現地調査を行ったところ建設可能な適地が見つかったため、実施設計において配水計画を見直し、不測の日数を要したためでございます。

続きまして、報告第4号、平成22年度対馬市水道事業会計繰越計算書について御説明いたします。

平成22年度対馬市水道事業会計の建設改良費を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。繰り越しました事業は、1款資本的支出1項建設改良費3目簡易水道整備工事費の尾浦簡易水道増補改良事業で9,800万円でございます。繰越理由でございますが、浄水場の建設予定地は土地の形状が不整形なことから、実施設計において水道施設の維持管理に最も適した配置計画とすることに不測の日数を要し、年度内完成ができなくなりましたので翌年度へ繰り越すものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第3号、報告第4号について御説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから4件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、報告第1号から4号までを終わります。

日程第22. 議案第49号

○議長（作元 義文君） 日程第22、議案第49号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました議案第49号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第1号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、東日本大震災の影響により国庫補助金が減額されることにより、漁港整備事業、道路改良事業の減額、緊急雇用創出事業の追加、繰り上げ償還の実施等が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成23年度対馬市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億3,020万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ297億4,120万円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

第2条債務負担行為の補正は、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額を6ページ及び7ページの「第2表 債務負担行為補正」によることを定め、1件追加いたしております。

第3条地方債の補正は、地方債の変更を6ページ及び7ページに、「第3表 地方債補正」によることを定め、地方債の限度額を30億2,500万円といたしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。10款地方交付税は普通交付税を1億1,217万4,000円増額、12款分担金及び負担金は、水産業費分担金を38万8,000円増額しております。

14款国庫支出金は1億5,918万5,000円減額しております。漁港整備事業補助金及び道路改良事業等社会資本整備総合交付金の減額が主なものであります。

15款県支出金は、緊急地域雇用創出事業交付金、地域グリーンニューディール基金事業の追加、14ページをお願いいたします。漁港整備事業補助金の減額が主なものであり、1億2,748万4,000円を補正をいたしております。

18款繰入金は、減債基金及び振興基金から9億3,471万7,000円を繰り入れております。

20款諸収入は882万2,000円増額しております。雑入といたしまして全国町村会総合

賠償保険金８６１万７，９７１円を補正をいたしております。この件につきましては、歳出の項目で説明をいたします。

２１款市債は漁港整備事業債及び道路改良事業債の減額、国際航路航空路緊急対策事業債及び、１６ページをお願いをいたします。スクールバス購入事業債の増額が主なもので９，４２０万円減額をいたしております。

続きまして、歳出について説明をいたします。

１８ページをお願いをいたします。２款総務費１項総務管理費１目一般管理費は、東日本大震災における職員の派遣費用等の追加、３目財政管理費は、過疎地域自立促進特別事業基金積立金の減。

２０ページをお願いをいたします。９目国際交流費は、朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会開催事業費の組替及び対馬アートファンタジア事業委託料３４９万９，０００円の追加、１１目諸費に、地域グリーンニューディール基金事業による防犯灯ＬＥＤ化事業５，２５６万６，０００円を増額しております。２項徴税費は、緊急雇用創出事業による統合型ＧＩＳ共用空間基礎データ作成業務委託料９，９３７万３，０００円を増額しております。

３款民生費は、東日本大震災における支援物資搬送に伴う経費であります。

２２ページをお願いをいたします。４款衛生費１項保健衛生費は１億２，２１６万７，０００円を増額しております。診療所特別会計の繰出金及び新病院建設のための敷地造成事業の補正であります。２項清掃費は、平成１６年度中部中継所建設工事に係る国費精算返還金１，１１８万８，０００円を増額いたしております。

６款農林水産業費１項農業費は、イノシシ捕獲補助金５，０００万円の追加が主なものです。

２４ページをお願いいたします。農業費の合計が４，７９１万７，０００円の補正であります。２項林業費は、緊急雇用創出事業による特用林産物（対馬しいたけ）担い手事業の追加により１，８０４万７，０００円を増額、３項水産業費は、緊急雇用創出事業による台帳補正業務のほか、東日本大震災の影響による漁港整備事業費の減額などで、２６ページをお願いをいたします。１億４，２８４万９，０００円を減額しております。

７款商工費は３，０７４万４，０００円を増額しております。国際航路・航空路緊急対策事業負担金２，１５９万８，０００円、また、歳入、２０款諸収入の雑入で申し上げました賠償保険金を損害賠償金として８６１万８，０００円の補正をいたしております。

８款土木費２項道路橋りょう費は、東日本大震災の影響による道路改良事業の減額等により、２８ページをお願いをいたします。１億５，６１５万円を減額しております。４項港湾費は、厳原港湾施設改修事業負担金２３万円を増額、５項都市計画費は、東日本大震災の影響により、まちづくり事業費２，４５０万円を減額しております。

9款消防費は予算の組替であります。

10款教育費2項小学校費は、維持補修工事や、30ページをお願いをいたします。スクールバス購入費など1,974万1,000円を増額、3項中学校費は、学校統合に伴う火災報知器設置工事24万2,000円を増額、5項社会教育費は、図書館システムのネットワーク化に伴うLAN配線工事費追加等により75万8,000円を増額、6項保健体育費は、給食用備品の追加により84万円を増額。

11款災害復旧費は、道路災害復旧費として420万円を増額しております。

32ページをお願いをいたします。12款公債費は、繰上償還金8億4,561万7,000円を増額いたしております。

なお、34ページから37ページにかけまして補正予算給与費明細書を掲載をいたしております。御参照方お願いをいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） ちょっと2点ほどお尋ねします。

歳出の21ページと、それから27ページ。この負担金、国際交流協会の補助金が742万円と非常に多額の補正がしてありますけど、この点を詳しく説明をお願いします。

もう一点、27ページの国際航路・航空路緊急対策事業費の負担金ということですけど、これはどういうことでしょうか。詳しく説明をお願いします。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 糸瀬議員さんの御質問、2点かと思えますけども、まず、21ページの対馬国際交流協会補助金の追加742万の件だと思いますけども、この事業につきましては、実は22年度でもろもろ計画をしておりました。内容といたしましては、対馬の広告事業を韓国内で行うという事業とか、韓国人の（発言する者あり）失礼いたしました。この事業につきましては、前年度も計上して3月末で完了見込みのところだったんですけども、急遽運休ということになりまして専決でお返しをした分がございますけども、まず国際交流協会に負担金補助としてお願いして、韓国内での広告事業でございます。具体的には新聞広告、そして韓国人のガイドとか、旅行代理店の代表者の研修会など、積み残しの分をまた新たにこの23年度で実施する予定です。新たにまた、航路の搭乗率を対馬からよくしようということで国際人育成事業補助金ということでこの3本柱で国際交流協会に交流の促進と、また対馬の認知度の向上ということで実施をする予定のものでございます。

それとあとが、観光費の27ページの中段の国際航路、負担金補助だと思いますけれども、

19節の。国際航路・航空路緊急対策事業負担金という御質問でございますけども、この件に関しましては東日本大震災の影響によりまして対馬・韓国間の国際航路航空路がものすごく激減したということで、特に対馬釜山航路は運休するなど、この地域経済が危機的な状態に陥ってるわけございまして、その対策として県と連携いたしまして緊急的な対策を図ることにより航路と航空路の存続拡充を図るものでございます。支援対象といたしましては、国際定期航路でございます対馬釜山航路、それから定期航空路でございます対馬韓国の航空路でございます。主に2つ、海と空という中で具体的には集客に対する、旅行代理店に対しますインセンティブ、奨励金と申しましょうか、そのインセンティブの設置と、それから空港及び港湾の使用料のそれぞれの負担を補助で行うということで、負担金補助としますのは県と市とあわせて一つの組織ができる予定なんですけども、そこに流し込んで、そこにお任せして、そこからそういうふうな旅行代理店や空港の使用料、滑走路着陸料とか接岸料を見ていこうという、こういう大きな柱でございます。

ちょっと取りとめがございませんけど、よろしくお願いします。

○議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 今、部長の説明で国際交流協会ですか、協会に補助金として出して、成果が出ますか。

もう一点、それからこの27ページの国際航路の件ですね、これはそういう企画があるならもう少し資料でも我々に出して、そして説明をすべきじゃないかと私は思いますよ。今ちょっと説明聞いたってほとんど初めてじゃないかと思えますけど。部長、もう一回よく説明してください。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） まず、（「声はそして大きく」と呼ぶ者あり）失礼しました。国際交流費、19節の対馬国際交流協会補助金の追加ということで御質問なんですけども、一応この母体となるのは財団法人対馬国際交流協会、釜山に事務所も持っておりますけども、ここが最前線になるもんですから一番やっぱりそちらに事業として展開したのがよかろうということで、国際交流協会のほうに負担金として大きく3つを流し込む予定でございます。

次に、航路関係なんですけども、まだ、県と今、協議をしてるんですけども、一つの県の代表、市の代表、それから関係の代表が入って対馬韓国国際航路対策協議会あたりを設立して、そこに県、市とも流し込んで、そこから補助金としてインセンティブを流し込むというようなことなんですけども、恐らく3四半期ごとぐらいの精算になろうかと思えますけども、まだまだ県のほうと詰めてない部分もございますので、一応県議会が27日からございまして、そこまでには何とか県のほうも回答はくれるということでございまして、一応概要としては、申しますように集客に対する助成と運航に対する助成という2本柱で、国際航路の緊急対策事業ということで計画をい

たしております。よろしいでしょうか。

○議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 私は納得がいきませんよ。県のほうが、まだ優柔不断な、そんな状況の中で予算計上するということであれば、もう少し説得力のある説明と資料提供を私、要求しますよ。どうですか、皆さん。（発言する者あり）

○議長（作元 義文君） ちょっと待って。答弁は、資料提供の答弁。どうですか、出せます。ちょっとわかりやすく説明できる。ちょっと暫時休憩します。

午後2時01分休憩

.....

午後2時29分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 2,159万8,000円の件については了解ですよ。21ページの742万円ですね。これは、先ほどの説明ではどうも釜山事務所にいろんな宣伝、事業とかそういうものをさせるようなことの説明のようにありましたが、私はそれで効果が十分見込めますかという質問をしてるわけですよ。だから、その点はこの2本でどうのこうのいう話でしたが、私、釜山事務所は、たしか2人だと思うんですけど、そのような事業、例えばエージェン트를呼んで説明会をすとか、そういうことであればそう大して経費はかからんのじゃないかというような気もしておりますけど、まだ新たに七百万の経費がかかるものかどうかを私は質問してるわけですけど。よろしく。

○議長（作元 義文君） わかりました、質問の主旨。観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 失礼いたします。糸瀬議員さんの質問の中で、釜山事務所にすべてやらせるのかという御質問のようですが、ちょっと私も言葉足らずの点があつてまことに申しわけございません。

まず、今回の742万の内訳なんですけども、まず一つは、韓国内で対馬の宣伝を新聞の4分の1面で行うというような予定をしております。これが200万円でございます。それから、韓国人のガイド及び旅行者の研修事業補助金としてと、それから、これ韓国人ガイドとツアー造成者の観光のスキルアップということで40名を予定し、さらには韓国人ガイドのための観光ガイドブックの作成ということで、あわせ持って380万。それから、交流を促進するために、具体的に言えばハングル講座あたりの卒業生あたりを交流のために釜山へ送り込んで勉強していただくということで、渡航費あたりを100名前後予定して162万円ということで、この韓国内の新聞広告、それから旅行会社ガイドの研修とガイドのためのガイドブックの作成と、それから交流事業のこの3本の大きな柱で合計が742万という予定をいたしております。

いずれも対馬の認知度を上げるということでございまして、その窓口となるのが釜山事務所という意味だったんですけれども、私がちょっと言葉が足りずに、まことに誤解を招いたことに対しましておわび申し上げます。

○議長（作元 義文君） いいですか。17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 補正予算について1点だけ。この病院建設費について。

これ予定では委員会のほうに付託をされる予定になっておりますが、私も厚生委員ですので、その中で細部については審査をしてまいりたいと思いますが、基本的な考え方について市長にお尋ねをしておきたいと思いますが、この病院の建設については3月の18日に市長が発表になりまして、私は確かな判断をしたと、場所については高く評価しておりますが、問題はそこの入り込みの交通アクセスといいますか、道路の問題なんです、今、県道グリーンピア線が今、国道から1本引かれておりますが、海岸まで。この延長が今あそこで途切れております。当初美津島町時代に空港線を計画をいたしましたけど、いろんな諸般の事情で頓挫をした経緯があります。やはり26年の10月開院ですので、やはり今から県道を延長するならば、今からやはり行動を起こしていかなければいけないと私は考えておりますが、そのあたり動きがあるのか、またそういう考えがあるのか。

そしてもう一点、樽ヶ浜港湾道路も当初美津島町時代に、湾岸道路が今できておりますが、それからグリーンピアまで約70メートルぐらいの掘削でできたと思いますが、それも地主との関係で頓挫、中座しておりました。ですが、今後やっぱり開院に向けて、やはり1本だけでは私は足りないと思いますので、そのあたりの市長の考え方をぜひ伺いをして、委員会の中で細部にもわたって審査をしていきたいと考えておりますので御所見を伺いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、17番議員のほうからグリーンピアと空港との接続の問題、それからグリーンピアから樽ヶ浜への接続の問題のお話がありました。

これは相当以前の話になりますが、空港線を断念をされたのはたしかトンボの、ヒヌマイトトンボとか、何かそういう名前だったと思いますけれども、希少な生物が、あの沼っていいですかね、喫水域にいるということで断念をされたというふうに聞いております。私自身、実は県知事のほうにもお話を、私的にいいですか、陳情書を持っていくとかそういうことではなくて、お話をちょっとさせていただいたことが最近ございます。県道グリーンピア線の方で、っていう話をしましたら、知事自身もそのトンボのことをすぐに口に出されました。実際問題そういう生物がいる中で、それはなかなか難しい部分があるんじゃないかという見解も述べられておられました。またその後、対馬地方局とも私、話にも行ってまいりました。こちらの地方局のほうも生物のこと、それから、またちょっと調べますと筆界未定の状況、用地等がなっております。そういう中で実

際問題できるのかなと、これが。いうふうに私自身はあそこに当然連結のことを考えますと欲しいところでありまして、皆さんにとって利便が高くなる道だというふうにも考えますが、施工をお願いをするほうにとっては、やはりハードルが幾つも高いということも聞いておりまして、今そこでこの部分についてどのように物事を進めていっていいか、苦慮してるのが事実であります。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） グリーンピアから空港線については私も事情は知っておりますが、当初橋をかけるとかいろいろありましたけど、相当費用対効果の問題であきらめたということ。路線を変えていけばできるんじゃないかと、すぐ目と鼻の先ですからできるんじゃないかと思いますが、そこらあたりまだいろんな県との協議を私は進めていってもらいたいと思います。もうあと3年ぐらいしかありませんので、やはり1本の線では、もし有事の場合に非常にやっばし支障を来たすんじゃないかと思っております。樽ヶ浜港湾線についても70メートルぐらい延長すれば、多分グリーンピアの、今、伝承館のところのあそこに出ると思います。それもあわせて開院までに条件整備を図っていただきたいと要望しておきます。

終わります。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 先ほどの国際交流費のことについて、ちょっと休憩をしていただきたいんですが。議長にちょっと相談があります。議長に相談がありますので休憩をお願いしたいんですが。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。

午後2時39分休憩

.....

午後2時42分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

ほかに。5番、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） 先ほどの国際交流協会の件ですが、さっきの専決で426万8,000円の減額ですね。これについてはガイド養成、ガイドを養成とかいろんな研修を行う中ができなかったということですが、それじゃあ、当初七百数十万円じゃなかったかと思うわけですが、補正のときに。その残りの金はどういったふうに使われたのか。

あわせて今年度の事業で七百数十万の、先ほどガイドツアーに40名程度、380万ですか、昨年度はそれじゃ何もしないわけでしょうか。どれと、どういった事業をされたのか説明していただきたいと思いますが。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 失礼いたします。山本議員さんの御質問なんですけども、専決で462万8,000円落としてるということなんですけど、今ちょっと手元に資料は全部は持ってきてないんですけども、運休になった次第で一応韓国のエージェントの話を聞こうということで、急遽釜山のほうから8社程度旅費等の負担をいたしまして切りかえを行いました。これは、対馬の観光ガイドが適正にされていないという部分があったので、そういうふうな旅行代理店にも協力をしてくださいという中で進めてきてたんですけども、急遽運休になったから、そちらに切りかえてやむを得ないだろうということで釜山からエージェントを招いた予算が主な専決と今回の差でございます。（「だから、その使途をはっきりしなさいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 一つは、今回426万の減を専決でやった部分なんですけども、まず、韓国内対馬宣伝事業費の減が200万、そのままでございます。それから、ガイドの研修会が400万予定してたのが、そういうふうなエージェントを招いた結果、173万2,000円の執行で、差し引きの226万8,000円で、合計の426万8,000円を減額にいたしております。大まかな部分はそちらでございます。

○議長（作元 義文君） 5番、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） 当初の計画の七百数十万だったと、ちょっと補正のときの資料を持ってきてませんが、その内訳と、実際に執行した内訳の内容の違いについて教えてください言えるわけです。だから、ガイドのツアーの40名、今言う400万と、じゃほかの分はどういうふうに使われたのですか。実績というのは七百数十万のトータルの後300万程度あると思うわけです。どういったふうに使われましたかということをお聞きしとるわけです。

あわせて言います。そのガイドツアー等には当初40名の400万ということで全然執行はあっていないということで理解してますが、そうすると全然ほかのほうに予算が、これはあくまでも補助金でしょ。補助金の使途が全然変わったところに行くというのはそれでいいわけですか。補助金ですからおかしいんじゃないですか。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 失礼します。申しわけございません。今、手持ちの資料がございませんが、3月末の専決で、中止になったため、これこれ執行したという部分は説明申し上げましたけども、あとの部分についてはまた資料を後で提出させていただいてよろしいでしょうか。今、手元に持っておりませんので。申しわけございません、たびたび。

○議長（作元 義文君） 5番、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） 実際に四百数十万の減額する時点でそういった資料は、内訳は欲しかったわけですけど、後ほどいただけるということで了としたいと思いますが、ただ、しかし

その中で、先ほど申しますように補助金が当初、あれは12月やったですかね、予算計上、この補正でされたのは。そのときに内訳もお聞きしておりました。それと、実際に補助金の執行状況について明確に説明をしていただけるように資料をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（作元 義文君） いいですか。10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 関連でお尋ねしますけども、先ほど予算の中でガイドの関係400万ですか、組んでおったけども、それを向こうからのエージェントの分の費用に充てたということですね。だから、山本議員が言うように、当初組んどった内訳が全く違う用途に使われたわけですね。ですね。ということは、最初組んだ予算というのはやはりどこかで組み替えなんかしなければいけないと思いますよ。用途が違うんですから。そのへんはどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 御指摘の部分は最もかと思いますが、運休という突然なことが起こりまして、おまけに事業として、国際交流協会の事業ということで、大きく言えば応用をきかしたということで非常に適正ではなかったかもしれませんが、目的はちょっとはずれたかもしれませんが臨機応変な措置ではなかったかとは思っております。よろしくお願いします。（発言する者あり）

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 臨機応変も範囲があるわけですから、予算執行についてはやはり当初組んだ目的を極力達成できるように執行をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（作元 義文君） 間違えないように。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号は配付しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第49号は配付しております議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。3時5分から開会します。

午後2時53分休憩

.....

午後3時05分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第23. 議案第50号

○議長（作元 義文君） 日程第23、議案第50号、平成23年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま議題となりました議案第50号、平成23年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、豊玉診療所の医師が2名増員になったことによる医師報償費、社会保険料の共済費の増額等が主なものでございます。

1ページをお開き願います。平成23年度対馬市の診療所特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,391万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,666万7,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入について御説明申し上げます。8ページをお開き願います。

1款診療収入1項外来収入は、国民健康保険診療報酬収入等554万5,000円を増額しております。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を3,306万7,000円を増額しております。

6款諸収入1項雑入は、予防接種委託料等530万円を増額しております。

歳出でございますが、10ページをお願いします。

1款総務費1項施設管理費は4,391万2,000円を増額しております。医師2名増員による共済費、報償費、医師住宅借上料等の増額及び豊玉診療所医師による出張診療の一部実施により、いづはら病院等への医師派遣等委託料を減額しております。

以上でございます。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

次に、採決を行います。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

あしたは定刻より本会議を開き、議案上程を行います。

この際申し上げます。この予算審議は非常に大事な審議でございますので、理事者側は答弁が何を想定されるかということを十分踏まえて、的確な答弁ができるように資料もそろえていただきたいと思います。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後3時09分散会

平成23年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

平成23年6月21日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成23年6月21日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第51号 | 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第52号 | 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第53号 | 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第54号 | 対馬市税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第55号 | 対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第56号 | 対馬市へき地保健福祉館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第57号 | 対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第58号 | 対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第59号 | 対馬市地域子育て支援センター条例 |
| 日程第10 | 議案第60号 | 対馬市母子健康センター条例を廃止する条例 |
| 日程第11 | 議案第61号 | 対馬市営住宅使用料条例を廃止する条例 |
| 日程第12 | 議案第62号 | あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(女護島地区) |
| 日程第13 | 議案第63号 | あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(佐賀地区) |
| 日程第14 | 議案第64号 | あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(佐賀地区) |
| 日程第15 | 議案第65号 | 市道の廃止について(大船越中学校線) |
| 日程第16 | 議案第66号 | 市道の認定について(大船越久須保線) |
| 日程第17 | 議案第67号 | 市道の廃止について(大船越お寺線) |
| 日程第18 | 議案第68号 | 市道の認定について(大船越お寺線) |
| 日程第19 | 議案第69号 | 市道の認定について(大船越循環線) |
| 日程第20 | 議案第70号 | 市道の廃止について(浜中線) |
| 日程第21 | 議案第71号 | 市道の認定について(浜中1号線) |
| 日程第22 | 議案第72号 | 市道の認定について(浜中2号線) |
| 日程第23 | 議案第73号 | 市道の廃止について(五根緒中線) |

- 日程第24 議案第74号 市道の認定について（五根緒中線）
- 日程第25 議案第75号 市道の廃止について（五根緒名方浦線）
- 日程第26 議案第76号 市道の認定について（五根緒名方浦線）
- 日程第27 議案第77号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第28 議案第78号 損害賠償の額の決定について
- 日程第29 陳情第5号 安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情について
- 日程第30 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 追加日程第1 議案第79号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第51号 対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第52号 対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第53号 対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第54号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第55号 対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第56号 対馬市へき地保健福祉館条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第57号 対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第58号 対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第59号 対馬市地域子育て支援センター条例
- 日程第10 議案第60号 対馬市母子健康センター条例を廃止する条例
- 日程第11 議案第61号 対馬市営住宅使用料条例を廃止する条例
- 日程第12 議案第62号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（女護島地区）
- 日程第13 議案第63号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）
- 日程第14 議案第64号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）
- 日程第15 議案第65号 市道の廃止について（大船越中学校線）
- 日程第16 議案第66号 市道の認定について（大船越久須保線）

- 日程第17 議案第67号 市道の廃止について（大船越お寺線）
- 日程第18 議案第68号 市道の認定について（大船越お寺線）
- 日程第19 議案第69号 市道の認定について（大船越循環線）
- 日程第20 議案第70号 市道の廃止について（浜中線）
- 日程第21 議案第71号 市道の認定について（浜中1号線）
- 日程第22 議案第72号 市道の認定について（浜中2号線）
- 日程第23 議案第73号 市道の廃止について（五根緒中線）
- 日程第24 議案第74号 市道の認定について（五根緒中線）
- 日程第25 議案第75号 市道の廃止について（五根緒名方浦線）
- 日程第26 議案第76号 市道の認定について（五根緒名方浦線）
- 日程第27 議案第77号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第28 議案第78号 損害賠償の額の決定について
- 日程第29 陳情第5号 安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情について
- 日程第30 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 追加日程第1 議案第79号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について

出席議員（21名）

1 番 脇本 啓喜君	2 番 黒田 昭雄君
3 番 小田 昭人君	4 番 長 信義君
5 番 山本 輝昭君	6 番 松本 臚幸君
7 番 阿比留梅仁君	8 番 齋藤 久光君
9 番 堀江 政武君	10 番 小宮 教義君
11 番 阿比留光雄君	12 番 三山 幸男君
13 番 初村 久藏君	14 番 糸瀬 一彦君
15 番 桐谷 徹君	16 番 大浦 孝司君
17 番 小川 廣康君	18 番 大部 初幸君
19 番 兵頭 栄君	21 番 島居 邦嗣君
22 番 作元 義文君	

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長	橘 清治君	次長	梅野 泉君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
政策補佐官	松原 敬行君
地域再生推進本部長	近藤 義則君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	平山 秀樹君
総務部次長（総務課長）	桐谷 雅宣君
市民生活部長	長郷 泰二君
福祉保健部長	扇 照幸君
農林水産部長	比田勝尚喜君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育長	梅野 正博君
教育部長	大石 邦一君
美津島地域活性化センター部長	主藤 繁明君
豊玉地域活性化センター部長	中村 敏明君
峰地域活性化センター部長	大川 昭敬君
上県地域活性化センター部長	永留 秋廣君
上対馬地域活性化センター部長	川本 治源君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	橘 英次君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。

配付しております議事日程第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第51号

日程第2. 議案第52号

日程第3. 議案第53号

日程第4. 議案第54号

日程第5. 議案第55号

日程第6. 議案第56号

日程第7. 議案第57号

日程第8. 議案第58号

日程第9. 議案第59号

日程第10. 議案第60号

日程第11. 議案第61号

○議長（作元 義文君） 日程第1、議案第51号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例から日程第11、議案第61号、対馬市営住宅使用料条例を廃止する条例までの11件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） おはようございます。議案の29ページからになりますのでよろしくをお願いします。

ただいま一括議題となりました、議案第51号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成22年度におきまして対馬市峰町津柳258番地25に整備をいたしておりました移動通信用鉄塔施設が3月24日をもって完成いたしましたので、当該施設である対馬市移動通信用鉄塔施設津柳無線基地局を追加いたしたく、当該条例の一部を改正するものがあります。

以上、簡単ではありますが説明を終わります。

続きまして、議案第52号対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

対馬市発足後、教育委員会事務局に指導主事を設置しております。この指導主事は長崎県の県費負担教職員である教員を当て、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的な指導を行っており、給与面においては、県費負担教職員に準じて支給しているところであります。

長崎県では、教育職給料表3級在給の者について、給料表のそれぞれの額に7,500円を加算した額を給料月額として支給することとなっております。このため、指導主事の確保等の観点から、長崎県に準じた支給内容とするよう、所要の改正を行うものです。

改正内容について御説明申し上げます。

教育職給料表の備考に、職務の級が3級である指導主事の給料月額は給料表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする規定を設け、長崎県の教員に適用されている市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例に準ずるよう改正するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） おはようございます。ただいま一括議題となりました議案第53号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、対馬市分担金徴収条例に漁業用施設整備事業のストックマネジメント事業の分担金を新たに加えるとするものです。水産庁におきましては、平成20年度より施設の老朽化とともに更新を必要とする施設が増加していることから、施設の長寿命化を図りつつ、方針コストの平準化及び縮減を図る施設として、ストックマネジメント事業が制度化されました。これを受けて、対馬市におきましても、本年度より漁港施設等の調査に着手する計画であります。これまでの経緯等から漁場造成事業で構築した漁業用施設につきましては、分担金を市負担額の70%と定めようとするものでございます。

なお、条例の施行日を交付の日と定めております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） おはようございます。ただいま上程されました、議案第54号、対馬市税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成23年4月27日に地方税法同施行令同施行規則の一部を改正する法律が公布され、原則同日から施行されました。これは、東日本大震災の被災者の方々に、市民税、固定資産税、軽自動車税等の特例措置を設け、救済する内容となっております。

当市におきましても、東日本大震災の被災者の方々が安心・安全に暮らせるよう、対馬市税条

例の一部を所要の改正を行うものでございます。

主な内容としましては、附則第22条で、東日本大震災により住宅や家財等が被災された場合、平成22年度分の総所得等から損失額を雑損控除する特例や、同24条では、損壊した家屋の所有者がその家屋にかわるものとして取得した家屋等に対し、固定資産税の2分の1減免をする特例があります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま、一括議題となりました議案のうち、議案第55号、議案第56号、議案第59号及び議案第60号につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第55号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回改正をお願いいたします児童厚生施設につきましては、条例と施設の再確認をいたしましたところ、豆酈児童遊園につきましては、条例上の施設の位置が旧児童遊園のままなっておりますので、現在地に変更するものでございます。また、塩浜児童館につきましては、昭和60年に施設を解体いたしておりますが、そのまま条例に残っている状況でございます。このため改正を今回お願いするものでございます。

続きまして、議案第56号、対馬市へき地保健福祉館条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

現在の阿連へき地保健福祉館は、昭和43年に建設されたものでございますが、老朽化が激しいために、平成22年度末で廃止をした阿連へき地保育所を新たに阿連へき地保健福祉館として活用するために条例改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第59号対馬市地域子育て支援センター条例でございます。

今回、子育て支援センターの設置条例をお願いしたところでございますが、この子育て支援センター及び放課後児童健全育成事業の施設につきましては、鶏知保育所と一体として整備をしたものでございます。平成15年度に国庫補助を受けて建設し、平成16年から保育所・子育て支援センター事業及び放課後児童健全育成事業を行っているところでございます。

鶏知保育所につきましては、対馬市保育所条例の中で定めているところでありますが、子育て支援センター及び放課後児童健全育成事業を実施する施設につきましては、設置条例がないまま事業を行ってきたところでございます。このため、子育て支援センター及び放課後児童健全育成事業をあわせ持った子育て支援センター設置条例をお願いするものでございます。

第1条で設置の目的、第2条で施設の名称及び位置、第3条で事業、第4条で職員、第5条か

ら第7条までは、利用に関する事項等、第8条で事業の委託についてそれぞれ定めております。

また、附則で施行日を交付の日からとしています。

続きまして、議案第60号、対馬市母子健康センター条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

豊玉町にあります対馬市母子健康センターは昭和51年度に建築されたものでありますが、老朽化に伴い、平成17年に豊玉町保健センターが新設、供用開始されたところであります。このことによりまして、それまで対馬市母子健康センターで実施をしておりました、妊産婦乳幼児等の保健指導並びに母子保健衛生教育等の各種事業につきましては、豊玉町保健センターで実施しており、現在対馬市母子健康センターとしての利用はなされていない状況でございます。このため、対馬市母子健康センター条例の廃止をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、近藤義則君。

○地域再生推進本部長（近藤 義則君） ただいま一括議題となりました議案第57号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本市の企業誘致の取り組みとして、平成20年度の条例改正におきまして、地元の農林水産物を生かした加工製品、付加価値の高い製品づくりを目指した製造業の誘致に向け、一部優遇制度を強化してまいりました。しかしながら、100年に一度と言われる世界的な金融不安から、国内においても景気の後退が強まり、先行き不透明な情勢で、企業においては規模縮小による経営方針へと方向転換し、基盤強化を図っているのが現状であり、合併以来外部からの本市への誘致実績に結びついていないのが実態でございます。

そのような中で、今後においては、製品の輸送コストなど、離島という立地ハンディを度外視できる情報通信関連企業に焦点を当てた企業誘致活動が必要であると考えています。とりわけコールセンター等の情報通信企業に絞り、これを創出に結びつけるために、受け入れ態勢を整える必要に迫られています。今回の改正は誘致指定の基準の見直しを行い、これまで以上に受け入れ要件の枠を拡大するなど、他の自治体におとらない優位な条件で誘致に取り組むための改正をしようとするものでございます。

具体的な改正点は、指定の基準を現行条例では製造業と製造業以外の業種分けでそれぞれの投下固定資産総額を新規常用雇用者数を指定いたしておりますが、新たに2号を追加し、4つの業種ごとにその規定を定めています。

改正の柱といたしましては、ソフトウェア業等及び情報処理サービス業等の情報処理IT関連産業における固定資産の投下額が、製造業等に比べ比較的少額で立地可能なことを考慮し、投下固定資産総額を問わないものとし、新規常用雇用者数をそれぞれ5名以上と25名以上で規定い

たしております。

ソフトウェア業に関しては、少人数での専門的スタッフが固定的に雇用されることが予想されるため、新規常用雇用者を5名以上、また情報処理サービス業に該当するコールセンター等については、企業経営の形態からある程度まとまった従業員規模が必要であると推測されることから、雇用人数の最低ラインを25名と規定しようとするものであります。

なお、附則で条例の施行期日を交付の日からといたしております。

以上で、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案のうち、建設部所管であります議案第58号、対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例並びに議案第61号、対馬市営住宅使用料条例を廃止する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第58号、対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、厳原港並びに比田勝港の港湾ターミナルビルを利用する者の便宜に供する港湾旅客施設として、条例別表に利用の種別、1階と2階の区別、1平方メートル当たりの使用料を定めております。

施設の状況につきましては、現在空きスペースが発生し、空きが埋まらない状況となっておりますので、これを広く公募し、施設の有効利用を図る観点から、利用する階の区別をなくし、あわせて両ターミナルビルの使用料を統一するために、本条例の改正が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参考資料の22ページ、23ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

現行の条例では、例えば比田勝港ターミナルビルの場合、売店を行うための利用は1階、また食堂を行うための利用は2階と、階を限定して定めております。

しかし、現状では、条例の用途に則した利用をしようとするものではなく、他の利用で要望がある状況であり、このようなことから、施設利用の公募を広くし、観光客等の利用の要望に合った施設の整備が求められていますので、今回別表の1階と2階の区別をなくし、施設の有効利用を図るものでございます。また、両ターミナルビルの使用料が同じ利用種別で金額が違っておりますので、厳原港ターミナルビルの使用料を比田勝港ターミナルビルの使用料と同額に変更するものでございます。

次に、議案第61号、対馬市営住宅使用料条例を廃止する条例でございますが、本条例は厳原町下原の床谷改良住宅に関する住宅使用料条例でございます。

床谷改良住宅の住宅改善事業が完了したことにより、床谷改良住宅の住宅使用料につきまして

は、他の市営住宅と同様に、公営住宅法並びに対馬市営住宅管理条例により決定するため、本条例が不用となりましたので、今回廃止するものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから 11 件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。1 番、脇本啓喜君。

○議員（1 番 脇本 啓喜君） 最後の建設部の説明のところなんですけど、比田勝港のターミナルとそれから厳原のターミナル、使用用途が同じであるのに使用料金が違うと、だから是正して同じ金額にするということなんですけど、使用用途は同じであってもそれぞれの土地代とかは違ってきてるはずなんです。市の土地ですけれども、周りの工事価格とか違ってきてるはずなんです。普通土地代が高いところはテナント料が高く、それで土地代が低いところはテナント料が低いというのが通常だと思うんですけど、厳原と比田勝と比較すると、比田勝のほうが低いはずなんです。で、それで同じ金額にするというのは少しおかしいかなあというふうに思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 議員御指摘のとおり、本来であれば上屋の建設事業等勘案して使用料等は検討されているというのが通常だと思うんですけど、比田勝の国内ターミナルについては、御承知のとおり昭和 53 年に建設をされております。それと、厳原港ターミナルにつきましては、早いもので平成元年から平成 2 年に建設をされているんですけども、本来であれば厳原港のほうが高くなくちゃバランスとしてはおかしいわけですけど、今の現行でいきますと厳原のほうが安いという条件になっておるわけです。ですから、これを平等に持っていくということで御理解を願いたいと……。

○議長（作元 義文君） 1 番、脇本啓喜君。

○議員（1 番 脇本 啓喜君） 今まで逆転現象が起こったので平等にするということなんですけど、一遍に比田勝のほうを安くするというのは、段階を踏んでという形で捉えてよろしいですか。大体、今おっしゃるように、施設が古いものに対して同じ料金を取るということもちょっといかがなものかと思えますけど。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 現在のところ、今後のこの使用料の変更については、今の段階では検討をいたしていません。と言いますのも、今事業計画をいたしております比田勝港の網代地区への国内ターミナルの移転ということがこの近年出てきます。その段階でも必然的にその辺のバランスがかわってくるのではないかなと、それにあわせて条例改正をしていくという状況になり

ますので、一応その辺の事業の実施の状況を見ていきたいというふうに考えています。

○議長（作元 義文君） 1 番、脇本啓喜君。

○議員（1 番 脇本 啓喜君） それから、使用用途についてですけれども、1 階がお土産屋さん、売店、2 階が食堂というふうに限定していたものを1 階、2 階の区別をなくすということですが、売店もしくは食堂以外のものが応募してきたら、それも認めるという形でよろしいですか。それとも、売店もしくは食堂関係以外はターミナルのテナントとして入れないということでしょうか。その辺を明確に答弁願います。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 今回の条例改正によって1 階、2 階の区別を外すことによってその辺の一部柔軟性が出てきます。それと条例の別表の中に、6 番目に「上記以外の目的のための利用」ということで、最終的には市長がある程度承認をされれば、その辺の用途については柔軟性があるということで御理解を願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） よろしいですか。7 番、阿比留梅仁君。

○議員（7 番 阿比留梅仁君） 福祉部長にお尋ねいたします。

対馬市地域子育て支援センター条例、5 9 号です。今、この時期に提出された目的をお尋ねします。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） 先般、阿比留議員さんのほうから施設について確認をするようにというふうな、目的外使用があるからという指摘を受けまして、うちの福祉保健部関係の施設を再度確認をいたしました。そういう中で、今回子育て支援センター条例だけでなくほかの福祉関係の施設も、廃止をされているのに既にないの載っている条例とか、そういうのが見つかりましたので、今回改めさせていただいたところでございます。

○議長（作元 義文君） 7 番、阿比留梅仁君。

○議員（7 番 阿比留梅仁君） 阿比留議員からやなくて委員会でしょ。あなたたちはこういうことをするときに、この子育て支援センターは美津島町の保育所内にいつから始まってるんですか。この条例を今出したら、もう既に委託してるんじゃないですか。ね、あなたたちは条例にないことは契約できないということで今まで議会もそれしてきた。なぜこのことだけはできるのか、その社会福祉法人によって差別をつけるのか、どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） この鶏知の保育所とそれから子育て支援センター、それから放課後児童健全育成事業は国の補助事業を受けて一体として整備をしたものでございますので、本来ならばその施設ができた段階でそれぞれ条例を制定すべきところであったわけですが、条例が

整備をされないまま、鶏知保育所の条例だけを整備したまま事業が進んでいったところでございます。そういうことで、今回改めて、正しい条例を整備をさせていただいたということでございます。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 答弁になってないからこの質問は回数に入れんでください。

その支援センターをつくらなければ委託はできなかったはずですよ。条例がなかったら。どういう契約してるんですか、その当時。現実の保育所の中で、支援センター、子育て事業してるんでしょう。第三者にさしてるんでしょ。どういう法律に基づいてさしてるんですか。条例もなく。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） どういう法律に基づいてと言われますけど、実際は条例を制定をしてその上で委託をするというのが本当のやり方なんですけど、その条例の制定がその当時できておりませんで不適切な取扱をしておりましたので、今回改めて条例を制定をさせていただいたというところでございます。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 条例の制定がなかったら委託できないでしょ。それをなぜ、どんな契約してるのかっていうのを尋ねているんです。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） 子育て支援センターとしての事業を委託しております。これは委託契約をしております。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 質問に対する回答になってないじゃないですか。だれが委託するということを条例がなくて許可したの。条例がなかったら委託っていう言葉は出てこないはずだ。ね、わかりますか部長、私が言いよる意味が。条例もなく何のために委託したのか、だれの権限で委託したのかって言うてるんだ。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） 平成17年当時から委託をしておりまして、そのあたりのいきさつはよくわかりませんが、その当時は起案なり何らかの方法をとって委託をしているというように思っております。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 議長ね、これ何回の回数があると思いますから、これ、いいですか。

○議長（作元 義文君） もう一回だけ、そして……。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 回答になってないんや。ね、平成17年に何らかの契約をしていますって、あんたこの条例を出したとに、その当時のことを質問されて何の答弁もできんような

条例出してきたのかな。ここに、条例の中に、8条かな、この条例が制定したら福祉法人に委託することができるって8条なっている。ね、平成17年に、本当はこの条例を出すべきなんだ。それも出さずに闇で契約してるんだよ。癒着だよ。それも調べずに、あなた公務員でありながら、わからんで済むかな。対馬市の職員でしょう。この問題を委員会で、ほかにもあるんですよ。委託が、条例がなくて委託ができませんこと、あなたも知っているはずだ、部長までしてるんだから。だからどういう目的でその当時の市長と社会福祉法人が家で契約したのか、どこで契約したのかを尋ねてるんだよ。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） その当時は、私は適正に起案をして、その上で契約していると思いますけど、その書類を17年当時ですので、再度確認をいたしまして、委員会、これは一応委員会付託になっておりますので、委員会のときにお示しをしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） あなたがここで付託とか何かという問題と違うでしょう。基本的な問題よ、これ。一番大事なことで、あなたたちが行政を運営する中で。上対馬にも支援センターあるんでしょ。これも福祉法人の、社協の中にあるはずだ。これは条例はどうなってるの。社協の定款を変更してるのかな。社協の管轄はあなたでしょ。

それと、ある法人は役所の仕事を全部役所の土地、無料で貸したり、ただで使わせたり、こういうわけ隔てなことだけしてる、正式な委託契約もせずに。まず条例がないんだから委託契約ができないはずだ。こんなにまでしてね、湯多里ランドの5,000万、こんなことまでしてできるのかな、市民の税金を。もう少しね、間違っとなるんじゃないかな。議会もしっかりせなあかんけど、行政もしっかりせなあかんのじゃないかな。この対馬市が合併してからずっと一部の社会福祉法人だけめちゃくちゃな契約をしてきている。それでいいのか。一回破棄して新たにするのか、それをお伺いします。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） 今、破棄をして新たに契約をするのかというお尋ねでございますが、そこは今考えておりません。

○議長（作元 義文君） ごもったもな指摘だと思いますので、十分福祉保健部長のほうも検討されて、答えを返してください。

○議員（7番 阿比留梅仁君） いや、議長、ちょっと大事なことや。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 破棄にする気はないで、違法なこととして破棄する気はないってどういう意味じゃ。え、白紙に戻すのが本当じゃないのかな。多数決とか何かの問題じゃない

よ。違法なことをしたことを、そのままあなたたちは今条例を出して、委託募集もせずにそのまま続けさせるのかな。だったらこの条例なんだよ。これが可決されて初めて条例が有効になるんだよ。そしたら8条に、社会福祉法人に委託することができるってなっている。委託せんでもいい、直営ですれば。今までの電気代とか、その辺はどうなっているんだよ。それもただか。え、これ何回も僕が質問しよるのは、答えになってないから質問しよるんだよ。何が大事かわかってないから質問しよるんだよ。

○議長（作元 義文君） ちょっと、暫時休憩します。

午前10時37分休憩

.....

午前10時38分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このたびの6、7年経ってからこのような条例を整備するという不手際が起きましたことを、まずをもって市民の皆様に対して陳謝したいと思います。今御指摘がありましたように、施設条例等がない中で委託をしてきたことは、まさしくおっしゃられる、御指摘のとおりだというふうに思います。そのときのやり取りについては、詳細は私自身もわかりませんけれども、このようなやり方がほかに起こっているならば、それをきちんと正していく必要があろうと思います。今しばらくどのような方針で今後望んでいくかということを、時間をいただきたいと思っております。できれば早いうちに、皆様にほかの部分も含め、基本的な方針をはっきりとださせていただきたいと思います。御了承よろしく申し上げます。

○議長（作元 義文君） 7番、それで一応今回はよろしいですか。7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） あのね、部長に私がどうやこうや言うて、部長の責任じゃない。しかし、担当部にかわった以上はきちんとしないと、あなたがしたのと違うと思う。副市長、市長も一緒だと思う。立派なこととして、選定委員のときには立派なことしよるけど、やっぱり少なくとも縁故関係に副市長、手心を加えとるんじゃないの。もう少しきちんとした対応しないとおかしいと思う。早急に改善して文書でください。

○議長（作元 義文君） ほかに。10番、小宮教義君。（発言する者あり）10番から、10番から。そっちで勝手に決めないように。

○議員（10番 小宮 教義君） はい。一点お尋ねします。この議案第57号、これの企業誘致のやつなんですけど、この改正案でコールセンターのお話が出ましたが、25名以上の規模とかいう数字が出ていますよね。企業として、こちらに来て、例えば25名を予定しとったけども、22名しか揃わなかったとか、そういう場合はまずどうなるんでしょうかね。その辺をお尋ねし

ます。

○議長（作元 義文君） 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官（松原 敬行君） 企業誘致を担当してます立場から私のほうから説明いたします。

今回の条例改正につきましては、情報通信関連事業について手厚い措置をしたいということを考えております。その中で、特にコールセンターということに絞りながら通信回線を使って大量に業務を行うということの内容でございます。したがって、非常に、県下の状況を見てみますと、ほぼ少ないところでも40名から50名のオペレーターを雇用してあるというのが実態でございます。今回25名というこの線引きにつきましても、県と三者協定を結んでいくということになります。したがって、25名という数字は県の補助要綱とも整合性を保つ意味でそういう措置をさらしております。特に対馬市の場合は企業誘致を設定するときには、事業計画書を企業に出していただくことになっております。だから、その段階で、雇用計画が25名以上ないと、まずその事業計画の段階で、誘致企業として指定ができないということになりますので、事業計画立てる段階でまず25名というのをクリアしていただく。そして、当然その後入られて事業を実施していく中においても25名というのを確保していただかねばならないということになると思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） ということは、基本的には25名以上ということですね。この条例の中に、ほかの企業誘致条例がほかにもいっぱいあるんですが、各市にもですね、その中で、特別に、この対馬市はこの条例の中で、先ほどの改正の4条の2項のところに「市長が特に必要と認めるものについては前項の規定にかかわらず否定することができる」という項目があるんです。これは、ほかの企業誘致条例見ても、なかなかこれを謳っていないんです。ということは、先ほど25名と言われたけども、実際に企業を起したときに22名しかいないという場合が生じたときには、この2項の要綱で対応できるのか、できないのか。

○議長（作元 義文君） 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官（松原 敬行君） 今小宮議員がおっしゃられました2項の取り扱いについては、確かに一考すべき条項だと思っております。それとあわせて対馬市の場合は適用業種ということで、製造業、ソフトウェア業、それから情報処理サービス業、そして旅館業等というのがあります。だから、市長が定めるちゅうか、特に必要と認めるという意味合いは、やはりその業種の選定にも一つはあるだろうし、あるいは雇用者人数についても少し弾力を持って、内容によっては判断すべきものがあるのではなかろうかなということが、事案、事案において考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（１０番 小宮 教義君） ということは、この２項にある「規定にかかわらず指定することができる」というのは、そういう人数の枠の範囲も入っての判断ということですよね。

○議長（作元 義文君） 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官（松原 敬行君） それは、事案によって判断させていただきたいと思いますが、（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）ただ、弾力的な要綱だと条文だというふうに捉えております。

○議員（１０番 小宮 教義君） はい、わかりました。

○議長（作元 義文君） １４番、糸瀬一彦君。

○議員（１４番 糸瀬 一彦君） 私は、ターミナルの件で、１番議員が質問いたしましたけれども、部長にお尋ねしたいと思います。部長、あなたの企画、起案で決裁が下りて厳原と上対馬の料金を均等に図ったということでしょうか。それとも内部でよく相談されて厳原の流動人口と上対馬の流動人口はまったく違うじゃないですか。だれが見たって、しかも募集して応募者がいないというような状況の中で、何でそれぐらいのことが見直しをして、できるだけ見やすい金額にして、そして利用していただくと、そういうふうを考えるのが普通じゃないんですか。両方同じ建物で名称も一緒やから、平米当たり金額を均等にしましたと、これが改正の理由ですという説明ですけど、私にはさっぱりわかりません。もう一回、どういう審議会を経て、そしてこれが決まったのか、副市長も市長もかかわってこういう原案をつくったのか、答弁してください。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 今回の条例は、ある程度ターミナル、それぞれのターミナルにいかにも早く入っていただくかということをメインに検討いたしました。それと、御質問の私の判断なのか、それとも部で叩いた判断なのかということでございますが、一応部のほうで叩き合った案件でございます。

それと、今後のその状況、決めた状況につきましては、御承知のとおり、あのターミナル、それぞれのターミナルを維持管理をするための収入というのにも必要になってくるわけです。そのへんを勘案して現行金額である程度その辺は若干赤字になりますけれども、その辺は状況的にカバーしていけるということで検討させていただいております。今回の改正の金額につきましても、一応わずかでございまして、総額８万１,０００円ぐらいの、年間の増額ということで、一応、現行でいこうと言う判断をしました。

○議長（作元 義文君） １４番、糸瀬一彦君。

○議員（１４番 糸瀬 一彦君） 私がっておりますことをよく理解してもらえてますかね。全然、私協本議員の、市長と一緒に、価値観が全然違うんじゃないかと思いますよ。厳原のターミナルなんか相当な流動人口があることはよくわかります、私たちも。あそこならテナントとして

希望される方があるかもしれません。しかし、そうでない、まったく疲弊してしまった上のターミナルも一緒にしようというような発想が私には理解ができないんです。行政としては、同じにすれば何となく無難な方法かもしれませんが、臨機応変、きのうありましたけど、そういうときに考え方を出すのが正しいんですよ。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 言われるとおり、本当なら利用の頻度、そのへんの勘案をして決める所なんですけど、最低でも、今の現在の状況というのが、使用料につきましては比田勝港のほうが高いわけです。ですから、これをある程度同じレベルまで、厳原のほうを上げていったということです。それと、最終的な、今回議会の中で御提案いただいたその内容につきましては、先ほど脇本議員さんのほうにも話しましたとおり、比田勝港の港湾ターミナルの計画もあっております。その辺をひっくるめまして全体的なバランスがどう取れるのか、検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 3回目ですから、私、市長のほうにお願いをしたいと思います。条例決めてしまったら簡単に変更はできませんので、この機会にもう一回すり直してください。そして、安い金額で設定された場合には、比田勝のターミナルも希望者があるかも知れません。それから、2階と1階を取っ払ったような説明がありましたけど、やはり利用の状況というのは地元の方にも聞いて、そして一階に仮に食堂が入ったらもう待合室はまったく2階かどうかになるわけでしょうから、そのようなことも地元とよく相談されて、私はそういう気配りがあってもいいんじゃないかと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（作元 義文君） いいですか、要望でいいですね。はい。ほかに。はい、3番、小田昭人君。

○議員（3番 小田 昭人君） 議案第52号対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お尋ねをいたします。

まあ、指導主事の給料月額という改正でございますけど、給料表は1級から4級まであるわけでございますけど、3級だけ7,500円を加算するということで、4級はなぜならないのかをお尋ねをいたします。

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） 3番議員さんの質問にお答えしたいと思います。

教職員の給料表につきましては、1級から4級までありますけども、1級につきましては、長崎県は助教諭、2級につきましては教諭、特2級というのがありまして主幹教諭でございます。

3級というのが、副校長、教頭であります。4級が、長崎県で言いますと校長という、長崎県の

給料表でございます。

対馬市におきましては、1級が幼稚園の助教諭を適用しております。2級が指導主事幼稚園教諭でございます。特2級っていうのは困難業務な指導主事を適用いたしております。3級につきましては、指導主事、特に困難業務等の業務が困難等な指導主事に適用いたしております。4級につきましては指導主事の重要業務ということで適用いたしております。現在3級の、4級につきましては3名、3級については2名、2級につきましては2名の指導主事、7名が在職をしています。4級につきましては、プラス7,500円アップというのは給料表自体に既に適用させておりますので、3級についてのみ県に準じて改正をいたしたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（作元 義文君） いいですか、3番。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号から議案第61号までの11件中、議案第59号を除く10件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議あり。はい、17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 今、1件だけ委員会付託の提案をされましたけど、今の質疑応答を聞いている中で、この議案第58号、これを本会議で採決するのはちょっといがかかなと、もしよければ所管の委員会に付託をして、委員会の中で、もう少し研究・討議する必要があるんじゃないかと思って、私は異議を唱えましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） ただいまのような意見でございますが、いかがいたしましょうかね。委員会に58号、付託いたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

.....

午前11時36分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

異議がありますので、起立採決をします。10件について、委員会への付託を省略することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立少数です。10件は委員会付託を省略することは否決されました。

暫時休憩します。議運の委員長、委員会を開いてください。どれを委員会にまわすか。

午前11時37分休憩

.....

午後0時18分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。昼食休憩とします。

午後は1時15分から再開します。

午後0時19分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

島居議員、山本議員から早退の通知があつております。再開します。

休憩前に引き続いて、一括議題としております議案第51号から議案第61号までの11件を議題とします。

お諮りします。議案第51号から議案第61号までの11件中、議案第58号及び議案第59号を除く9件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第58号及び議案第59号を除く9件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、9件について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） これで討論を終わります。

これから、9件を一括採決します。

議案第51号、対馬市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例、議案第52号、対馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第53号、対馬市分担金徴収条例の一部を改正する条例、議案第54号、対馬市税条例の一部を改正する条例、議案第55号、対馬市児童厚生施設条例の一部を改正する条例、議案第56号、対馬市へき地保健福祉館条例の一部を改正する条例、議案第57号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例、議案第60号、対馬市母子健康センター条例を廃止する条例、議案第61号、対馬市営住宅使用料条例を廃止する条例の9件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。9件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例及び議案第59号対馬市地域子育て支援センター条例は、配付しております議案付託表のとおり常任委員会に付託

します。委員長の審査報告は6月29日に行います。

日程第12. 議案第62号

日程第13. 議案第63号

日程第14. 議案第64号

○議長（作元 義文君） 日程第12、議案第62号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（女護島地区）から、日程第14、議案第64号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（佐賀地区）までの3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） ただいま一括して議題となりました議案第62号から議案第64号の3件のあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更につきまして、続けて提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議案第62号についてでございますが、本議案は地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものでございます。

本件は、長崎県が事業主体で施工しました美津島漁港整備事業に伴い、ケーソン製作場用地道路敷として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を美津島町久須保字池ノ浦に編入するものでございます。土地の位置につきましては、字図位置図を添付し、赤塗りで表示している部分でございますが、美津島町久須保字池ノ浦693の1、693の3、694の3、695の1、695の3及び711の10から15まで並びに695の3に隣接する水路地先で、面積1万5,104.15平方メートルの土地でございます。

次に、議案第63号は、議案第62号と同じく、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものでございます。

本件は長崎県が事業主体で施工しました佐賀漁港整備事業に伴い、道路事業として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を峰町佐賀字宮原及び在家に編入するものでございます。土地の位置につきましては、字図位置図を添付し、赤塗りで表示している部分でございますが、峰町佐賀字宮原444の8地先並びに字在家536の14地先で、面積376.65平方メートルの土地でございます。

最後に、議案第64号も、前2号と同じく、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものでござい

ます。

本件は、長崎県が事業主体で施工しました佐賀漁港整備事業に伴い、道路用地、漁具保管修理施設用地、護岸敷、岸壁敷として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を峰町佐賀字向エに編入するものでございます。土地の位置につきましては、字図位置図を添付し、赤塗りで表示している部分でございますが、峰町佐賀字向エ33の13、33の14、33の17、33の35及び33の36地先で、面積827.63平方メートルの土地でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第62号から議案第64号までの3件の提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから、3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。3件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。3件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、3件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） これで討論を終わります。

これから採決をします。3件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。3件は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第65号

日程第16. 議案第66号

日程第17. 議案第67号

日程第18. 議案第68号

日程第19. 議案第69号

日程第20. 議案第70号

日程第21. 議案第71号

日程第22. 議案第72号

日程第 2 3. 議案第 7 3 号

日程第 2 4. 議案第 7 4 号

日程第 2 5. 議案第 7 5 号

日程第 2 6. 議案第 7 6 号

○議長（作元 義文君） 日程第 1 5、議案第 6 5 号、市道の廃止について（大船越中学校線）から日程第 2 6、議案第 7 6 号、市道の認定について（五根緒名方浦線）までの 1 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案第 6 5 号から議案第 7 6 号までの市道の廃止並びに認定に係る、以上 1 2 件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、路線を廃止するために、道路法第 1 0 条第 3 項の規定並びに市道を認定するために同法 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第 6 5 号市道の廃止について（大船越中学校線）並びに議案第 6 6 号市道の認定について（大船越久須保線）でございます。

議案第 6 5 号の大船越中学校線は、裏面の参考図面のとおり、市道大船越海岸線の接点、美津島町大船越字ヤトコ原を起点とし、緒方入り口付近の国道接点の美津島町久須保字蔵ノ本を終点とする延長 1, 4 6 3 メーターの路線でございます。以前本路線の沿線に大船越中学校があり、その関係から市道大船越中学校線という路線名になっておりますが、御周知のとおり、現在大船越中学校は別に移転をしているため、位置的な誤解や混乱を招くことと、議案第 6 9 号で説明いたします大船越循環線の新規認定に合わせるために本路線を廃止し、新たに議案第 6 6 号、市道の認定について（大船越久須保線）の参考図面のとおり、大船越循環線接点の美津島町大船越字下在所を起点とし、緒方入り口付近の国道接点の美津島町久須保字蔵ノ本を終点とする延長 1, 3 4 5 メーターを認定しようとするものでございます。

次に、議案第 6 7 号、市道の廃止について（大船越お寺線）並びに議案第 6 8 号、市道の認定について（大船越お寺線）でございます。

議案第 6 7 号の大船越お寺線は、参考図面のとおり、市道大船越海岸線接点の、美津島町大船越字下在所を起点とし、大船越へき地保育所付近の美津島町大船越字下在所を終点とする延長 2 2 2 メーターの路線でございます。新規認定をしようとする大船越循環線と一部重複いたしますので、本線を廃止し、新たに議案第 6 8 号、市道の認定について（大船越お寺線）の参考図面のとおり、大船越海岸線接点の、美津島町大船越字下在所を起点とし、大船越循環線の接点である美津島町大船越字上在所を終点とする延長 4 0 メーターを認定しようとするものでございます。

次に、議案第 6 9 号、市道の認定について（大船越循環線）でございます。本路線の完成に伴

い、参考図面のとおり、市道大船越海岸線接点の、美津島町大船越字下在所を起点とし、市道大船越漁港関連道の接点、美津島町大船越字上在所を終点とする延長４６０メートルを新規認定しようとするものでございます。

次に、議案第７０号、市道の廃止について（浜中線）並びに議案第７１号、市道の認定について（浜中１号線）、議案第７２号、市道の認定について（浜中２号線）でございます。

議案第７０号の浜中線は、参考図面のとおり、起点・終点を豊玉町曾字前原とする延長１３６メートルの路線でございますが、主要地方道上対馬豊玉線の道路改良事業によりまして、２つに分断をされましたので、本路線を廃止し、新たに議案第７１号、市道の認定について（浜中１号線）並びに議案第７２号、市道の認定について（浜中２号線）のそれぞれ参考図面のとおり、浜中１号線として延長８０メートル、浜中２号線として延長４０メートルを認定しようとするものでございます。

次に、議案第７３号、市道の廃止について（五根緒中線）並びに議案第７４号、市道の認定について（五根緒中線）でございます。

議案第７３号の五根緒中線につきましては、参考図面のとおり、起点・終点を上対馬町五根緒字ウステとする、延長４２２メートルの路線でございますが、市道五根緒線と一部重複をしておりましたので、本路線を廃止し、新たに議案第７４号、市道の認定について（五根緒中線）の参考図面のとおり、港から五根緒線の接点までの延長２５０メートルを認定しようとするものでございます。

次に、議案第７５号、市道の廃止について（五根緒名方浦線）並びに議案第７６号、市道の認定について（五根緒名方浦線）でございます。議案第７５号の五根緒名方浦線は参考図面のとおり、起点を上対馬町五根緒字ウステから、上対馬町五根緒字名方浦を終点とする延長２、２１７メートルの路線でございますが、起点で五根緒線に一部重複いたしていたしましたので、本路線を廃止し、新たに議案第７６号、市道の認定について（五根緒名方浦線）の参考図面のとおり、五根緒線接点の上対馬町五根緒字ウステを起点とし、上対馬町五根緒字名方浦を終点とする延長１、３４０メートルを認定しようとするものでございます。

以上で、議案第６５号から議案第７６号までの１２件についての説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから、１２件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。
１８番、大部初幸君。

○議員（１８番 大部 初幸君） 議案６９号についてお尋ねします。この大船越循環線道路は、昨年市長のおかげで完全に貫通したわけですが、６８号に載ってるこの市道認定のこのちょっと先に、１０メートルぐらい舗装がされてないんです。１０か１４、５メートルですかね、僕もそ

れぐらいの距離と思うんですが、これ市道認定ということですが、ここだけが舗装できてないものですから、非常にその地域の人が困って入るわけですが、これがどうかならないものか、お尋ねをします。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） この件につきましては、最終的には長い期間用地交渉等によりまして取り組んできたわけですけど、最終的には用地の対応ができなかったということで、その区間というか、その幅だけが未施行のまま終わったということでございます。

以上です。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） その理由は、私も詳細にわかってるんですよ。だからこのまま、今のままで舗装しなくてそのまま終わるものか。相手先はこういう公共の施設だから言えませんが、お金のやり取りがいろいろ複雑構成であってるわけですよ。この循環線道路というのは正直言って、私も自分が議員になるときこれ目標でやったわけですから、これ何とか解決方法はないものか。もうかなり美津島町のときからこれやってきて、もめにもめてこのままになってるわけですよ。もうこの地権者は亡くなってるわけですけども。その後一つもぜんぜん進展がないんですけど、このまま舗装しなくていくものか、そのところをお聞きしたいんですが。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 議員御指摘のとおり、せっかくああいうきれいな道路ができて、一部、半分までいきませんが、こう欠いたような状況で舗装がなっていると、私たちもなるべくなら完成をしたかったんですけど、先ほど話しましたとおり、一部土地の買収ができないという状況で、公共の施設でございますので、果たして民地の分をその辺の対応ができないまま舗装するのはいかなもんかということで、いまのところちょっと対応しきらない状況でございます。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 循環線道路はお寺が横にあって、お寺というものはそんなにしょっちゅう行くようなものではないとですけど、その上に大船越へき地保育所があるわけですよ。このところ、地元の人がしょっちゅう舗装してないところを毎日、朝晩、じいちゃんばあちゃんが孫連れて行ったりきたりしてるわけです。これを何とか善処ある方法で、このままやったら、今部長言われるままやったら絶対進展しないと思います。町がお金払っとるからしないというのがあるわけですよ、はっきり言って。ただ、担保が抜けないからされないというわけでしょうけど、私もそれは携わってるから理由はわかってるんですけど、これを何とか、そのところを市道認定ですからできないものかお聞きしてるんですよ。このままだったら平行線で、もう今のままのがたがた道、泥水。泥水ですかね、雨がふったらもう溜まり場になってますよ、今見て

もらったらわかるように。もうこんなになって何年になりますかね、もう5、6年、5年ぐらい
なと思いますよ。これが進展しないわけなんですけど、ぼんといきなり人にも振られんでしょ
うけど、これ何とか進展ある方法って考えられんもんですかね。もう一回お願いします。どちら
でも。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 現地は未舗装のままで、そして側溝等もできていない状態でずっと推移
をしてきております。一度今回こういう形で市道認定をさせていただく中で、最終的にはそれな
りの年数にかかると思いますけれども、道路法の適用を受ける段階において、物事をどういう方
向かで決着をつけるということを考えていかないと、今のまま放置を永遠にしとくという訳には
いけん場所だという認識は持っております。

○議員（18番 大部 初幸君） ぜひその方向で進んでください。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 議案第65号から76号まで、これの認定と廃止のことでちょっ
と確認させてもらいたいんですが、この認定した土地の名義変更、廃止した場合のその後のどう
いうふうな財産になるのか、これちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（作元 義文君） わかります。はい、建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） この内容で議会の議決が得られれば、今後市道にということで、公
告をしていくことになります。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） いや、公告するのはわかるんやけど、名義は既にかわってるの、
市に。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） いまの路線につきましては、たいがい最終的には市名義になってい
ると思います。市名義か、ある程度長狭物といいます赤道とか、里道の分野も含めて公共の財産
という認識はしております。

○議長（作元 義文君） わかります。

○議員（7番 阿比留梅仁君） わからん。

○議長（作元 義文君） 名義の問題ですか。名義が変わってるのか。今からなるのかどうか。建
設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 今の認定の分についてはなっております。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 認定の分はすべて市の名義になっているということでもいいんです

ね。それと、廃止の分に対して、これ、今後どのようにして財産管理をされるのか、ちょっと伺いいたします。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 廃止の部分で、道路としての置き去りにする廃止の方法じゃなくて、今回の分につきましては、一部重複をしておったり、新規認定に合わせていろいろ路線の整合を取る中で、一回認定をしておる路線について一回廃止をして、そして新たに路線のルートとか、そういうやつを見直した中で新規認定をしていただくという構成の中で進めておりますので、廃止をしたからといってそこにはほかの路線がそのまま形状的に残るかというものではない。

以上です。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） すべてを認定し直したということは、そこには不足の分と必要なくなる分ができたわけでしょう。そうしないと、廃棄して認定し直す必要はないからね。その辺はどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 先ほど説明いたしましたとおり、まあもともと市道であってそれから外れたというエリアにつきましては、曾の部分で、曾の浜中1号線みたいな道路で、県事業で一部エリアを県道になってまた寸断をされた、そういう部分については市道から県道に移行したという状況で、通常先ほど申しましたとおり、今回の部分は問題がある路線について、一回廃止をして、修正をして、新たに認定するという状況で今回出していますので、その辺を御理解願いたい。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） そしたら、わかりやすく73号、廃止した部分は何平米ですか。そして、新たに認定し直したのは何平米ですか。議案73号だけでいいですから。廃止が何平米で、新たに認定し直したのは何平米ですか。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 認定の中で、そういう認定項目というのがありまして、ある程度起点・終点の所在と延長関係だけの認定であって、その辺は現況の中で、それぞれの現況に合わせた幅員の確認をしなくてはいけないんでしょうけど、一応今の認定の内容というのが、先ほど話しましたとおり、始点・終点の所在の並びにその路線が何メートル総延長としてあるのかの内訳ぐらいで終わってますので、一応私の今の段階であれば面積等については把握をいたしております。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） ちょっと議案出してくるのにはおかしいですよ。普通、認定廃止というのは、その後の財産、普通財産にするのか、それもきちっとせなあかんだろうし、もとの地主に返すのか、それもはっきりしない、できん場合もあるでしょうし。廃止するのが何平米か、認定するのが何平米かわからんという認定の仕方ではよくないと思うんだけど、どうでしょうかね。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 今の第73号のことでちょっと説明を申し上げますと、もともと五根緒中線につきましては422メートルありまして、そのうち重複をしている区間が一部区間あったと。要は重複している部分が422メートル既存であったわけですけど、そのうち残ったのが五根緒中線として認定のほうに掲げております総延長250メートル、その差し引きが重複をしていたという状況になります。ですから、172メートルが重複をしていたかということになります。

○議長（作元 義文君） いいですか。7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 財政課長かな、この認定あったときに、あななたちはどういうふうな財産管理していくんかな。

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） 道路関係につきましては、建設部の管理課のほうで道路台帳に基づいて市の名義については、登記をいたしていると思います。まだ、道路については、未登記の分もかなりあるとは聞いてはおりますけども、管理課のほうで、道路については把握をいたしておると考えております。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） あなたたちは前の決算のときに、2年前かね、決算委員会のときに、それを1つにまとめて総務ですするという答弁がなされてるよ。それが、普通財産なのか、公有財産なのか分けてするという答弁がなされてるよ。

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） 財産管理の面ですけども、普通財産につきましては、それぞれのセンターが台帳を持っておりまして、総務部管財課のほうでとりまとめをいたして書類をもっております。行政財産につきましては、それぞれの部門で行政財産につきましてはの台帳というのを整備しておりまして、その分につきましては、一覧表として管財課のほうでもらってるという状況であります。

○議長（作元 義文君） いいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております12件は、委員会への付託を省略したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。12件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第65号、市道の廃止について（大船越中学校線）、議案第66号、市道の認定について（大船越久須保線）、議案第67号、市道の廃止について（大船越お寺線）、議案第68号、市道の認定について（大船越お寺線）、議案第69号、市道の認定について（大船越循環線）、議案第70号、市道の廃止について（浜中線）、議案第71号、市道の認定について（浜中1号線）、議案第72号、市道の認定について（浜中2号線）、議案第73号、市道の廃止について（五根緒中線）、議案第74号、市道の認定について（五根緒中線）、議案第75号、市道の廃止について（五根緒名方浦線）、議案第76号、市道の認定について（五根緒名方浦線）の12件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。12件は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第77号

○議長（作元 義文君） 日程第27、議案第77号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました議案第77号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

この議案につきましては、本年3月31日をもって南高北東部環境衛生組合が解散したことに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に、変更が生じるため、地方自治法第290条の規程により、議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第78号

○議長（作元 義文君） 日程第28、議案第78号、損害賠償の額の決定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。上対馬地域活性化センター部長、川本治源君。

○上対馬地域活性化センター部長（川本 治源君） ただいま議題となりました議案第78号、損害賠償の額の決定について、その提案理由の御説明を申し上げます。

損害賠償につきましては、国家賠償法第1条第1項の規定により、損害を賠償する必要があるしますので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は平成21年11月15日、公園内の木柵支柱の根元が老朽化により腐食していたため、寄りかかった際に横の梁が脱落して、約1メートル下の道路歩道に転落し、鎖骨骨折と脊椎の圧迫骨折をされた事故で、入院134日を含め353日間の長い治療期間を要しました。負傷された方には、肉体的にも精神的にも大変な御苦痛を与えました。また、御家族の方にも多大な御迷惑をおかけしたことを心からお詫びを申し上げます。

なお、この公園の木柵をはじめ、上対馬管内の老朽化した木柵のすべては、その後鋼製の防護柵に取りかえましたが、今後このようなことがないように、施設管理には十分気をつけたいと思っております。

損害賠償金につきましては、全国町村会総合賠償保険に加入しておりましたので、全額保険会社が支払うことになります。

以上、簡単でございますが提案理由の御説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第29. 陳情第5号

○議長（作元 義文君） 日程第29、陳情第5号、安心でおいしい主食を保育所の3歳児、4歳児、5歳児に提供することに関する陳情についてを議題といたします。

陳情第5号は、配付しております陳情文書表のとおり、厚生常任委員会に付託します。委員長の審査報告は6月29日に行います。

日程第30. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（作元 義文君） 日程第30、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

本選挙の議員任期は市議会議員任期によるものでありますが、3月定例会において、本会議員が市議会議員を辞職したことによるものであります。任期は平成25年5月31日までの残任期間となります。

お諮りします。選挙の方法は指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

次に、指名の方法については、議長が指名することにします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に兵頭栄君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました兵頭栄君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議長が指名しました兵頭栄君が当選されました。

当選された兵頭栄君が議場におられますので、当選の告知をいたします。暫時休憩します。

午後2時00分休憩

.....

午後2時43分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

配付しておりますとおり、市長から追加議案が提出されました。

お諮りします。議案第79号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第79号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正についてを日程に追加し、日程第1として議題にすることに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

追加日程第1. 議案第79号

○議長（作元 義文君） 追加日程第1、議案第79号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました議案第79号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について、その提案理由と内容を御説明いたします。

本案は、地方自治法第74条第1項の規定により、対馬市厳原町宮谷77番地入江有紀氏及び厳原町久田道1622番地友納徹氏を請求代表者とし、提出のありました対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の改廃請求を平成23年6月14日受理しましたので、同条第3項の規定により、別紙意見書をつけて議会に付議しようとするものです。

2ページをお願いいたします。

改正条例は、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例とし、第1条は趣旨で、地

方自治法第203条第4項の規定に基づき、議会の議員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、定めようとするものです。

第2条で、報酬の額を日額3万円とし、第3条で支給方法、第4条で費用弁償について、第5条で規則への委任を定めるものです。

附則で、施行日を平成23年9月1日としております。

次に、市長としての意見であります。請求代表者は条例改正請求要旨として、多額の負債をかかえる厳しい対馬市の財政状況の中で、漁業など市内産業の不振や、人口の流出が続いており、このように疲弊した対馬市の状況を少しでも緩和するため、議員報酬を日当制にし、約4億円の節約を行いたいとしています。

市民の皆さまが、このように対馬市の現状や財政状況を憂慮し、直接請求を行われたことに対して、非常に重く受け止めているところであります。請求代表者のご指摘のとおり、市の財政は厳しい状況であり、積極的な行財政改革を断行し、その健全化に努めているところですが、3月に発生した東日本大震災の影響を考えると、国からの補助金等の削減が予想され、なお一層の行財政改革を進めながら、施策を行っていく必要があると考えています。

そのような中でありますが、地方自治法制定から60年以上経て、平成の大合併等により、地方公共団体の姿は大きく変貌をとげ、市町村が基礎自治体として地域における行政の中心的な役割を担うものと位置づけられ、行政分野の権限委譲が進められており、地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な改正が行われているところです。

地方自治法の改正では、地方議会のあり方についても、議会が執行権限の行使に事前の段階からより責任を持つようなあり方、さらに議会と執行機関、それぞれの責任を明確化することによって、純粋な二元代表制の仕組みとするあり方の2つの方向で見直しが進められており、地方議会の果たすべき役割と責任がより大きくなっております。

地方議員についても同様に、広範囲で積極的な議員活動が求められることとなり、これを受け、多くの地方議会で議会基本条例が制定され、住民からは今まで以上の議員活動が期待されているところです。

さらに、真の意味での住民自治の確立のためには、多様な層の幅広い住民が議員として活動できる環境整備が必要になっております。

以上のように、今回の議員報酬の日当制に対する条例案につきましては、今後期待されている議員活動や幅広い住民が議員として活動できる環境整備に支障を及ぼす懸念があると考え、議員報酬につきましては、従来どおり対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定により支給することが妥当であるとする次第であります。

以上で、市長の意見も含め、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い

いをいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

この際申し上げます。本件は地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっています。また、同法施行令第98条の2の規定で、請求代表者が複数人いるときは意見を述べる機会を与える請求代表者の数を定めることになっています。

お諮りします。本件は配付しております議案付託表のとおり、議会運営委員会に付託し、請求代表者に意見を述べる機会及び意見を述べる請求代表者の数は委員会で決定することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は配付しております議案付託表のとおり、議会運営委員会に付託し、請求代表者に意見を述べる機会及び意見を述べる請求代表者の数は委員会で決定することに決定しました。

_____・_____・_____

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時50分散会

平成23年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第3日)

平成23年6月22日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成23年6月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 市政一般質問
日程第2 「阿比留梅仁」君の議会運営委員の辞任について
日程第3 「小川廣康」君の議会運営委員の辞任について
日程第4 議会運営委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 市政一般質問
日程第2 「阿比留梅仁」君の議会運営委員の辞任について
日程第3 「小川廣康」君の議会運営委員の辞任について
日程第4 議会運営委員の選任について
-

出席議員(20名)

1 番 脇本 啓喜君	2 番 黒田 昭雄君
3 番 小田 昭人君	4 番 長 信義君
5 番 山本 輝昭君	6 番 松本 臚幸君
7 番 阿比留梅仁君	8 番 齋藤 久光君
9 番 堀江 政武君	10 番 小宮 教義君
12 番 三山 幸男君	13 番 初村 久藏君
14 番 糸瀬 一彦君	15 番 桐谷 徹君
16 番 大浦 孝司君	17 番 小川 廣康君
18 番 大部 初幸君	19 番 兵頭 栄君
21 番 島居 邦嗣君	22 番 作元 義文君

欠席議員(1名)

11 番 阿比留光雄君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	橘 清治君	次長	梅野 泉君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
政策補佐官	松原 敬行君
地域再生推進本部長	近藤 義則君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	平山 秀樹君
総務部次長（総務課長）	桐谷 雅宣君
市民生活部長	長郷 泰二君
福祉保健部長	扇 照幸君
農林水産部長	比田勝尚喜君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育長	梅野 正博君
教育部長	大石 邦一君
美津島地域活性化センター部長	主藤 繁明君
豊玉地域活性化センター部長	中村 敏明君
峰地域活性化センター部長	大川 昭敬君
上県地域活性化センター部長	永留 秋廣君
上対馬地域活性化センター部長	川本 治源君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	橘 英次君
農業委員会事務局長	阿比留 保君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。報告します。阿比留光雄君より欠席の届け出が来ております。

ただいまから、議事日程第3号により本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（作元 義文君） 日程第1、市政一般質問を行います。それでは、届け出順に発言を許します。18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） おはようございます。今回の一般質問のトップバッターですので、清く正しく美しくをモットーに頑張りたいと思います。

まず、通告書に入る前に、市長にお礼を申し上げたいと思います。21年9月の定例会で一般質問させていただきましたトイレの件ですが、鶏鳴小の小学校運動場の横のトイレ、それから峰総合公園のトイレと言わせてもらってたんですが、鶏鳴小の小学校運動場の横のトイレは昨年9月に立派に完成しております。また、先生方はじめPTAの方、非常に喜んでおります。また、峰総合公園のトイレですが、せんだってやった3月の定例会議会で6,000万円ぐらいの予算がつけておりまして、私も本当に感動しております。ありがとうございました。この峰総合公園の汚いトイレがきれいになるということで、私は市長の支持率がかなり上がるんじゃないかと思ってますよ。どれぐらい上がるか私も調査してみたんです。汚いトイレが臭くなくなったということで939で臭く、なくなったということで797、これを足してみたらですね1,736になるんですよ。これ、1,736が市長の支持率に上がるんじゃないかと私は分析してるんです。また、この数字を私なりに分析してみましたらですね1,736をひとなみで6ですから、「無理するな」と市長のアドバイスだと思っております。いい数字だと思いますよ。私なんかはトイレのことばかりいうもんですから、ちょっと話以外になりますけど、トイレの大部さん大部さんと、小体連やったですか、言われまして、私を知らないおばあさんが、近くにおったおばあさんが、何と言ったと思います。「どこのくみ取り屋の運転手さんですか」と私は言われまして、もうこれから先は、市長、言いません。

通告書に従います。イメージチェンジを図って、教養のある質問を2点ほどさせてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

まず、1、つしま図書館のあり方について。巖原町のつしま図書館は、館長と2名の司書の方で開館をされています。休館についてですが、毎週月曜日と、その月で少し違っていますが、第3木曜日か第4木曜日が休館となっております。しかし、先月、5月の連休は2日の月曜日、定休日ですが、これを数えますと、2日、3日、4日、5日、つまり4日間の休館となったことに

なります。図書館を利用している学生たちは、普通の日にはクラブ活動などでなかなか利用しにくいことになっております。学校の休みの日に勉強しようにも、同じように図書館が休館しているのは、私はまずいと思います。大型連休のときの図書館の休館を見直してほしい。それに対して、2名の司書の方だけでは普通に土曜日、日曜日を開館しているわけですから、当然司書の方たちに無理がいき、また労働基準法にも違反が出てくる可能性も考えられます。増員するか、それなりの対処を考えてほしい。

それと図書館の構造ですが、図書館に入る前に研修室と視聴覚室があり、その奥にトイレがあります。研修室がときどき踊りなど、また視聴覚室はカラオケ等にとときどき使用されているそうです。当然トイレを使用するわけですが、夜など無断で図書室に入って本を勝手に持ち出すなど、盗難もあっているそうです。通路を図書室と完全に切り離す柵を設けることはできないかをお尋ねします。

2点目、美津島町平瀬原地区の集会施設の建設について。これは21年9月の定例議会で1回一般質問をしていますので再質問となります。この平瀬原地区は6町のと、私たち美津島町のとに新しく一区を認可し、地区名も平瀬原地区となり誕生したわけです。ここは久須保と大船越地区の境界にあり、両地区にまたがった特殊な地区です。その中でも土地区画は膨大にあり、毎年新しく住宅が増え、この5月現在で43世帯あり、そこに住む住民も130名程度住んでおります。だけど、この地区に住んでいる住民は集会施設がなく、集会やいろんな地区のイベントのときは、久須保地区・大船越地区の施設を借りて行事をとり行っております。これから先もまだまだ土地もたくさんあります。景観のよい場所ですし、すぐ近くに大船越小学校、大船越中学校もあります。いろんな角度から見ましても、この地区は住宅が増えていく地区だと思われます。この地区の住民がずっと待ち望んでおる、そして困っている集会施設を新設していただけないかをお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 議員お尋ねの内容はつしま図書館の管理運営のあり方もしくはそれに伴う部分、施設の問題、そして、美津島町の平瀬原地区の公民館の建設の2点でございます。

1点目のつしま図書館の運営管理のあり方につきましては、もっぱら管理運営的なお尋ねが主なようでございますので、教育長より答弁をいたさせます。私のほうは、2点目の美津島町平瀬原地区の公民館の建設につきまして答弁をさせていただきますので、御了承くださるようお願いいたします。

この地区の公民館建設の件でございますが、先ほど申されましたように、平成21年の9月の定例議会において答弁いたしております。この答弁の中で、私は基本的に、あのような広大な開発行為が行われた場合、通常であるならば開発業者の方が必要な集会施設等をそのときにあわせ

て用意をするものだと、自分自身、そのように認識をしているというふうに申し述べさせていただきました。しかし、また現在、先ほどの質問の中でこの平瀬原地区に43世帯、それから100名以上を超える方々がお住まいである事実も厳然たるものであります。約20年近く前からあそこにお住まいの方々もいらっしゃるよう聞いておりますし、あの地区を担当しております地域マネジャーのほうからもこの集会施設がないということで、各家を持ち回りをしながら集会を開いてるという報告も、私のほうにも届いております。

基本的には、ほかの地区も同様この集会施設というのは土地の提供をしていただき、そして提供があつてから物事が始まるというふうに、これは基本としているところであります。この土地につきましては、通告書の中でも「土地所有者が約90坪程度を提供する用意があります」というふうなことも書かれておられました。20年近くにわたって集会所がないまま来てるということも、真摯に市は考えていかなければいけないと思っております。

全島の集会所の状況なんですけれども、これは、もう議員御存じのように、島内には181の行政区がございます。その中で平瀬原地区のように集会施設を有してないところが12カ所ございます。この12カ所のうち、9カ所が旧厳原といいますか、棧原から久田道までの旧市街地のそこが集会所を持っておりません。地区ごとの集会所は持っておりません。しかし、旧地区におきましては、近隣にあります公共施設等々でそのような集会等を行っておる状況であります。

また、上対馬のほうに、津和、茂木という集落においては集会施設がない状況で、合わせて12地区が集会所を持ち合わせておりません。持ち合わせている地区におきましても、建築年数が相当たって老朽化が激しく、建てかえを望んである地区もございますし、また大きな問題としましては、その集会施設が地区の避難地区になつてるにもかかわらず、大雨のときなど、その集会施設が床上浸水をするというふうな集会所も抱えております。

また、集会所の建築については、通常であれば行政側が設置をしてるところがもうほとんどでございますけれども、中には地区がみずからつくられて、それが今老朽化してきているという地区がございます。それは、小茂田地区です。先ほど申しました、大雨のとき冠水するという地区が、厳原のほうにあります豆酩瀬、佐須瀬両地区の集会所であるセンターがそのような地区になっております。そのような集会所の現状であります。で、そういう中、今回の3月の東日本震災における避難所等にも当然このような集会施設等は使われておるわけですが、私どもの対馬市の防災機能のあり方というものに思いをはせておりますと、緊急避難施設として、全島的に避難所の適正配置を行う必要があるということで、3月17日に行いました防災計画の見直しのための会議がございました。

そのとき、1年先延ばしをし、防災計画の見直し、避難所の場所を本当に今のままでいいのかと、今回の津波等考えたときに、あそこまでのものは起こらないにしても、もっと考え直しをし

なくてはいけないんじゃないかということが議員の皆様から出ましたので、先延ばしをしております。そういう中で、この集会所、避難所を兼ねる集会所の位置のあり方というのも見直しをしていく予定をしております。

そういう中、この、議員がおっしゃられました平瀬原地区でございますが、この地区には当然のことながら地域マネジャーというのが存在しておりまして、この1年、地区の方々とも一緒になって、この地区の地区計画というものを策定をしている最中と思いますが、「協働」という考え方を明確に盛り込んだ計画というものが、年度末までに提出されてくるものというふうに私自身期待をしております。その中には当然ソフトとハードがバランスよく散りばめられた計画になっているものと思いますし、今回、議員がおっしゃられました集会施設というのは、当然計画内には挿入されていると思っております。で、計画を私自身は楽しみにしております。

しかしながら、この集会施設の建設というのには相当の費用が必要となります。で、現段階において、この種の集会施設に対しまして、国・県の補助制度がほとんどない状態にあり、ほぼ単独事業になるのではなかろうかというふうに現時点では思います。これらを、対馬市の財政状況では一度に、先ほど申しました、いろんなケースの集会所が存在してるわけですけども、これらを単独事業ですべて行っていくということは困難なのかなというふうに判断はせざるを得ない部分があります。しかし、今回の震災を受けまして、国のほうも新たな制度の構築を始めるものと思っております。これらの制度変更というものも十分に見極めながら、その補助制度等を模索し、市民皆様の命を守るため、今年度から防災計画と連動しながら検討を進めていきたいというふうに思っております。

来年度以降の集会所を、避難所等を兼ねた集会所の建設計画というのを策定をいたします。この議員御要望があつております平瀬原地区の集会所については、現状を考えますと、当然ながら最優先に考えてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） おはようございます。大部議員さんのつしま図書館関係について、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、休館日の見直しについてでございます。図書館の休館日は、利用者の利便性も考慮して、図書館条例施行規則で休館日を毎週月曜日、それから年末年始の8日間、館内整理日としての毎月第3木曜日及び土曜日、日曜日以外の祝祭日としております。

祝祭日と土曜、日曜が重なった場合は開館をしております。なお、特別整理期間として毎年10日以内で教育委員会の定める日を設けております。ことしの場合は、5月の連休に月曜休館日が含まれたため、4日間の例年より長い休館となりました。

通常年は5月連休も2ないし3日の休館でございますが、ことし以上の連休により休館日となった場合は、規則の運用による休館日の変更を検討してまいりたいと思います。

図書館職員の増員の件でございます。現在、図書館では、通常日は正規職員2名と嘱託職員2名の計4名で図書館業務に従事しており、土曜・日曜及び土曜・日曜と重なった祝日の開館日にもこの4名を割り振って業務に従事をしております。司書2名は嘱託職員であり、嘱託職員の服務については、対馬市嘱託職員管理要綱に基づいて勤務していただいております。超過勤務分につきましては、時間外勤務手当を支給をしております。今後につきましては、現場の業務状況を把握しながら、業務に支障が生じるようであれば、職員の増員も要望をしてまいりたいというふうに存じます。

最後に、図書室と通路の切り離しの件についてでございます。休館日及び閉館時間後の図書館入り口の閉鎖につきましては、4階に常時利用できる部屋が2部屋ございます。利用者が4階の図書館トイレを使用するために入り口は締め切らず、つい立てなどで区切って「立ち入り禁止」の表示をしているのが現状でございます。議員御指摘のようなことも十分に考えられますので、それらを含め、きちんと管理できるような対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 教育長、本当にありがとうございます。すべて前向き検討であるということですから、もう私もそれ以上は追及しても追及する余地がありません。柵もつくるということですし。本当は私も、図書館がこんなに、正直言って利用されているとは思ってなかったんですよ。どちらかといえば、対馬の人は読書をしないというのが多いやないですか。実際、5月の連休に、余りにも休みが続いて困ったという人が私のところに何人か来られてそういうことを言われるもので、じゃあ、1回見てみろうかということで行ったのが本当の現状なんですよ。ところがミイラとりがミイラになりまして、逆頼まれみたいな感じ、私がこう見た感じが、まず一つの、連休のときのやっぱり休みやった、今回の場合、学生たちは非常に困ったらしいんですよ。せっかく休みに勉強しようにも、宿題しようにもできなかったと。やはりこの点は、教育長、何とかいいようにしてもらいたいというのが本音です。私たちが勉強するわけではないんですけど、やっぱり学生たちには非常に困った意見が出ておりましたので、ひとつよろしくこれもお願いします。

それにまた、司書というんですね、携わってる人は。正直これも私は知らなかったんですよ、司書というのが。秘書は知ってるんですけど、司書は知らなくて。それで正直「どんな字書くの」って言ったら名札を見せられて、ああ、そうか、偉い人たちやなあと思って私もお聞きしたんですが、やっぱりさっき言いますように、この人たちの話を聞けば、土曜・日曜開館しとるや

ないですか。運動会なんかあったときに、やっぱり子供たちにお昼ごはん食べさせたら、もうすぐそのまま職場に復帰したり、また、土・日開けて、月曜日休館ですけど、やはりその休館に自分たちが出ていったりして、火曜日の開館に向けて作業をしてるらしいんですよ、話聞くところによると。だから、そういう部分で、さっき教育長も言われましたけど、ちゃんとした時間外の手当とか出てるというお話ですけど、日曜とか1.25とか1.5とかいうのがありますよね、労働基準法で。それを僕が聞いた範囲ではまともに支給がなされてないというのをお聞きしたんですよ。その分はまた、私の聞き間違いではないと思うんですけど、教育長、またその分確認しとってください。そういう意見でした。また、教育長のほうから、いろいろ今後については増員するかそれなりの検討をするということで、すごい前向きなお答えでしたので、ありがたく思っております。

それと、今の通路の問題ですけども、今、実際に図書館の入り口に、何ていうんですか、盗難防止か何か知らんけど、網戸みたいな柵がしてあったですよ。それが耐震化にひっかかってダメだということらしいんですよ。これ、余り、こういう場で言ってもいいかわかりませんが、今つけてるやつは、耐震化でひっかかってるから本当は撤去しなくちゃいけないらしいんです。だからあそこまで、図書室というか、トイレの入り口まで、人間がこう図書室に入らない柵といったらそんなにお金かからんと思うんですよ、やっても。今、教育長言われる、入り口について立てして、ただ格好だけやないですか、両サイドトイレに行くように完全にあけてるわけですよ。そこのとこ、教育長、よろしく願いしたいんですが、いいですか。

○教育長（梅野 正博君） はい。

○議員（18番 大部 初幸君） そんなら、もう1回お願いします。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） ただいまの件については、柵を少し費用は生じると思いますけれども、トイレも3階のトイレが使えるような構造上の変更も考えて対応していきたいと思います。御理解をいただきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 本当、ありがたい答弁ばかりありがとうございます。やはりこの図書室というのは、非常に大事だと思うんですよ。やっぱり、人は生まれたときから学ぶことから始まって、死ぬまで学ぶことが必然であると思ふんですよ。やっぱり学ぶことで教養も身につくし、教養が身につけば心も豊かになる。心が豊かになれば自然と明るいあしたが、そしてまた、明るい社会が生まれてくるものだと思ふ私は確信をしております。

そういうことで、市長、よろしく予算のほうもお願いします。それでは図書室のほうはもうすごい回答もらいましたので終わります、平瀬原ですけども、本当にこれ、市長のほうも御理解

いただいているんですけど、今、地区の住民は回りばんこみたいな感じで集会をやってるんですよ、施設がないばかりに。やっぱりこの地区は今後、何かこう横ばいとかやなくて、さっき言うように小学校、中学校もすぐ近くにあるし、景観もいいし、すごくいい土地だと私も思っているんです。今、市長の答弁の中で、「最優先」というすごい言葉をいただきまして、私もありがたい、力強く思ってるんですが、次年度ということになれば、市長、任期は来年の3月で終わるんですよ。そのところはどんなにお考えなんですか、僕はちょっと理解しにくいものですから、お願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この平瀬原地区の公民館建設につきましては、先ほど申しましたように、最優先、もつぱらない地区、それからほかに代替施設といいますか、がないわけですから、私は、この平瀬原地区が最優先に物事として組み立てるのが筋だろうというふうに考えて「最優先」という言葉を使わせていただきました。また、次年度以降という来年度以降の建設計画という話をさせてもらいました。今年度に関わり合っているというのは、ちょっと難しさが当然あるかなということで「来年度」という表現をさせていただきましたが、確かに私自身、来年の3月27日が任期でございますので、来年度はないじゃないかというふうな御質問だと思いますけども、できれば自分自身、今やっております仕事の中でも特に対馬のこれから先の方向等を考えたときに、一昨年から取り組んでおりますこの「環境」という視点にたって、林業のほうにつきましても、そして水産業についても、今、取り組みをさせていただいております。

そして、農業につきましては、地域の方々、御婦人の方々が中心となって、さまざまな取り組みを、今展開を対馬じゅうでやっていってもらってるわけですが、このような方向性というのをきちんと地につける必要があろうと思っております。そして、この島が自己完結できる島を目指さなければいけないというふうな思いも持っておりますので、それをつくり上げるためには来年度も、市民の皆様が許していただけるならば、この仕事を続けていきたいという強い思いを持っておるわけでございます。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） よく理解できました。市長そういうお考えで、ぜひ私たちも、来年の話ですけども、そういうお気持ちを強く持たれてやってもらいたいと思います。総合公園の1,736もかなり加勢すると思いますので、ひとつよろしくお願いします。両方につきまして、いい意見をいただきまして、ありがとうございます。これで終わりたいと思います。

（「20分あるよ、まだ」と呼ぶ者あり） いや、もういいです。もうこれ以上はありませんので。ありがとうございます。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君の質問は終わりました。

.....
○議長（作元 義文君） しばらく休憩します。１０時４５分から再開します。

午前10時31分休憩

.....
午前10時45分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、１０番、小宮教義君。

○議員（１０番 小宮 教義君） 皆様、おはようございます。市民の声を活かす、市民の市政をモットーに頑張っております１０番議員の小宮教義でございます。今回からクールビズということで、ネクタイを外させていただいております。ずんだれが、なおずんだれに映りますけども、御了承、決まりでございますので、御了承賜りたいと思います。

まずもって、３月の１１日に発生いたしました東日本大震災の被災地の皆様に心からお見舞いを申し上げます。今回の大震災は１，０００年に１回と言われております。既に亡くなられた方が１万５，０００人以上、そして、いまだ行方がわからない方々が約８，０００人、そして、不自由な避難生活をされておられる方が１０万人以上、本当に言葉をなくすような惨事でございます。１日も早い復旧・復興をお祈りを申し上げます。

このような大震災は、県とか各市町村単位では対応ができないのはもちろんでございます。やはり、何といたっても国に頼らざるを得ない。しかし、その肝心な国はどうか、被災地の苦しみを苦しみとせずに見捨てたような政権闘争に明け暮れている状況でございます。何のための国会議員かと国民は思っている状態でございます。やはり、このような未曾有の危機のときには自民党とか民主党とか関係なしに国家国民のために一致協力をして、この国難に当たっていただきたいと思います。そして、この日本の政治史上に汚点を残さないように、禍根を残さないようにお願いをしたいと思います。

この内閣でございますが、菅内閣、この６月の２日に「やめる」という発言をしておりますが、なかなかやめない、まだぶら下がってる状態でございます。そして、何としたことか、国会を延期をして、そして、二次補正はおろか、三次補正、四次補正までやろうという考えのようでございます。まあ、だだをこねるもんですね。ほどがあるわけでございますが、さきの鳩山前総理は、「約束は守らなければ詐欺だ」と、「詐欺師だ」という発言もしております。ここまで来ると詐欺は通り越して、よく昔の方が言われるように、「何とかにつける薬はない」といいいますが、そこまで来たような感じがいたします。

でも、この菅総理、「一定のめどがつけばやめる」という発言もしております。市長はどうでございましょうか。市長が、選挙公約に挙げた大きい柱の一つに「企業誘致」がございました。

この厳しい経済状況の中、「企業の種はまいておる」と、「まいてきたんだ」と豪語をされておりましたが、その種はどうなったのか、その種は腐って地に落ちたのか、それとも芽が出たのか、芽が出たとすれば、どのぐらいのめどが立ったのかについてお尋ねをいたします。では、さきに通告をしておりました3点についてお尋ねいたします。

まず、第1点の新病院の建設についてでございます。この病院の位置は4カ所の中で1カ所の選定でグリーンピアに決まっております。この土地は、皆様もう御案内のとおり埋立地でございます。そうして、海岸に非常に近うございます。敷地の高さは海面から約1メートルか2メートルぐらいでございます。そのような土地でございます。そして、先ほど申しましたこの大震災において、考え方が非常に変わってきております。これは、すべての面においてそうでございます。

例えば、私どものこの長崎県の県庁の移転問題、これは、既に魚市跡場に決定をしておりますが、この県議会においても「白紙撤回だ」というふうな動きもあるやに聞いております。なぜかという、この大震災における建物の安全性というのが危惧されるわけでございます。ちなみに、今回決まりましたグリーンピア、これは、先ほど申しました埋立地でございます。そして、10メートル以上の埋め立てをしております。地震で一番こわいのは、何といてもその地盤の液状化、埋め立てというのはその液状化が発生する可能性が非常に高い、そして一番はやはり何といても津波でございます。あそこはリアス式海岸であり、波の増幅が非常に懸念されるところでございます。そのような大震災に対して今回決定をされた敷地が安定できるのか、安心ができるのかということについて、まず1点お尋ねをいたします。

そして、2点目は、釜山と対馬航路の問題でございます。これ、6カ月間停止ということになっておりましたが、幸いなことに、この6月の17日から再開を始めました。私の主観とするとところは、6カ月間の停止が決まった後、今日の再開に至るまで、相手方の大亜高速海運との交渉が的確になされたのかなされなかったのかという点が2点目でございます。

そして、3点目でございますが、これは、東日本大震災、これについてでございますが、これについては議会のほうと市長のほうから義援金の問題が言われました。金額で約1,045万円ですか、そのぐらいの金額を全額日本赤十字社に送ったということでございます。しかし、皆様御案内のとおり、この義援金はいまだ配付が、被災地の配付が若干しかできていない状態でございます。ならば対馬独自でこの支援を、災害支援をする方法はないのかという点でございます。

以上、3点、御答弁をお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 通告書に従いまして答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の東日本大震災に関する部分がございました。この3月11日に起こりました

が、議員がおっしゃられましたように、死者、行方不明者、2万数千人というふうな大変な状況でありますし、避難者も10万人、15万人とも言われております。その実質さえもよくつかめない状況が3カ月を経てもまだ続いているということでございます。この震災ということが、恐らく、私自身もあのとき東京におりましたし、永遠に私の記憶からぬぐい去ることはできないのではないかというふうな思いを持っております。それゆえに、あの地でまだ苦しんである、立ち上がろうとしてある方々にしっかりと支援を対馬市としてもそうですし、個人としてもしていかないといけないという思いであります。

1点目の震災、地震というものと、そして新病院の建設の場所の問題でございます。この問題については3月18日にこの場で場所の決定を発表をさせていただきました。確かに3月11日に地震というものが起こりまして、それまでの決定に至るまでのさまざまな要因の中に地震というもの、津波というものが大きな項目として上がっていたことはありません。それは、今までの対馬における地震の発生の歴史というものからそのようなことになったわけでございます。

もう既に、議員の皆様御存じのように、元禄年間の1700年に対馬はマグニチュード7.0の地震が発生をしております。そして、古文書等には墓石とか、それから石垣、それから家屋の倒壊が見られたというふうな記録が残っております。津波についてはこのときは何も起こってないんでしょう。記録には残されておりません。近いところでは、この昭和に入りまして60年にマグニチュード4.4の地震がありました。このときは厳原で震度4の記録が残っております。さらに平成に入りまして、平成4年にマグニチュード3.8、このときは震度3でございます。そして、記憶に新しいところでは平成17年の3月20日、春分の日でございましたけれども、福岡県西方沖地震でマグニチュード7.0の地震がありまして、峰町より南においては震度4を記録をし、一部石垣等が倒壊をしたところがありました。これについては、津波等は発生はしておりませんし、液状化という問題も起こってないというのはもう十分に御承知だろうと思います。

さらに、この6月1日の新聞報道によりますと、佐賀県の玄海原発に関して、九州電力のほうで、シミュレーションをされておられます。で、以前であれば、玄海原発の近くにありますが対馬南方沖断層、これを震源とするマグニチュード7.4の地震が発生した場合ということで、津波についても、海拔2.1メートルになるという想定であったものを、今回は対馬南方にあります対馬南西沖断層群と五島の宇久島北西断層群において、同時に地震が発生をした場合というかなり厳しい条件下の設定でマグニチュード8.1の地震を想定をされ、そして、九電独自にシミュレーションをかけられておられます。その結果が出ておりましたけれども、この震央域から玄海原発までの距離というものは約80キロございますが、津波の高さが玄海原発に4.9メートルというふうな結果が出ております。まあ、起こってはいけないことでありますけれども、最大想定さ

れる脅威の幅といいますか、これを設定しておくことは、このような御時世ですから肝要かと思
います。

この九電がシミュレーションしました規模、津波等が発生をした場合、震源からの距離とい
うのは違いますけども、仮に、断層は南北に走っておりまして、その断層に直角に波が走るのか、
それとも同心円で走ってくるのかというのは、どういうずれをするかによって変わってくるんだ
ろうと思います。これについてはわかりませんので、同心円で来た場合という想定の中でござい
ますけども、その4.9メートルというものを仮に想定をした場合でございます。これは、対馬
の南方を震源とすることになりますから、対馬の東水道、西水道を津波が上ってくるのではない
かというふうに想定をしております。

先ほど、7番議員がおっしゃられました病院の建設予定地の海面と護岸との高さは1メートル
から2メートルぐらいじゃないかというふうにお話がありました。まさしく1.7メートルぐら
いだろうと、こちらも思っております。で、予定地の実測の高さでございますが、これが、この
護岸から2.5メートルほど高くなっております。2.5プラス1.7ということで4.2メートル
の、海拔からは高さというふうに御理解をいただきたいと思います。今後、この土地につきまし
ては、ほかの事業との発生する切り土等で敷地のかさ上げをしていく予定でおりますので、
1メートル程度のそのかさ上げがさらにされることになると思っております。そうしますと、
4.2でございましたので、5.2メートルの地盤高になるというふうに考えております。そのま
ま九電がシミュレーションしました8.1の地震が起こった場合、4.9ということでございます。
それが南から北に水道を駆け上ってくるというふうな場合、それから今の建設予定地は確かに内
奥部でございますけども、四十八谷等が西のほうには張り出して波をとめる部分等があるかとい
うふうにも考えます。ここについては、プロの方のシミュレーションを聞かないと、何とも私
もわかりませんが、4.9よりも下回るものというふうには想像を、今持っております。

少なくとも、この病院については災害医療活動の当然拠点となるべき病院でございますので、
災害時にあってもその機能というものを維持をしていくのは当然のことであります。そこで、こ
の建設計画については、もっぱら長崎県病院企業団のほうが実施主体で取り組んでいらっしゃる
ます。この病院企業団のほうでは公募型のプロポーザル方式によって設計業者を決定され、現在
作業は始まっていると聞いております。この設計業者に対しまして、充分なる災害対策を盛り込
んだ設計を施すよう要請をしているところでございます。

実際、一度設計業者の方が来庁されました。そのとき、私自身からは直接、この地震・津波、
それから先ほどおっしゃいました液状化に関する問題についても充分なる配慮をしていただきた
いというふうなお願いもし、また主体建築物については、極力浅い部分とかそういうところを選
んで建てられるようなことも必要かというふうにこちらからお話をさせていただいたところであ

ります。当然、建物については耐震構造ではなくて、免震構造で予定をされてるというふうな話も聞いております。いずれにしても、今後とも病院企業団等の関係機関とよく協議をしていきまして、災害に強い新病院となるように十分に検討を重ねていきたいと考えております。

次に、2点目の釜山対馬航路に関する件でございます。この運休に至った部分、それからその後の交渉の経過等についての的確に答えていただけんかという話でございますが、これは3月28日からの分を再度答えてほしいという意味でしょうか。

○議員（10番 小宮 教義君） そうですね。

○市長（財部 能成君） はい、わかりました。この運休の話を聞きましたのが、3月18日に職員のほうからこういう話が来ていると、その日に来たということで話がありました。そして、3月20日のそのとき言われたのが、3月20日の日に航路事業者である大亜高速海運の常務さんが、3月20日に対馬に来島されて説明をしたいということでございました。で、3月20日は土曜か日曜だったと、たしか思います。で、そのときにお会いを初めてしまして、そして説明を聞いたところであります。それから皆さん御存じのように、6カ月間の運休をしたいんだと、そして政府のほうにそれで話を持っていってるというふうなことでございました。それを受けまして私どもは対馬市商工会それから観光物産協会、そして対馬国際交流協会、旅館業組合、それから料飲食業組合の方々をメンバーとしますこの釜山対馬国際航路運休対策委員会を設置し、今後の対応を協議していくことを確認をした次第でございます。

その後、振興局などには3月22日にこの運休に関する経過の説明をさせていただいたところでは。その後、韓国国内の情報というものを、情報が錯綜しておりましたので、この情報を収集、きちんと整理する必要があるということで、3月25日に韓国のエージェントの方との意見交換を行ったところであります。そしてその際、この運休期間中、J R九州のビートルでございますが、こちらの臨時寄港についても要望をしていくことを確認をさせていただきました。その後、3月29日にJ R九州高速船のほうに尋ねまして、この6カ月の運休の期間中、対馬へのビートルの臨時寄港についてのお願いを行ったところであります。

なお、大亜高速海運への今回の運休の経緯をまず確認することが必要ということで、大亜高速海運のほうとの日程調整を随時行っておりましたけども、向こうの会長さんの都合によりまして、第1回目の面談が4月18日に決定され、その訪韓前の13日に対策委員会を開催し、運休に至った会社側の経過と真意、今後の再開に向けた要望を行うことを確認し、私と対策委員会のメンバーら5人で大亜高速海運のファン会長と面談することになりました。その後5月9日にも大亜高速海運の本社がありますポアン市で会長と私との会談を行いました。再開に向けての対馬市への要望等が出され、その内容については、5月18日開催させていただきました議会全員協議会で報告させていただきましたので、割愛をさせていただきます。

なお、今回の運休に係る経過報告会を対馬島内の関係団体や受入施設などに呼びかけ、4月22日に釜山対馬航路運休経過報告会を開催したところであります。

さらに、2回目の会長との面談でも再開のめどが立たない状況の中、対馬市としても長崎県に相談に行きました。で、韓国からの観光客誘致に向けた取り組みについて検討する中、知事みずから韓国での観光客誘致PR活動や緊急的支援としての事業を県と市が負担する支援策を今回の補正予算に計上したところであります。また、県においては、この緊急支援事業を6月27日開会予定の県議会に提案するとの情報も得ているところであります。

航路事業者であります大亜高速海運との2回目の面談は、航路事業者の10年間の運行の会社としての取り組みや対馬市の受入体制への疑問などが出され、具体的な航路再開の時期については当分の間空白のままが続くものというふうに思っておりましたが、5月17日に航路事業者であります大亜高速海運から私との面談の要請が届き、日程調整の結果、5月27日に3度目の面談が福岡市で開催することと決定したところであります。この会談に中村県知事も同席したいとの申し出もありましたけども、日程調整の結果、長崎県企画振興部長の永川様の同席もいただいたところであります。

私のほか、対馬市議会の作元議長も同席し、会長から対馬市のインセンティブ充実のためのソフト事業の展開や県における支援体制等が理解できるので、6月中旬に運行を再開するとの表明があったところであります。その後、航路事業者から正式に、「6月17日から7月24日まで週末の金・土・日の1日1往復を運行することとし、毎日運行については今後の集客の状況を見ながら決定していく」との報告を受けたところであります。

次に、3点目の、この大震災に対して市として独自に対応をする考えはないかという御質問でございました。3月11日に起こりまして、3日後の3月14日に私を本部長とした東北地方太平洋沖地震対馬市緊急支援本部を設置し、義援金、救援物資の受け付けや職員派遣、被災者受入住宅の整備の方向性などを話し合い、行ってきたところであります。義援金についてですが、市役所など17カ所に義援金箱を設置し、6月17日現在ではありますが、1,056万円余りの義援金を受け付け、日本赤十字社を通して被災地あて届けさせていただいております。

この義援金というものが報道等によりますと、被災者に100%まだ届いてないという報道がありまして、それを見ると、支援をした私どもとしては大変残念に思いますが、早急にその義援金という心、これは心ですから、その心を早く被災者の方に届けてほしいというふうに私も思うところは同感でございます。で、救援物資についてでありますけども、これは被災地のほうから要請を受けた紙おむつや粉ミルクなどダンボール箱28箱を向こうに送っております。義援金につきましても、この支援物資につきましても、寄せてくださった皆様方へこの場をお借りして、厚く御礼を申し上げるところでございます。

次に、職員の派遣につきましては、3月14日から現在までに救援活動に消防吏員を3名、それから罹災事務対応に12名、被災者への保健活動のため、保健師2名計17名を派遣し、延べ日数に換算しますと227日の派遣支援となっております。被災者受入住宅につきましては公営住宅43戸、市民の皆様からの申し出があった民間住宅5戸で受入準備を行ってまいりましたが、現在までのところ被災地からの申し出はなく、受入実績は上がっておりません。

また、これら以外の取り組みとしまして、市民団体や漁協青壮年部などが、この大震災への義援金を目的として実施をする、いろいろなチャリティー事業に対しまして、そのための会場を提供したり職員の応援をさせるなどもいたしておるところであります。今後の取り組みにつきましては、義援金の受け付けは引き続き市役所等で実施をしてまいります。職員派遣につきましても、被災地からの要請に基づき、被災地の復興支援のため、技術吏員などの長期派遣も予定をしております。

さらに被災者支援として、とんちゃん部隊を宮城県石巻市へ派遣し、とんちゃん1,200食の炊き出しを予定をしているところであります。そのための経費を今、今定例会へ予算計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、申し上げましたとおり、対馬市といたしましては、この震災の被災地支援につきまして、今後ともできる限りの取り組みに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（「市長、7番やなくて10番議員。さっき7番って言った」と呼ぶ者あり）あ、済いません。申しわけありませんでした。

○議長（作元 義文君） はい、10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） まあ、7番でも11番でも構わんですけどね。いいですか。あのですねこの新病院の敷地ですね、言われるように、今の土地をまたかさ上げをして、そして海面から約5.2メートルであり、そして先ほどの九州電力が試算をした波の高さ、4.9よりも上だということで問題ないというふうな考えでよろしいですか。いいんですね、それで。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 問題ないとは、正直言いまして今回の震災を見るにつけ、私も言い切る自信はありません。しかし、九電さんがシミュレーションをされた分については、7.4で以前されてたのをあえて2つの断層が連動して起こるという最悪の事態をシミュレーションをされて、マグニチュード8.1の設定をあえてされた結果でございますので、最大の脅威を及ぼす範囲なんだろうというふうにしか、現時点では私自身は申し上げることができません。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 市長のほうからこの対馬における過去の地震関係が、話がありましたが、言われるように、西暦1700年、元禄13年に地震が起きております。これは、そ

のときの資料なんですけど、これは東京大学の地震研究所の羽鳥徳太郎さんという津波の専門家でございますよ。これが2006年に発表しております。それによると、言われるようにその当時はマグニチュードは7.0だったのかもしれないが、その後、この教授が韓国など当時の王朝時代の資料を調べると、どうも震源地というのは韓国と対馬の間じゃないかという論文なんです、これは。東京大学の地震研究所の論文なんです。なぜかという、この韓国の関係の資料が非常に詳しく載っておると、そういう判断からすると、このとき起きた、元禄13年ですから、私どもの親愛なる陶山訥庵さんが14年から猪追い退治してますんで、その前の年なんですがね。7.3を発生した可能性があるというふうな、この権威ある博士がこういうふうな論文も出しておるんですよ。対馬と韓国の間起きたんじゃないかということ。

それと、先ほどの九州電力の、これは九州電力が5月31日に発表して、そして6月1日の朝日の社会面のトップですよ、ここにはこうあるんですよ。「対馬沖マグニチュード8を想定」と。ここにあるように、「九州電力試算に疑問。地元はなぜ過少評価したのか」というふうなくだりがあるんですよ。その中で、これがまた地震の専門家ですが、これは東北大学の名誉教授ですよ。ね。「最悪の事態を考えるとマグニチュード9以上の可能性も検討する必要がある」と。「何をもってマグニチュード8を最大としたのか首をひねる」というふうな東北大学の教授の言葉も載っておるわけですよ。先ほど言われた、今の想定ではマグニチュード8.1を九州電力はしてます。しかし、これは九州電力の資料なんです、先ほど言われるように、玄海原子力発電所から80キロのところ、ここに対馬西方沖の断層部がございます。この分が、小さく見るとこうなっておるんです。

以前、九州電力は今までの津波の発生としてはこの50キロぐらいのこの地域、対馬南方沖断層を想定しておったんですよ。で、今回は新たに大震災が起きたので、では対馬南西沖断層群、この2つありますが、これを長さを合わせると約80キロございます。ここで津波が発生した場合には、原発のところには4.9メートルの波が来るという計算なんです。先ほど言われたその4.9メートルで大丈夫だというお話をされましたが、この津波というのは複雑に動くものなんです、津波ということに何か知識があればひとつ答えてみてくれませんか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 津波に関する知識をとということですが、津波については、正直申して今回の映像を見て改めて思ったところです、インドネシアですか、のほうで数年前起こりました、ホテルに津波が押し寄せてくる映像を見る程度の知識しか私の中には持ち合わせてはおりません。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） それと、今回大震災になったわけですが、この大震災については、皆さん方がほとんど想定外という話が多いわけでございますが、市長としては、これは想定

外というふうな考えでとらえますか。大震災について、大きい震災についての想定はどうか。
大震災について。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 南海トラフのこととかは報道等に出ておりましたので、向こうのことばかり、関東地方もしくは静岡とか向こうのことばかりを想定をしておりましたので、そういう意味においては、私は想定外の場所で……

○議員（１０番 小宮 教義君） 想定外ですよね。

○市長（財部 能成君） はい。が起こったと思って……。

○議長（作元 義文君） １０番、小宮教義君。

○議員（１０番 小宮 教義君） この津波というのは、先ほど申しました複雑な動きをするんですよ。一番わかりやすいのが、ホースに水を流しますけども、そのときにホースを押さえると水が強くなるんですよ。津波というのは、非常な速さで来ます。そして、その深さが短くなれば、まず２倍になるんですよ。そして、流れる方向が短くなれば、３倍に強くなるんです。全体として６倍に強くなるんですよ。ホースと一緒になんですよ。押せば強くなるんですよ。それで、先ほど言われた４．９メートルの津波が発生した場合、仮に１メートルの津波が発生したとしても６メートルの高さになるんですよ。力学的にそうなるんですから、ということは、４メートルの波が発生すると２０何メートルという大津波になるんですよ。その辺の認識はどうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私は、この４．９メートルの九電の発表というものは、さまざまな地形等を考慮されて海岸部に到着したときの高さといいますか、それが４．９メートルだというふうに私は理解をしております。

○議長（作元 義文君） １０番、小宮教義君。

○議員（１０番 小宮 教義君） 津波というのは、一番怖いのは入り江があるところが一番怖いんです。盛り上がるんですから、波が。そうすると、仮に２メートルの波が発生したとしても１０何メートルの津波になるんですよ。そして、一番肝心なのは、たしか病院のかさ上げをすれば５．２になるかもしれないが、問題はその病院だけじゃないんですよ、病院を囲む地域があるわけですから。例えば道路の、取り付け道路もあるでしょう。そういうところがだめになれば病院そのものの機能果たさないんですよ。病院を一部かさ上げするだけじゃだめなんですよ。本当の災害を守るためには、全体的な取り組みをしなければいけないんですよ、地域全体の。今のお考えだと病院の一部分だけですけども、全体の取り組みは考えたことがあるんですか、対馬市として。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 対馬全体、この南西沖の地震8.1が仮に起こった場合、4.9メートルというものが押し寄せた場合、対馬の集落というのは海岸部にほとんどの集落が存在をしておりますので、壊滅的な打撃を受けるだろうというふうに思っております。そうすると、それをすべて守ろうということになりますと、現在の土木工学では到底不可能であるというのを、今回の東北震災は見せつけたんではないかというふうに自分は思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 大震災みたいに予想もしないことが起きるわけですから、言われるように部落は、集落は海の近くなんですが、そこで大水害が起こればそうなるかもしれないが、しかし、そういう人たちの、災害を守るためには、救助をするためには、中核であるこの新しい病院が柱になるわけですね。みんなが行ってしまえば、地震が来れば、そうすると、前もって市長が言うように100年後の対馬を考えることであれば、もっと安定的な場所を選ぶ必要があるんじゃないかと思います、というのは、今の状態でも中対馬、厳原病院は直接市民にまだ迷惑かけていないわけですから、せっかく、せっかくと言ったら失礼ですが、3月11日の大震災を踏まえて、今後100年、それ以上のことをそういう場合が発生した場合に、言われるように壊滅な状態になる。じゃあ、それを守るためには、どういうふうな形で医療体系の場を確立するのかということも、時間があるんだから考えてみてはどうですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 開院までの時間は確かにございますので、この、皆さんの命を守る中核病院としての施設でございますので、じっくり考えたいと思います。また、この問題については3月18日に私自身この場で発表させていただきました。小宮議員につきましては、私の発表後、賛同の拍手までいただいたというふうに私は理解をしております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 賛同の拍手じゃありませんよ。それはうぬぼれというものです。そして、それは、ぜひもう1回、時間があれば、今後は補正予算も上がってますけども、補正予算は、補正やったとして関係ありませんけども、ぜひ、また企業団のほうにも詳しくデータの分析をお願いしたいと思います。

それと、時間ありませんが、この大垂海運の話をしたと思います。時間ありませんね。この前役所に来ますと、役所のところと交流センターのところに何か垂れ幕が入っておりましたよ。「祝 再開」ということで。ああ、これは市がつくったんじゃないかなと思っております。かなりのお金がかかったと思うんですが、予算計上もないから多分専決をされてやったんじゃないかと思いますが、これはどのような予算づけで垂れ幕をつくられたんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私のほうに報告で上がってきてるのは、ある篤志家の方からその品物をいただいたというふうに聞いております。

○議長（作元 義文君） １０番、小宮教義君。

○議員（１０番 小宮 教義君） その、あれでしょう、ということは市の財源じゃないんですか。こういうことぐらい、２億３，７００万円の専決をするぐらいだから、このぐらいのものはやはり市のほうでつくるべきだと思いますよ。多分これは韓国からの提供じゃないんですか。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 韓国の篤志家の方からもらったというふうには聞いております。

○議長（作元 義文君） １０番、小宮教義君。

○議員（１０番 小宮 教義君） せっかく再開をしていただいたわけですから、向こうの都合がございましょうけど、その辺の再開を決めたというのは約３週間ぐらい前になるんですよ。その垂れ幕をつくる前になるわけですから、その辺の向こう側との打ち合わせ、再開に及ぶまでの打ち合わせ、その中でそういうことも出てこなかったんですか、打ち合わせの中で。向こうから贈られたものなんですよ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そのあたりのことについては何も協議はされておりません。

○議長（作元 義文君） １０番、小宮教義君。

○議員（１０番 小宮 教義君） やはり相手のおることですから、やはり常にひざを交えるようなことで話をしていくと、そうすることによって長いつき合いができるわけですから、その基本的なこともできずに向こうから幕をもらうなんていうことは一般的には考えられないことなんです。芳洲先生が言うように、誠信の交隣でやっていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 誠信の交隣の中で「お互いに欺かず」という言葉があります。欺くことのないようにしっかり取り組んでいきたいと思います。

○議長（作元 義文君） １０番、小宮教義君。

○議員（１０番 小宮 教義君） もう、一つはだめ、時間ありませんけど、この韓国の船の問題はこの対馬に大変な経済効果をもたらしておるわけですよ。本当、今回は少し早かったからいいけども、これが６カ月になると、もう皆さん死活問題なんですよ。もっと民間の声に耳を傾けて的確にしてもらいたいと思います。首をかかれていますけど、ならばお尋ねしますが、韓国に行かれて、４月の１８日ですか、そして、この全協のほうで話がございましたよね、３日後４月の２１日に。そのときは、ただ単なる韓国のファン会長との報告だけでございましたよね。もし、

本当に対馬経済のことを考えて、関係企業の苦しみを考えるならば、そのときに報告だけじゃなくて、そのときに市としてはこういう対応をとりたいんだと、どうだろうかという形で全協に図るべきなんですよ。報告は全協じゃないんですよ。全協は協議をする場なんだから、そういう姿勢すらもだめじゃないんですか。最後です。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 4月18日に行きまして、向こうの真意というものをしっかり把握をしたいということで渡韓した次第であります。その間、県との協議等も整いませんし、私どもの単独で物事を組み立てていくということも不可能なことかと思いましたので、何も腹案というものを持たずに協議会に臨ましていただいた次第であります。情報提供をという意味でお互いがその状況というのを把握するということで開催をさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（作元 義文君） はい、終わります。10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 最後に、市民の声に耳を傾けるように。以上。

○議長（作元 義文君） これで、10番議員の質問は終わりました。

.....

○議長（作元 義文君） 昼食休憩とします。午後は1時から開会します。

午前11時37分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） こんにちは。会派清風会の脇本でございます。通告に従い、以下の3点について質問します。

小宮議員に対する答弁は25分強かかっていましたが、それほど時間がないので、先ほど資料の網掛けの部分について簡明で大部議員同様ありがたい答弁をお願いいたします。

大きな1番、国際定期航路に関する今後の指針について。1、大亜高速海運の運休から再開に至るまでの経緯について。国際航路が突然3月末運休されましたが、6月17日に大亜高速海運の運行再開や翌18日にJR九州ビートルの比田勝港寄港恒常化が始まりました。また、昨日の韓国の中央日報に対馬にとって朗報が発表されていたので紹介します。韓国の航空法が10月には改正され、19人乗りまでしか運行不可であった小規模会社が50人乗りまで規制緩和され、対馬・キンポ——ソウルですね——間も検討されているとのこと。ソウルの富裕層の来島が期待されます。午前中に、小宮議員が4月21日の議員全員協議会までの経緯について

質問されましたので、主にそれ以降について質問します。

①、4月2日から予定されていたビートルによる比田勝港寄港の頓挫について。3月18日に大亜高速海運から市長に半年をめどに運休したい旨の連絡があり、翌日、それを知った民間人が20日には渡韓し、旅行会社に呼びかけ、30名の旅行客を確保し、翌21日には対馬国際ラインの事務局長と福岡市のJR九州を尋ね、4月2日からビートルの比田勝寄港が電光石火決まりました。しかし、25日に市長は韓国旅行会社社長たちに「当面は大亜高速海運を中心に航路確保を進め、大亜高速海運会長と市長が5月中に会談し、運行再開をお願いするのでもうしばらく辛抱してほしい」旨の発言をしていますね。網掛け1、この旅行会社への大亜高速海運が早期再開する期待を持たせるような市長発言により、4月2日のビートルを予約していた旅行業者は大亜高速海運運行再開後に不利益をこうむることを懸念して予約を相次いでキャンセルしたとも言われています。その結果、2カ月半も前にビートル寄港が実現するはずであったことが頓挫してしまったとの見方もありますが、市長の答弁を求めます。

②、対馬国際ラインが、大亜高速海運の代理店業務を再度引き受けた経緯について。4月2日のビートル寄港をJR九州が承諾した際、「大亜高速海運が再開したら対馬国際ラインは代理店業務を引き受けるのかどうか」JR九州から尋ねられ、対馬国際ラインは拒否したい旨を伝えているようです。6月18日からの比田勝港寄港恒常化のお願いをする際にも同様のやりとりがあったようです。それがゆえに、対馬国際ラインの社長は、大亜高速海運からの代理店業務契約再締結の申し出をかたくなに拒みました。そこで、6月3日に大浦副市長が対馬国際ライン社長説得のため、比田勝に来ることになります。それでも社長が拒否したため、6月6日に役員会を開き、この問題が諮られ、代理店契約は締結せず、協定を交わし、7月31日までの代理店業務を引き受けることとなっているようです。

大亜高速海運は、厳原にある自前の「ジャパン大亜」という代理店に、比田勝の代理店も行われば中長期的には収益が向上するはずですが、対馬国際ラインとの代理店契約締結にこだわるのは、比田勝事務所の立ち上げ経費が回収できる前にまた撤退することもあり得るからではないでしょうか。そもそも3月末の代理店契約更新直前に電話で突然代理店契約を更新しない旨通告してくる、信頼関係を損なった会社と代理店契約を再締結するよう要請する市の幹部の方針は理解に苦しみます。また、JR九州との約束ほごともいえる行動は、対馬市の信用を失墜させかねないと思います。網掛け2、対馬国際ライン代理店契約再締結を要請をした理由について市長の答弁を求めます。

③、5月27日の大亜高速海運会長との会談について。6月18日から旅行客の利便性に配慮してビートルの運行ダイヤまで変更いただいたJR九州に対して、いきなり、その前日の17日から大亜高速海運が運行再開を打診しているという当該会談の内容を観光物産推進本部長にJR

九州まで報告に行かせてますね。網掛け3、当日は市長自身も福岡にいながら、なぜみずからJR九州に出向かなかったのか、答弁を求めます。また、大亜高速海運が、再開の最低1カ月前までにCIQと協議する約束をしていたことは市も知っていたはずですが、17日から再開可能かどうか、CIQに相談もせずに、会談内容について市はプレス発表しています。網掛け4、なぜ市からではなく新聞紙上で初めて、CIQが運行再開日を知らされるような事態をまねいたのか、市長の答弁を求めます。

④、6月17日の大亜高速海運運行再開歓迎セレモニーについて。テレビや新聞紙上で市民も御存じのとおり、6月17日に大亜高速海運が運行を再開し、厳原港に入港した際、歓迎セレモニーが行われました。市長を始め、対馬市商工会、対馬観光物産協会、対馬国際交流協会等、関係団体のトップが揃って出迎え、旅行者には記念品が無料で配布されています。

一方、翌日の比田勝入港には、全く市としてのセレモニーは行われていません。勝手に運休を決定し、突然再開した会社には歓迎セレモニーを行い、困ってお願いに行った際、素早く対応してくれたJR九州に対して、市が誠意を示さなかったことに大変違和感を覚えます。今議会初日の施政方針や、その後の観光物産推進本部長の説明時にも、市はJR九州に対して感謝の意を表していません。比田勝港では、観光物産協会上対馬支部を中心に民間人約50名が手づくりの太極旗をふって、グリーンキッズのかわいらしいアトラクションとともに旅行者を出迎えました。JR九州に対してだけでなく、旅行者に対する歓迎の意を表そうとシーフラワーとビートル、両船が入港するたびに同じように出迎えました。網掛け5、なぜ市は、17日の厳原に大亜高速海運が入港したときだけセレモニーを行い、比田勝港では行わなかったのか、市長の答弁を求めます。

先ほど、小宮議員のほうからあったように、懸垂幕が張られていますが、篤志家とは一体どれでしょうか。差し支えなければ、どういう関係の方が教えてください。

2番、対馬国際ライン解散に向けての進捗状況について。昨年6月定例議会で、「対馬市国際ラインは平成25年3月に解散し、完全に民間法人に経営移行する」と市長は答弁しています。網掛け7、対馬国際ラインの解散に向けてロードマップを示し、進捗状況について市長の答弁を求めます。

3番、大亜高速海運以外の企業との定期航路開設に向けた折衝の状況及び見通しについて。一昨年の12月定例議会では、「大亜高速海運の独占運行から複数の会社による運行を積極的に働きかけ、運行会社間の競争によるサービス向上や運賃の低廉化を惹起させ、比田勝IN比田勝OUT8の字回遊ルートを確立すること」について、私は質問しました。市長は「JRは難しいだろう」と答弁しています。網掛け8、大亜高速海運以外の企業との定期航路開設に向けた折衝の状況及び見通しについて市長の答弁を求めます。

大きな2番、市長の議会对応姿勢について。1、（仮称）市民基本条例における議会に関する条項の内容について。議会初日に市民基本条例に関する資料が配付され、本日議事終了後に政策補佐官より説明があるそうなので、質問は割愛します。答弁も不要です。

2、市長の市議会に対する姿勢について。①、市政重要案件に関する議会への情報提供のあり方について。病院統合問題については平成21年7月27日の議員全員協議会において、市長部局より説明を受け、建設推進の方向で議会も賛同しました。その後、4候補予定地を示し、今年の3月定例議会前までに2カ所に絞り、3月定例議会にて、市長が最終予定地を発表するとの説明を受けていました。ところが、2カ所に絞った報告はなされず、また各候補予定地の建設費用の概算も示されませんでした。重要事項の情報提供がなければ、議員は地域からの意見集約も困難となります。新病院建設地決定に関しては、確かに執行権の範囲であり、議員が口出しできないことは重々理解しています。しかし、市長みずから約束した情報開示は適当な時期になされるべきです。議員はそれを前提に病院統合に賛同したのですから、決定までの経緯には納得がいかない議員もいると思います。

次に、3月18日に大亜高速海運から市長に半年をめどに運休したい旨の連絡があった翌19日は、南陽中学校の閉校式が行われ、議長と総務文教委員3名も出席していました。市長があいさつの中で、「震災の影響で韓国からの観光客が来なくなる」といった旨の話がぼろっと出ました。実は、重大な連絡を市長が受けていたことを私は夕方になってわかりました。あのとき、せめて議長には、突然の運休についての相談があってもよかったのではないのでしょうか。

また、議員全員協議会で、5月27日の大亜高速海運会長との会談に市長が臨むことについては、議会は賛同しました。しかし、その結果について、市長から速やかな報告がありませんでした。このような市政重要案件については特に、市長の議会への速やかな情報提供を要望します。しかし、配付された（仮称）市民基本条例における議会に関する条項の内容や、昨日総務部長が述べた市議会議員報酬日当制に対する市長の意見書から、市長が議会とより一層の協力を図っていきたいとの考えであることが市民にも十分理解できると思いますので、このことに関する答弁は、次に述べる網掛け9だけで結構です。

②、議会議事録検索システム採用が予算化されていないことについて。長崎県議会のユーストリームによる、生中継や録画対応、議員別や党派別、定例会ごとに一般質問が簡便に検索できることなどを紹介し、対馬市でも議事録検索の充実を求めてきましたが予算化されていません。市政や議会活動に対する市民の関心や理解を深める効果が期待できると思います。網掛け9、今後、議会議事録検索システム導入の意思があるか、市長の答弁を求めます。

3番、市議会議員報酬日当制に対する市長の見解について。この件については、昨日市長の意見書が朗読されましたし、私も所属する議会運営委員会に付託されましたので質問を割愛します。

答弁も不要です。

なお、3月19日付朝日新聞長崎面に、この件に関するインタビュー記事が掲載されていますので御参照ください。

大きな3番、緊急災害時の対応について。《広報つしま6月号》に～災害に備える～という特集記事が掲載されています。東日本大震災の教訓を生かす意味でも、大雨や台風時期の到来前にタイムリーでためになる記事だったと思います。1番、避難ルート・場所の市民への周知徹底について。災害時の対馬市の家族構成を考えると、地元住民の父親世代は消防団に入っている方が多く、市役所などの地方公務員は、役所待機や現場対応で、転勤族の父親は自衛隊員や教職員などが多く、職場や現場に出動してしまい、家庭に若い男手が少なくなり、不安に過ごすときが多発することが想定されます。

広報では、「有事の際に、どこへ逃げるか、どう逃げるか、家族との連携方法はなど御家族で一度確認してみましょう」と記載されています。網掛け10、このようなことこそ地域マネジャー制度を活用し、地域で避難訓練をするなど、マニュアルの再点検に取り組んではどうでしょうか。市長の答弁を求めます。

2番、緊急告知システム（有線）使用不能時の告知方法について。緊急時の告知については、緊急告知システムが各戸に配備され、一見万全であるように思えます。しかし、電線が切れたり、停電したりするのが災害にはつきものであり、肝心の被災地では役に立たないことも想定されます。それを補う防災無線による緊急放送は確保されているのでしょうか。

毎月1日にサイレンの点検は行われていますが、朝昼夕方の時刻をつげる音楽も間延びしていたり、輪唱のようになったりして聞き取りにくい地域が散見されます。対馬市消防出初式の行進音楽でさえ、音が割れて聞こえにくい状況が2年間も放置されています。網掛け11、区長や地域マネジャーを通じて防災無線放送の難聴地域解消を早急に行うべきだと思います。市長の答弁を求めます。

以上で一たん質問を終わり、答弁によっては再質問をいたします。先ほど述べましたが、資料の網掛け部分についての簡明な答弁をお願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 協本議員の質問に答えさせていただきます。先ほど、網掛けの資料をいただきました。まず、網掛け1というところでくくってある部分からお答えをしたいと思います。

私の、というか市の、3月25日ですか、の当面は大亜高速海運を中心に航路確保を進め大亜高速海運会長と市長、私が5月中会談し、運行再開をお願いするので、もうしばらく辛抱してほしいという発言を受けて、ビートルを予約していた旅行業者があとで大亜高速海運が運行再開後に不利益をこうむることを懸念して、予約を相次いだために4月2日の予定されていた比田勝寄

港が頓挫したというお話のようにありますが、「そういう見方もある」ということの発言であります。そこ、私どもの市の考え方とその起こったこととの関係、因果関係については、私も正直何ともいいようがありません。検証のしようもございませんけども、少なくともこの3月25日の時点におきましては、3月20日に大亜高速海運の常務さんがお見えになって、私どもに話をされました。

先ほどの10番議員の質問のときにも答えましたけども、3月18日の夕方5時ごろに、こういう、「3月末から運休する」という話が来てるという話は確かに事務方が、議会終了後でしたから、帰ってからその情報が入って、私に伝えてもらったところです。しかし、そのときにすぐにやはり思ったのは、今起こってることの原因をきちんとつきとめることと、そして、それをきちんと検証した上で対処していくことが大切だというふうに考えたところであります。

そういうことで、今まで10年以上にわたって対馬に多くの方を送り込んでいただいておりますこの大亜高速海運さんは、当然ノウハウも御存じなわけですから、その再開をまず第一に望むのが私は物事の順番だろうというふうに思っておりますし、そういう意味において、当面は大亜高速海運さんを中心に航路確保を進めていきたいという方向性を出させていただいたところであります。

次に、2点目が、「対馬国際ラインが大亜高速海運との間で信頼関係を損なった」という発言がありました。その、今おっしゃられたその言葉ですけども、それを公式の場で言っているのかどうか私はちょっとひっかかる部分があります。で、この要請をしたと、代理店契約再締結の要請をしたということでございますが、当然向こう様が再開をする場合、代理店を今までやってきたわけですから、それをするのが、してあげるのが信義にかなったことだろうというふうに思いますし、JR九州との約束ほごともいえる行動というふうな御理解をされてるわけですけども、JR九州さんには運休期間中における臨時寄港のお願いをさせていただいたわけでありまして、それを約束ほごというふうなことは、また違うんじゃないかというふうに私は理解をしております。

それと、5月27日福岡で大亜高速海運の会長と私と、それから議長並びに県の企画振興部長の永川さんとで会談を持ちました。で、その足でJRに市長も行くべきではなかったのかという話です。実際、会談を終わりました。その会談の結果というものを県と私どもと一緒に福岡事務所に行きまして再確認をずっとしました。そういう中で時間が経過し、私は飛行機の時間がありましたので、ジェットフォイルで帰る予定でありました担当の部長のほうに、JRのほうにまずもって、きょう起こった話を伝えてくださいということで指示を出し、足を向けていただいた次第です。

そういうことで、私は後日また機会がございますので、そのときにJRのほうには伺いましよ

うということで、実際、後日ＪＲのほうには私も行って、ＪＲの社長さんにも話をさせていただいたところであります。網掛け４の、新聞紙上でＣＩＱが運行再開を知らされるような事態をなげまねいたのか。私どもは、この５月２７日の会談が終わりましてから、当然当日ではございませんが、発表前にＣＩＱのほうに当然このような話があったということで担当のほうは出向いているというふうに私は報告を受けております。だから、これが前後したというのは、私もちょっと腑に落ちない部分であります。

次に、再開の際のセレモニーのお話がありました。これは、この１７日が再開初日の日でありまして、そのときセレモニーをしました。当然この再開の初日が比田勝港であれば、当然私もそちらのほうに出向いたことになろうかと思えます。初日ゆえに、そのとき、私みずからセレモニーを行ったということで御理解いただきたいと思います。網掛け６もありましたっけ。（発言する者あり）ああ、篤志家、篤志家とはだれかということですが、篤志家という場合は当然相手に対して失礼ですから、名前を出さないのが篤志家の表現だということに御理解ください。

次に、網掛け７の国際ラインの２５年３月に向けたロードマップを示してもらえないかということでございますが、これにつきましては、もう御存じのように、議会のほうにも提示いたしておりますが、外郭団体の改革プランにおいて、解散の方向性を示して２５年３月をもって解散の予定と設定をさせていただいております。その中で、設立目的は既に達成されており、現在の主な事業となっている出入国事務代行委託事業については民間による運営で十分可能であり、第三セクターとしての事業の意義がなくなった以上、団体を解散し出入国事務の代行については新たな民間法人を設立するなどの運営が適切というふうに、このプランではうたっております。「恐らく、精算手続に５カ月から１年ぐらいかかり、その間の出入国事務代行の検討も必要になる」と申しておりました。

このことについては、昨年の６月定例会において、協本議員の一般質問にも答えておりますけれども、外郭団体における集中改革の対象期間を、２２年度から２６年度の５カ年間と定めていることや、市からの出資金の問題や財産の取り扱いなどの協議が必要であることを申し述べております。

このような折、本年３月１１日にあのような震災、そして、福島原発の臨界事故の影響によって、韓国人観光客の旅行不安によるキャンセルが相次いで、このような経過になったわけですが、運行再開に向け、私も韓国を訪れたりしながら交渉を重ね、最終的には議会の皆様の協力を仰ぎながら、今月１７日の再開にこぎつけたとおりでございます。また運行休止により、国際ラインの主な財源である出入国手続手数料が見込めなくなり、その運営の危機存亡が懸念されることも事実でございます。

以上のような状況下において、国際ラインの解散に対し、上対馬の航路開設にかかわられた

方々の思いも十分理解しておりますが、外郭団体改革プランの目指すところも踏まえ、国際ラインの方向性につきましては、再開したばかりの対馬・釜山国際航路の今後の状況も見極めながら、その時期も含め検討を重ねていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、大亜高速海運以外の企業との定期航路開設に向けた折衝の状況及び見通しについて求められておりますが、今回の国際航路運休に向けて私どものスタンスというのは、先ほど申し述べましたとおりでございます。10年を超える定期航路を運行してきました大亜高速海運の早期の再開を大きな柱として要望を行ってきました。その運休期間については、JR九州等の臨時寄港を要請し、対馬比田勝寄港のダイヤについてもホームページ等で記載しているところであります。

運休の期間中に、KEAの関係者による航空路運行の機種変更の計画や韓国からの船舶リースでの国際航路開設など、いろいろな情報が私の耳に入りましたが、いずれの情報も計画・検討中ということであり、その実現にはかなりの期間が要すると感じたところであります。そのような現状の中、先ほど述べましたように、航路運休対策委員会等でも、今までの航路実績のある航路事業者との交渉がベターであろうとの判断で行ってきたところであります。今後、韓国・対馬間の国際航路、航空路の開設に向けた取り組みであります。本市としては新たな企業の新規参入があれば、自然体で対応をしていきたいというふうに考えております。

次に、網掛け9、議会議事録検索システムに関する御質問がございました。議会における私どもの発言というものは、議会議事録として市のホームページに掲載をし、広く市民の皆様にも公表しているところであります。また、CATVにおきましても、本会議のこの状況というのは適宜放送され、市民の知る権利、今行政は、議会は、何を議論し、まちづくりに専念しているか、タイムリーな情報としてお役立ていただいているものと思います。

議会での発言は、一言一句がまちづくりのため、その重さはだれもが認識しているものと思います。ホームページで公表しております議事録、議会議事録も語句による検索が十分可能であることから、数多くの事業予算の要求にこたえていく中で財政状況等を考慮すると、あえて検索システム導入には及ばないのではないかという判断をしているところでございます。

次に、網掛け10の地域マネジャー制度を活用して避難訓練等の再点検に取り組んではというお話でございますが、この問題につきましては、対馬市の地域防災計画を1年遅らせておるという話はずっとさせていただいておりますけれども、今、御提言いただいた内容等についても、十分に必要性は感じております。取り組んでいかなければいけないというふうに思いますので、今回の地域防災計画等に盛り込んでいきたいと考えます。

次に、網掛け11の防災無線放送の難聴地域解消を早急に行うべきだということでございます。昨年、防災行政無線等が設置をされてなかった佐護南里でしたか、こちらの地域等にも防災行政

無線等を設置をさせていただきました。そこは、全くないという状況でしたので、あえてたしか 1,000 数百万円の予算は要りましかども設置をさせていただいたところであります。そして、今回の議会の行政報告の中でも申し上げましたが、佐護川の氾濫等を即時に住民に通報するための部分も設置をし、対応を今しているところでございます。

今回の震災の報道に接するにつけ、この災害対策というもの、安全に暮らす環境づくりというものの必要性を十分に認識はしておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

以上で答弁にさせていただきます。

○議長（作元 義文君） 1 番、脇本啓喜君。

○議員（1 番 脇本 啓喜君） 3 番についてはありがたい答弁をいただきましたが、なかなか 1 番と 2 番にはありがたい答弁をいただけるには至らなかったようですね。まず国際航路問題についてなんですけれども、網掛け 1 のこの市長の発言によって、7 月 2 日のビートル寄港が頓挫したのではないかという見方、そういう見方もあるかもしれませんが、市長がおっしゃるように、因果関係の調べようありませんし、ただ、10 年以上お世話になった大亜高速の再開を望むことが第一であろうと。確かに最初はそうであったかもしれませんが、その後の対応等を見てますと本当にそうだったんだらうかと。まず、そういう点にちょっと疑問を感じるところです。

そして、2 番目の、国際ラインに代理店契約再締結させた、代理店をさせているというこのことについては、「今までしてきたからすることが信義である」という答弁であったようですが、文書もなく、電話で「更新契約を打ち切ります」と言ってきたようなところに、それこそ信義にあったやり方ですかね。私は疑問に思います。

それから J R はあくまでも臨時だという認識、ここも私と全然認識が違うなというふうに思います。最後のほうで、大亜高速海運以外との定期航路開設に向けた折衝の状況をお聞きした際に「自然体で対応」というふうに述べられましたが、今がこの J R に参入してもらい、またとないチャンスだと僕は思ってますよ。このまま大亜高速独占であれば、いつまた「やめるから」と言われて慌てる、そういうことが出てきかねないというふうに思っています。一昨年の 12 月から私はこういうことを言ってるはずですけど、全然認識が違うんだなというふうに思っています。

それから 3 番目、福岡で会談した際、観光物産推進本部長を行かせた理由はわかりました。ただ、その後、後日に行ったからいいであろうではなくて、やはり、誠意を見せるにはその日に足を運ぶのが普通だと思います。で、後日というのは多分 6 月 8 日のことじゃないですかね。これは自分から行ったのではなくて、あちらから「来てください」と言われて行った日のことじゃないんですか。自分から、誠意を見せるっていうのは自分から行くことだと思いますが、もし 6 月 8 日でなければ申しわけありません。

とりあえずここまで。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） どこの部分からお答えをすればよろしいでしょうか。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 答えたいところは答えて、答えたくないところは答えない……

○市長（財部 能成君） 答えたくないとかそういうことではなくて。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 今まで、今言った、例えば文書もなくで電話でその……

○市長（財部 能成君） それにつきましてはですよ、少なくとも大亜高速海運と国際ラインさんとの今までの物事のやり方とか信頼関係とか、そういうことではないんでしょうか。「認識の違いがありました」という先ほど発言がありました。早期の、運休になってから早期の再開を望む声が対馬じゅうにあったのは事実だと思いますし、それは認識されてると思います。それが、ほかの会社であった場合は時間がかかるということも十分にわかってあると思います。で、まず市民の皆さんが望んである部分にこたえていくためには、今まで運行をされてた会社を第一義的に考えていくのが、市民の皆さんの今にこたえることだという思いでやってまいりました。その間、この6カ月の間、私どものほうから「客が15人以上集まればJRさんお願いできますか」と、「いいですよ」という話等々がずっとあったわけですね。この6カ月の間の臨時運行についてのまずお願いを快く引き受けていただいたというふうに私は思っておりますので、約束をほごにしたというふうなことは、私どもは、市のほうは、そういう行動はとっておりません。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 市長がJRのほうに報告に行ったという日にちについては6月8日で間違いないですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私も記憶はありませんでしたが、今、後ろのほうから6月の3日に私は行ったそうです。あ、行ったそうで、行きました。日にちだけ、ちょっと忘れておりました。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） わかりました。では、もう一つ、網掛け4の部分ですね。新聞紙上でJRが運行再開を初めて知ったという件、これはさきにお伝えしていたと、前後したというのは、ちょっとわからないということですが、私が直接、税関や入管の所長とお会いしたときには、「新聞紙上で知った」というふうにおっしゃられてますが、どちらが正しいんでしょう。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 新聞報道前に、CIQに対して担当部署のほうが話し合いのアポを前もってとって、結果、それぞれの調整ができたのが新聞報道後であったということを今聞きました。申しわけございませんでした。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（１番 脇本 啓喜君） これは大きな違いだと思いますよ、やっぱり。できるかできないかを、わからないうちに新聞報道したということじゃないんですか。それは国家公務員ですから、何とか間に合わせようと努力して下さって間に合ったんだと思いますよ。入管は３人に減員されてるんですよ。私が行ったときも２人は出て、１人でばたばた対応してくれましたよ。違いました。じゃあ、訂正するならしてください。

○市長（財部 能成君） ちょっと待ってください。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） こちらのあれが、情報が交錯してまして、錯綜しました。こちらのほうからＣＩＱに話をしたのは新聞報道前だそうです。それで、私が先ほど３０日にアポをとって新聞報道後に話し合いがあったのは大亜高速海運さんがこちらに来て、ＣＩＱの方に話をしたのは新聞報道後というふうに訂正させてください。申しわけありません。

○議長（作元 義文君） １番、脇本啓喜君。

○議員（１番 脇本 啓喜君） そうですよ。大亜高速のナンバー２の方が飛行機で来られて、で、ＣＩＱとかには行ってますけど、できるかできないかの話には多分行ってると思うんですけど、市のほうからそういう形で正式にできるかできないかの回答をもらってから出したわけじゃないということははっきりですよ。できるかできないか、ＣＩＱが１７日できちっと対応できますという確かな回答を得て新聞に出したのかどうかということです。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） できるかどうかの最終的な判断は、恐らく大亜高速海運さんの運行計画等をＣＩＱが言わないと、恐らく無理だろうというふうには思います。今、おっしゃってあることで、私ちょっとよく理解できない部分がございますが、要するに、その手続が、ＣＩＱに対しての手続が遅れる中での新聞報道があることが再開、今回あった再開にそれほどの支障になったんでしょうかというふうにちょっと今よぎったんですが。

○議長（作元 義文君） １番、脇本啓喜君。

○議員（１番 脇本 啓喜君） 再開に支障が生じるとかそういうことではなくて、ＣＩＱに対しても礼を尽くさなきゃいけないでしょうということを言いたいんですよ、私は。この比田勝ターミナルの空調の件もそうですよ。お客さんは片道ですけどＣＩＱは両方暑い中いなきゃいけないんですよ。そういう誠意の示し方が足りないんじゃないかということが言いたいんです。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私、対馬市のほうからは、６月１７日ということで話が進みますということを、ＣＩＱには新聞報道前に話しには行ったということがございますので、それをＣＩＱと大亜高速海運さんが煮詰めるのが、正式には確かに会議だろうとは思いますが。それを新聞報道

前に私どもはC I Qさんのほうには、話はさせていただいたという報告を今受けております。

○議長（作元 義文君） 1 番、脇本啓喜君。

○議員（1 番 脇本 啓喜君） 堂々めぐりですのでもうここでやめときます。ただ、そういうことをきちっとやったかどうかを部下に確認するのも市長の仕事だと思います。きちっと、C I Qのほうは対応してプレス発表までしたのかということは確かめるべきだと思います。

それから、時間がなくなってきました。篤志家ということですが、もう、時間が来ましたので結構です。

○議長（作元 義文君） これで、1 番、脇本啓喜君の質問は終わりました。

.....

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。2 時 5 分から再開します。

午後 1 時 50 分休憩

.....

午後 2 時 05 分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

次に、2 番、黒田昭雄君。

○議員（2 番 黒田 昭雄君） こんにちは。質問に入ります前に、今回質問する漁業後継者の事業のモデルとなった方とお話をしました。都会から対馬に来られた I ターンの方で、苦労の連続だったと伺いました。「今があるのは地域の漁師の皆さんが教えてくださったおかげです」と言われた言葉の奥に、日々研究と社会性がないと、漁師で生き抜くことは難しいんだと改めて感じたところです。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、平成 21 年第 1 回定例会一般質問で宮原元議員の農林水産業の後継者対策について、市長が答えられたものです。「農林水産業の産業そのものが魅力がない、魅力がないから後継者が生まれないのであって、後継者対策事業ということで、別立てで物事を組み立てたとしても、私は物事は進まないというふうに正直思ってます。」また、「通年の部分として予算の組み立て自体をやっております」と投げやりに言われました。私が議員になる直前の議会でした。私も漁師の息子ですが、今までの人生を全否定されたようなショックを受けたことを覚えています。漁師の息子で生まれたことを誇りに思うし、魚という豊かな食生活で育ててもらったことを、親に感謝しております。揚げ足どりは余り好きではありませんが、「魅力がない」という表現は余りにひど過ぎる、水産業を基幹産業とする対馬の首長が絶対に言ってはいけない言葉です。

先日、島おこし協働隊員とにこにこしながら写っていましたが、漁業の担い手も市長が認定するわけですから、同じような思いで見守ってほしいものです。市長の考え方を変えてほしいわけ

ですが、通年どおりの予算しか組み立てないと感じることが多々ありますので、あえて水産業に対する市長の考え方を聞きたいと思います。

それから、どの漁協においても、漁業者の高齢化、後継者不足を深刻な問題ととらえています。歳をとるにつれ水揚げも減少、現役を引退すれば組合員を脱退、漁協の経営・運営を悩ませるものとなっています。後継者の確保とその育成がいろいろな問題の糸口になっています。ちなみに、平成5年から20年までの15年間、就業者の数は925人減少、現在、60歳以上の就業者が全体の50%に届こうとしています。10年後、20年後を考えますと、これは言わずともおわかりと思います。

現在、本市は県の補助事業を活用し、担い手確保事業に取り組んでいますが、今年度から漁協・漁業者からの強い要望により、担い手に「漁師の子供」も対象に加えられました。ただし、その子供は別生計、離れて住んでいることが条件です。ちょっとまどろっこしい条件ですが、一歩前進を評価するところです。

離島を多く抱える県として、漁協・漁業者の声に耳を傾け、これまで何度も条件が変更になっています。中村知事も「個別経営体への直接補助に抵抗はあるが、あえて踏み込んで意欲ある取り組みを支援する必要がある。地域全体に波及効果が出ることを期待したい」と言われました。そして漁協・漁業者も、今まででしたら他人に漁の技術を教えるということは考えにくいことで、それほど後継者対策を重視しているということでもあります。まさに、漁業者と漁協、そして県との思いが一致した事業ではないかと思います。教える親方も大変な苦労があると聞きますが、快く引き受けてくださっています。担い手の方も力をつけていると聞きます。地域の漁師の方々も大事な後継者として見守ってくださっているようです。

この技術習得支援事業とあわせて漁船リース事業もありますが、これが後継者確保には多いに期待ができる政策だと思っています。実際、漁船リースの補助を受け一人立ちし、着実に水揚げを伸ばしている方がおられます。この事業が開始したときは、Uターン・Iターンの縛りがあり、本市ではほとんど希望者がいませんでした。現在は使いやすくなりましたが、今までのUターン・Iターンのイメージが漁業関係者の方々に根強くあり、事業の浸透がおくれた面はいたし方ないと思います。しかし今回、漁協・漁業者の要望でかなった漁師の子供の条件緩和、これを早急に丁寧に浸透を図る必要があります。

市には、制度を多くの人に知らせる義務があります。1回の説明でなく、何回も情報発信してほしい。ソフト事業というのはあいまいになりやすいですから、きちっと詰めてやってほしい。効果的な予算執行ができないんじゃないかと心配をしております。真剣に取り組んでほしいと思います。

それでは、2点お伺いします。

1、基幹産業の水産業を市政の大きな柱とすべきと思いますが、市長の所感をお伺いします。

2、この後継者対策は本市の漁業、そして漁協の存続にかかわる問題であります。市の最重要課題として、市独自の後継者対策・支援等についても考えていただきたいと思いますが、市長の所感をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 黒田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、平成21年の第1回定例会の一般質問で宮原元議員が質問されたことに対する回答が「農林水産業に対して魅力がない。魅力がないから後が続かない」などと話したのを議員がテレビで聞いて、まあ、びっくりしたというふうなお話がありました。確かに私の答弁の前段がそのような話から始まったのはおっしゃるとおりです。しかしながら、その後段で述べておりますように、「本体のその農業・林業・水産業、それぞれの産業が元気づくようになれば、おのずと後継者対策というのはクリアできるんじゃないか」という思いが私の中には基本的にございます」というふうに答えさせていただいております。

そのときの回答の趣旨としましては、前段の話は、この第一次産業の現状としての私の見解を述べたところであります。また、後段の話としては、今後、魅力ある産業として再構築をしていく必要があるんじゃないかと。そうするためには、それぞれの関係団体、私ども市・県等が連携していろんな事業をつくり出して事業展開を図ればおのずとそれぞれの産業が活気づき、後継者もふえてくるのではないかとといったような趣旨を言いたかったところでございます。大変、言葉足らずで皆さんに不愉快な思いをさせたということでございますので、この場で市民の皆さん、また、それぞれの産業に従事してある方々に陳謝しなければいけないと思います。申しわけございません。

では、質問の基幹産業、水産業を基幹産業として市政の大きな柱にすべきではないかということについての私の所感ということでございますが、まず、平成17年の国勢調査の就業状況調査により、対馬市の産業の概要を申し上げますと、多いほうから第三次産業の就業人口が1万1,266人、62.4%となっており、第一次産業については3,806人、21.1%、第二次産業は2,971人、16.5%の順になっており、このうち、漁業は全体の16.9%の人が就業していることになります。

また、19年度の対馬市産業別総生産額は約1,086億円に対し、第一次産業が約113億円、10.4%、うち水産業の生産額が98%で全体の9%、約1割を占めていることになります。

一方、平成20年の漁港の港勢調査の属人漁獲高によりますと、長崎県全体の漁獲高は

958億円、対馬市は143億円となっており、全国有数の水産県、長崎の中でも約15%と上位を占めております。これらの状況から考えてみましても、漁業が対馬の基幹産業であることは、私が申すまでもありません。私の施策の中では、当然大きな柱として既にとらえていると申し上げたいと思います。申しわけありません。

対馬市の本年度の水産業費の当初予算を例にとりましても、ソフト面、ハード面を合わせまして、約18億円の事業予算となっており、特別会計を除いた対馬市の総予算額の約16%を占めております。その中でも特にことしから3年間ないし5年間計画で事業実施を予定しております地産地消推進事業、水産物販売促進事業、対馬周辺海域の磯焼け対策としての藻場礁設置事業など、対馬市の水産振興対策として新たに事業を展開しているところであります。

次に、漁業後継者対策を市の最重要課題として市独自の後継者対策支援等も考えられないかという御質問があってございました。まず、この漁業後継者対策は、対馬市21世紀の漁業担い手確保推進事業として、長崎県の同事業の推進要綱等に添って施行された事業でございます。事業種目といたしましては、技術習得支援事業、漁船取得リース事業がございます。技術習得支援事業の補助内容としましては、研修の生活費支援として、一月あたり15万円、ただし二親等以内の親族と生計を一にする場合は、一月あたり5万円の補助をするものです。補助率は県が事業費の2分の1以内、残りを市が負担するというものでございます。漁船取得リース事業の内容としましては、漁協が新規漁業就業者に対して賃貸するための漁船を購入する経費を補助をするというもので、2分の1を漁協が負担をし、残りの2分の1を県と市が負担をするというものであります。県と市の補助額は1件につき500万円が限度となっております。

これらの事業の現在までの実績としましては、技術習得支援事業ではこれまで10人の方々が研修を受け、うち3名が途中で断念をされておられます。で、3名が独立され、1名がアナゴ船で働き、1名が独立を予定されています。残り2名が23年度も継続となっております。

2つ目の漁船リース事業の実績としましては、購入船3隻となっております。

以上、この事業の概要を申し上げましたけれども、議員御質問の市独自の漁業後継者対策支援等について検討していただきたいということでもございますが、特に本県は漁業生産量が北海道、宮城につぎ第3位、生産額は全国、北海道について第2位を占め、水産県長崎としての地位を保っております。しかし、県内の就業構造が高齢化し、就業人口も減少するなど、この水産業を取り巻く情勢は大変厳しい状況にあります。対馬市も同様でございます。そんな中、漁業後継者対策として新規就業者の定着促進を図るため、長崎県が21世紀の漁業担い手確保推進事業として事業開始がなされたことで対馬市としての念願でありました漁業後継者対策に明るいきざしが見えてきたところでございます。

また、昨年度からは、長崎県内水産担当課長会議等におきまして要望してきておりました漁家

子弟への範囲拡大につきまして、今までに対象となっていなかった漁家子弟の中学、高校卒業者についても補助対象としての適用拡大をお願いしてきたところ、本年度から県が取り組んでいただくことになりましたこともあわせて報告をさせていただきます。今後も漁業後継者支援につきまして、県とともに事業展開を進めていくことが最も効果が上がるものというふうに考えておるところであります。どうぞ、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（作元 義文君） 2番、黒田昭雄君。

○議員（2番 黒田 昭雄君） 今、市長が「基幹産業」ということをおっしゃいましたが、どうしても納得いかないことがありますので、もう1点続けて質問させていただきます。

本市が時折、長崎新聞や対馬新聞等を利用して目玉政策といわんばかりに載せている政策があります。私も議員もこの記事を見て初めて知ることも多々ありますが、長期的な視野に立った政策が多過ぎる。いまだに成果が出ていないものが多過ぎる。市民が近い将来、安心できる政策、市民が望んでいる政策なのか、首をかしげたくになります。市長御自身したいこともあるでしょうが、サイレントマジョリティを考慮して、市民の声なき声をくみ取り、もう少し現実の生活に即した政策を掲げるべきと感じております。

こんなことを言うと、「要るものだったら何でも予算化しろというのか、そんなもんじゃないよ」という職員の皆さんの声が聞こえてきますが、大切な税金をどこにつけていくのか、そのための予算づけ、その優先順位があるはずです。また基準があるはずです。対馬市としてどこに基準を置くのか、そのために市として、任意だけでもこれをやろう、ここに市の理念が伝わってくるわけですが、感じ取ることができません。対馬市の発展の大きな柱は何なのか、会社でいえば本業の利益は営業利益、営業利益は会社の力、社長はその本業の利益に命運をかけます。行政は結果責任です。市長はいろいろやればどれか当たるやろうみたいな、会社でいう特別利益を追い求めているように感じます。どの政策に市長として政治生命をかけているのか、本丸は何なのかお尋ねいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） すべての産業において、当然伸長していただきたいという思いはございます。しかし、どの分野が全産業を引っ張っていくのかということも考えながら政策の優先順位は自分の中ではつけているつもりでございますし、政策立案もしているつもりでございます。

○議長（作元 義文君） 2番、黒田昭雄君。

○議員（2番 黒田 昭雄君） どの事業かいいないということみたいですが、私が聞いた中で海洋温度差発電が市長の本丸だというお話もちよっと聞きました。財政計画においては、「選択と集中」という言葉もあります。市長は今「種をまく」ということも言われます。あるときには企業誘致で困ったときにはリーマンショックと、そういう話をされます。選択して集中というそう

いう作業で、私はその本丸というのを市長にお伺いしたかったんですが、何を集中して事業を行おうとしているのかお尋ねいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、どの産業がどのように伸びていくかというのが全く見えないのがこの世界だというふうに思っております。そういう中、今回の震災が起きました。またいよいよ先が見えない状況になっております。今、よく言われておるのは「環境」ということを言われ、「再生可能エネルギー」ということをここ1カ月2カ月よく言われます。私どもは、この経済が冷え込んでしまった中である意味方向は変えたつもりをしております。「リーマンショック」という言葉で」という表現をされましたが、それは事実を述べてきたことでありまして、決して逃げてることではございません。どこにも今経済が、これだけの経済低成長に陥った中で、日本じゅうが苦しんでいるという事実を述べておることでもあります。

で、再生可能エネルギーということにつきまして、対馬市はこの言葉が出る前から動き出しを既にしていたということも事実でありますし、方向性というのは決して見誤ってないというふうにも思います。どの産業が実際引っ張るか、それ今後、将来はわからないと思います。しかし、この島で自己完結できることがすごく大切なことだというふうに思います。それは、エネルギーだけではなく、食料においてもそういう島を目指していかないと、よそ様に頼っては苦しいことになるというのがいろんなことが起こっております。そういうある意味孤高な島を目指す部分が必要なんではないか、そういう気概がこれから先、持たなくてはいけないんじゃないかというふうに思っております。そのためには、私どもの市政のほうも行政側も当然考え方を変えなくてはいけないという思いでおりますし、今、職員は必死になって国等の公募事業に手を挙げております。「自分の能力を上げることが市民の幸せにつながることだ」ということを頻繁に私も言っておりますけども、そういうことをくんだ職員については一生懸命手を挙げておりますし、自分の関係する省庁以外のところにクロスしてでも、それを出してる状況があります。それは考える市政に変わったときに市民にとっては幸せが届けられることだと思っております。

次には、市民と一緒に物事を組み立てていくということを今やっておるわけでございます。で、市民基本条例が後で説明があります。私ども、行政だけが物事を組み立てていく時代は終わったということをどのように啓蒙・啓発していくかということの意味でも市民条例の願いをして策定にずっと取り掛かっておるということも御理解をいただきたいと思います。今、この日本じゅうでどの産業で物事を新たな方向に持っていくという名案を持ってある方はだれもいないと思います。

今、中国だけが、経済だけで動いて引っ張っておるようにはありますけども、経済市場主義というのが私はもう終わろうとしておると思っております。そういう中で自分たちの生き方のベース

をどこに持っていくかということが、これからの市政の、啓発の方向性であろうというふうにも思いますし、それにもらみながら市政を運営していくということが、これからすごく大切だと思って、今ホームページの中でも出ておりますけども、市民基本条例、環境に関する条例とかいろんな形で市民の方たちと一緒に物事を組み立て、新しい対馬の方向性というのをみんなでつくっていこうというふうにしておるところであります。

○議長（作元 義文君） 2番、黒田昭雄君。

○議員（2番 黒田 昭雄君） こういう世の中だからこそ、市長というのはやっぱり旗を示して、本丸は何なのかという旗を示して、市民を引っ張っていかなくやいかんという時代だと私は感じております。余り、ちょっと市長と経済論を論じても話がそれていきますので、福祉、私の、行政が余りにも新規ビジネス的なことにかかり過ぎてるような気がいたします。まあ、福祉のほうとか、行政財産をどう有効に使うとかそういう内向きなことに力を注いだほうがいいだろうと思っております。公務員の方には、そちらのほうが高い能力が高いと思っております。

じゃ、ちょっとそれ過ぎましたのでちょっと戻します。御存じのように、長崎県は国の水産政策の動きに対応するために水産基本計画が策定されています。それをもとに、五島市では市総合計画を補完する水産分野の個別計画として水産業振興基本計画を策定、また壱岐市においては、さらに進んで基本計画の策定に当たり、漁業者並びに一般も含めたアンケート調査が実施され、それをもとに水産業振興基本計画を策定しています。

一方、本市においてはいろいろな計画が多くある中、なぜか水産業振興計画はありません。現実には国・県との整合性を図りながら事業を進めていくわけでしょうが、その国・県の事業内容がそのまま対馬の地域性や漁業の形態に一体合うのでしょうか。水産行政に漁師が口を挟むなど言っているようにしか思いません。そういう市政だからこそ、後継者対策事業について、漁業関係者が重要視しているにもかかわらず、本市では事業評価も行わないありさまではないでしょうか。

近年、海の資源にも限りがあり、いろいろな取り決めをつくって資源管理に取り組んでいます。今後ますます漁業に対する情勢は変化していき、個人1漁協体だけでは解決できず、対馬全体で考えていかなければならない状況に既になっております。どの地域にもすばらしい経営感覚を持っている漁師の方々がおられます。そのような漁師の知恵を借りて、漁協と県・市、そして水産業に加わるすべての方が一体となる。まず行政でできること、進むべき方向性を明確にする。そして、これから取り組むべき課題を漁業関係者の皆様に知っていただく。そのような振興計画を、他の計画より真っ先に策定すべきではないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 漁業従事者の方の御意見をという話でございました。それと計画という

話ですが、漁業従事者の御意見という部分につきましては、もう昨年からずっと、約60名の漁業従事者の方に定期的に集まっていたいて、海洋保護区に関して話し合いをずっとさせていたいておるというところであります。当然、海洋保護区となりますと、この枯渇しかかっている漁業水産資源というものを、これから先どのように残していくかという、ということは漁業そのもののあり方というの、そこで皆さんで話し合いをされてるわけです。決して漁師の皆さんと全く話をしていないということではありません。頻繁にそのあたりについては話し合いをしておりますので、また、その方向性、海洋保護区の方方向性等が資源管理のあり方を踏まえた海洋保護区の方方向性というのが出てきますれば、必ずやこの海洋保護区というのが、皆様、漁家にとっては底上げになっていくものというふうに私は理解をしております。

また、12ですか、漁協がございますが、組合長会は頻繁に話し合いが行ってありますし、参事会等もあつて話し合いをさせていただいて、私どもも当然そこに入っておるわけですが、その話し合いの中身等を踏まえて形をつくっていつているということで、行政だけが進んでおるわけでもありませんし、国の方向性だけで進んでるわけでもありません。現場の意見というのを踏まえて物事を組み立てておるところであります。

また、私自身も漁業青壮年部の会合等にはほとんど参加をさせていただいております。ところが、残念なことに対馬の中でこの青壮年部がありますのが上対馬だけです。以前は対馬全島にあったわけですが、青壮年部の年齢層の方がまだいらっしゃるにもかかわらず、それぞれの単協単位では、青壮年部が組織をもう有名無実化して、全く活動されないというふうな状況になっております。

私ども、この一年、この青壮年部、今あります青壮年部とタッグを組んで、対馬の中の青壮年部がふえることを活動をやっという話し合いも今年度になってしたところです。そうしないとどうも話が伝わらないということになりかねませんので、そのような組織づくりにもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 2番、黒田昭雄君。

○議員（2番 黒田 昭雄君） つくらないということで理解いたしました。

次に、国の社会保障制度等の流れも現在過渡期に入っています。公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられるのに伴い、平成25年度までに段階的に65歳までの定年引き上げ、継続雇用制度の導入を企業に義務づける高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が施行されています。つまり、60歳から65歳までの特別な年金も次第に削られており、原則65歳からの年金支給も67歳にと現実を帯びた話も新聞で見かけます。その流れをくみ取って大企業においては、定年を延ばすか、定年した後も嘱託等で65歳まで雇ってくれています。しかし、本市にある小さな企業では、定年後の継続雇用といってもとても無理であろうと思います。

退職金制度も大幅に年金額が少なくなるような制度に移行、さらに社員の賃金までも保障できない、足もとでそういう状況が起きている。じゃ、本市では定年した60歳から67歳まで7年間、どう食いつないでいくのか、極端な話80歳以上生きようものなら公務員の退職者以外、ほとんどの方は生活保護になってしまうんじゃないかと思います。そう考えた場合、水産業を市政の柱に置くということは、市民所得の底上げといえますか、経済は循環しますので、水産業の振興を図るというのは非常に大切なことではないかと思います。70歳以上の方で1,000万円以上の水揚げをして悠々自適な生活をしている漁師の方々もおられます。市長も企業誘致できないでしょう。60歳以降に対馬で稼げる仕事は今後あるでしょうか。1,000万円という極端な例をいいましたが、100万円でも50万円でも年金をカバーできる仕事、ケーブルテレビで「漁協を訪ねて」をよく見ますけれども、サイドビジネス的に漁業で稼いでいる方もおられます。この海で囲まれた島、この地の利を最大に生かさなければならない。市民お一人お一人のライフプランを考えた場合、そう市長もお考えにならないでしょうか。お尋ねします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ある程度の年齢になってでもやれるお仕事だというふうに考えます。さらには、しかし後継者が育たないと、今の状況では、ということではいろんな制度を県にもお願いをし、一緒になって作り込んでおるということでありまして、ライフプランということになったときに、最初の段階は今言われる制度等で活用し、頑張ってください、そして就業者としてずっと活躍をしていただき、高年齢になったときも年金を補完する以上の所得が見込めると当然私も思います、それは。それを続けていかれるように思いますし、そのような生き方っていうのが、これから先の若い人たちの考え方に浸透していくのではないかというふうに私は思います。決して給料とりだけが人生ではありません。自分で稼ぎ出すという部分、それらのある意味対馬の柱にするために先ほどおっしゃられました新規ビジネス的なものという話がありましたけども、自分で金を稼ぎ出すということにこれから先、対馬の市民は変わらなくてはいけないんじゃないかということで、あの事業は進めているということで理解をいただきたいと思います。

どこから入っても、導入部はいいと思ってます。で、その基幹産業、まして資源がこれだけかつてあって、これからもやりようによっては豊富であり、これだけの豊穡の海を四面抱えておるんですから、私どもはこの海の生かし方というものをしっかり考えた水産業のあり方を目指していけば、今おっしゃられるトータルでのライフプランというのはでき上がっていくというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 2番、黒田昭雄君。

○議員（2番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。そういう姿勢で水産行政していただきたいと思っております。

それでは後継者対策のほうに移ります。ここに農水省が出した漁業担い手確保に関するアンケート調査がまとめられています。その中で、普通の人に漁業者として働いてみたいと思うかと尋ねたところ、82%の人が働いてみたいと思わないと回答、また漁業者に親族の後をついで漁業者になったのかと尋ねたところ86%の人が親族からついでと回答、このアンケートから普通の人には漁師になりたくない、なれるのは漁師の子供、Iターン・Uターンでは難しいということです。ただし、Uターンでも漁師の子供だったらなれます。

ちなみに、本県の他の離島でもUターン・Iターンのほとんどの方が途中で研修を断念しています、というのも普通の人になるには漁業権や船、漁具などの経営資源を新たに取得しなければならないことから、現実には普通の人になるには多くの困難が伴うからです。都会で募集のキャンペーンをやっているようですが、アンケートから分析しても余り意味がない。これは県の事業なので言っても仕方ありませんけれども、島内の漁業関係者、なかんずく子供のいる漁師に事業の中身がわかるように、丁寧に工夫しながら周知を図るべきです。この不況下、職があっても生活費を親が補てんしている子供がいるはず。逆に後継者側から考えますと、先日も小学生の定置網漁業体験が行われておりました。それは評価できますが、その後中学生、高校生になりますと、何も施策がないというのはいかなるものかと感じております。対馬から出ていく前に力を注ぐべきではないでしょうか。

また、総合計画、これですね、後継者対策事業がどこに入っているのか。てっきり水産振興かと思っていましたけれども、定住化対策のところに入っている。都会の人が定年を迎え、余生を田舎暮らしがしたいというような方々と同列に位置づけていること自体漁業に対する認識が甘過ぎるし、市長のやる気を感じません。多くの漁業者の方が本気で後継者対策に取り組むんだったら、漁師の子供に集中して力を注がんと、高齢化の流れが絶対に食い止められないと言われます。

また、ものすごい勢いで引退者がいるのに、年間2人ぐらいの募集でどうなるとも言われます。本市も県も予算はいつも使い切れていないようです。それに積極的に手を挙げて追加調整しているとか、人数がふえても独自財源であるとか、親子船でもいいよとか、要するに今のやり方にもう一歩踏み込んだ本市独自の後継者対策を考えてみる必要があるのではないかと思います。やり方をもう少し積極的にと思っておりますが、再度伺います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほどこの後期計画の話がありました。前期計画は5年前につくられたものでございます。その中に今おっしゃられた水産とかそのあたりのことが全く載っていないということで、今回私は後期計画にあえて今後5カ年計画に載せ込んだところでございます。やる気がないということではなくて、やる気があるからここに載せたというふうに御理解をいただきたいと思っております。パーセントのお話がございました。私どもは、何も人数を制限をしてい

るつもりもございません。手を挙げていただく方がいらっしゃれば、先ほど申しましたように、断念する方も当然いらっしゃいます、厳しいお仕事ですから。

しかし、断念する方がいる確率はありますけども、しかし、それでも構わないと。しかし、その一連の望みにかかる必要があるから、手を挙げる方がいらっしゃれば何人でもこちらは予定は構いません。まあ、１００人も２００人もと言われたらまた困りますけども、やはり手を挙げていただける分なら問題はないというふうに思ってます。漁家子弟の分まで今回対象を広げていただいたというふうに私どもはありがたく思ってます。こちらもずっと皆さんの声を聞く中で伝えてきたことでありますから、やっそここまで来たのかというふうに思っていますし、この制度が動き始めて、そして、当然直さなくてはいけないことは出てくると思います。その際に皆さんの日ごろの意見を集約してまた県と一緒に制度を構築していきたいというふうに思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

○議長（作元 義文君） ２番、黒田昭雄君。

○議員（２番 黒田 昭雄君） 市長の意気込みを感じました。それで、ちょっと余談になりますが、お隣の壱岐市で、今議会で日本初の認定漁業者制度と県の後継者対策事業より踏み込んだ市独自の条例が可決されようとしております。市長、御存じでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、初めてわかりました。

○議長（作元 義文君） ２番、黒田昭雄君。

○議員（２番 黒田 昭雄君） わかりました。壱岐のほうが対馬より水産業の水揚げとか、そういう規模から考えた場合、少ないというのは御存じだと思うんですが、高齢化が対馬より激しく進んでいるということで、私も一概にいい制度というのは、実際に壱岐市もまだ始めたばかりなので、「いい制度だからやってほしい」という言葉は、私もまだ言い切れませんけれども、やっぱり高齢化が進んでいきますと、後継者対策事業がうまくみ合わなくて高齢化が進んでいきますと、このように、壱岐市のようになっていきますので、どうか先の市長の御答弁のように何としても後継者対策を全力で尽くしてもらいたいなと思っております。

それでは最後に、各地域、後継者のいない、すごく力を持った漁師さんがおられます。要するに水揚げをいっぱいされる方ですね。子供がいなくて後継者がいないと、何とか技術伝承をしていかないと対馬の財産をなくしてしまうんじゃないかなと、そういう危機感を私自身持っております。これは、漁協あたりも持っておりますけれども、なかなか漁師とか漁協間での交渉でこの後継者対策で親方としてしてもらおうとか、そういうのがなかなか利害関係がいろいろあって難しいので、ぜひ行政の方が上手にその間に入っていただいて、そのような力のある高齢の親方さんを、どうか他人でもいいから後継できるような、そういう対策を講じてほしいと思っているとこ

ろです。

私も船に乗ってもうすぐ2年がたちます。去年から議員活動に若干の支障を来して先輩議員からも嚴重注意を受けました。私自身猛省をしております。しかし、「現場を知らずして語る資格なし」といいますが、一人前の漁師を目指しながら、現場の声をもとにこれからも議会でも議論、提案をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 技術伝承のお話がありました。確かに今までこう自分だけでという世界だったかもしれませんが、今、ここに至ってはそれじゃいけないというふうを考えられて、そういう方向性が出てきたということでございますので、できれば漁協もやはり自分らの単協のこれからの方向性というのにかかってくることでありますので、行政と一緒に動いていただければと思っております。

市としても、今回御提案いただいたことについて、真摯に受けとめていきたいと思います。それと、冒頭、黒田議員のほうから話があったおりました新聞報道でにこにこして写真を写ってるというような話がありましたが、写真というのは、撮る側がにこにこ笑ってくださいとか言われるものですから、そういうふうになってしまうことも御理解をいただきたいと思っております。

○議員（2番 黒田 昭雄君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） これで、2番、黒田昭雄君の一般質問は終わります。

暫時休憩します。3時10分から再開します。

午後2時53分休憩

.....

午後3時08分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

.....

日程第2. 「阿比留梅仁」君の議会運営委員の辞任について

○議長（作元 義文君） 日程第2、「阿比留梅仁」君の議会運営委員の辞任を議題とします。

6月21日、阿比留梅仁君から議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、阿比留梅仁君の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

.....

日程第3. 「小川廣康」君の議会運営委員の辞任について

○議長（作元 義文君） 日程第3、「小川廣康」君の議会運営委員の辞任を議題とします。地方自治法第117条の規定によって、小川廣康君の退場を求めます。

〔17番 小川 廣康君退場〕

○議長（作元 義文君） 6月21日、小川廣康君から議会運営委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、小川廣康君の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

〔17番 小川 廣康君入場〕

○議長（作元 義文君） 小川廣康君に申し上げます。議会運営委員の辞任は認められました。

日程第4. 議会運営委員の選任について

○議長（作元 義文君） 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、小田昭人君及び阿比留光雄君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は小田昭人君及び阿比留光雄君を選任することに決定しました。

○議長（作元 義文君） 本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後3時11分散会

平成23年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第4日)

平成23年6月23日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成23年6月23日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(20名)

1番 脇本 啓喜君	2番 黒田 昭雄君
3番 小田 昭人君	4番 長 信義君
5番 山本 輝昭君	6番 松本 臚幸君
8番 齋藤 久光君	9番 堀江 政武君
10番 小宮 教義君	11番 阿比留光雄君
12番 三山 幸男君	13番 初村 久藏君
14番 糸瀬 一彦君	15番 桐谷 徹君
16番 大浦 孝司君	17番 小川 廣康君
18番 大部 初幸君	19番 兵頭 栄君
21番 島居 邦嗣君	22番 作元 義文君

欠席議員(1名)

7番 阿比留梅仁君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長	橘 清治君	次長	梅野 泉君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
政策補佐官	松原 敬行君
地域再生推進本部長	近藤 義則君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	平山 秀樹君
総務部次長（総務課長）	桐谷 雅宣君
市民生活部長	長郷 泰二君
福祉保健部長	扇 照幸君
農林水産部長	比田勝尚喜君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育長	梅野 正博君
教育部長	大石 邦一君
美津島地域活性化センター部長	主藤 繁明君
豊玉地域活性化センター部長	中村 敏明君
峰地域活性化センター部長	大川 昭敬君
上県地域活性化センター部長	永留 秋廣君
上対馬地域活性化センター部長	川本 治源君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	橘 英次君
農業委員会事務局長	阿比留 保君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。報告します。阿比留梅仁君より欠席の届出がっております。

ただいまから、議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（作元 義文君） 日程第1、市政一般質問を行います。

それでは、届け出順に発言を許します。15番、桐谷徹君。

○議員（15番 桐谷 徹君） 新生クラブの桐谷徹でございます。よろしくお願いします。きのうは市長、大部議員の質問には立派な答弁をされましたけど、きょうは私もその辺を期待して質問をしますのでよろしくお願いします。

通告に従いまして、新病院の決定について質問をいたします。

まずその前に、先の3月11日の東日本大震災の犠牲者の方々に心より御冥福とお見舞いを申し上げます。

さて、私は新病院建設用地の決定について、市長が3月18日の閉会あいさつの中の候補地④に決定した理由について、疑問を感じる者として、市長の説明を一問ずつひも解いて質問をしてみたいと思います。

第1に、対馬の医療の存続を危うくしているのは、小泉政権下の三位一体革命の置き土産だといわれていますが、まさしくそうかもしれません。私は、三位一体というのは三人三様平等にあるべきだと思います。小泉政権の三位一体とは少し意味が違いますが、今回の建設決定については三位一体にはなっていないと私は思っております。

その理由は、厳原出身の私が言う和我田引水だと思われるでしょうが、議員は市民の代弁者でありますからあえて一言言わせていただきます。市長も厳原出身ですから今さら私が厳原病院の歴史について説明はしなくても御存じだと思いますが、全島の市民の皆様や御存じない方々のために、あえて説明をいたします。

まず、厳原病院が開院する前までは、今の親和銀行と今屋敷古藤診療所があるところに「協立病院」という個人病院がありました。それは立派な病院で歴史も長く、経営者も立派な方で、対馬の医療界ではなくてはならない存在でした。また、仁位病院や対馬医院、大西医院などもありましたが、当時の厳原町長、一宮源太郎町長は、将来の対馬の医療を考えたとき、今のうちに町立病院を立ち上げて医師の確保に努めなければ医師のいない島になってしまうという、そういう思いで協立病院があるにもかかわらず、今の対馬南警察署のところで厳原病院を開業したのであります。開業当時は医師の確保に非常に苦労をされておりました。また、看護婦や職員の確保も同じです。しかし、厳原町は病院の事務長や事務職員などを送り込み、努力に努力を重ね苦労しながら頑張ってきて、その後離島医療圏組合に入り、現在の厳原町野良に新築され、病院名も「対馬いづはら病院」となり、今は長崎県病院企業団の傘下に入り、現在に至っております。

厳原町民は、この厳原病院については、「おらの厳原病院だ」という思いが非常に強いのです。中対馬病院のように、国から押し付けられたやっかい病院とは意味が違います。

しかも新築してわずか22年しか経っておらず、まだ耐用年数の半分しか使っていない上に、耐

用年数が来て改築もできない状況の中対馬病院側のグリーンピアの場所に決定したことについて、
厳原市民はいきどおりを感じています。せめて厳原と美津島の間の小浦であったなら、「まあ、
しかたがないか」と諦めもつくと思いますが、私は三位一体とは単に距離やデータで決めるので
はなく、地域性や歴史、また市民の思いを考慮し、決定してはじめて三人三様それぞれがお互い
「まあ、それなら仕方がない」と、諦めがつく範囲が三位一体だと思います。今回の場合、厳原
の市民はあきらめがついたでしょうか。私はそうは思いません。

第2に、新病院開院後、対馬いづはら病院の後利用について、病院機能と介護機能をあわせ持
つ施設を考えているとありますが、また、既に病院と介護施設の経営実績のある公的な法人と平
成26年10月新病院開院後に向け、協議を進めてあるとありますが、まず、病院機能を持った
後利用ということは入院設備を残した病院なのか、単なる通院だけの医院程度の病院なのか、説
明をお願いいたします。

第3に、候補地に対して、外来患者と救急搬送患者の状況実績をもとに分析しますと、市長は、
中対馬病院と対馬いづはら病院の利用地区の北限を久原だという説明がありましたが、私はそれ
にも疑問を感じております。

私が消防署より取り寄せた資料によりますと、確かに平成21年の実績で久原、鹿見、女連
3地区で、対馬いづはら病院に6回、中対馬病院に5回、上対馬病院に4回搬送されています。
では、厳原の南部地区の内山、瀬、久和、内院、浅藻、豆碁、久根浜、久根田舎、上槻の搬送実
績は、対馬いづはら病院に66回、中対馬病院に1回、あわせて67回搬送されております。北
限の久原、鹿見、女連が11回、厳原の南部地区が67回、この実績からしても北限を久原にと
いうには、私は少し無理があるのではないかと考えます。

また、久原地区は上対馬病院があるわけで、そのときの救急搬送時に選択ができるわけで、厳
原南部地区の救急患者は選択の余地はありません。せめて北限を峰地区あたりにすると小浦ぐら
いになっていたのではないかと私は思います。

また、市長は厳原の南部地区の豆碁に救急車を配備し、消防機能を持ち合わせた分遣隊を設置
するという説明であります。私が経費を試算してみますと、救急隊の職員が1組3名、3交代
で9名が必要になります。1名の人件費が年収600万としたら、9名で5,400万円、救急
車1台3,000万、一般車両が1台500万、車両合わせて3,500万、車両経費が600万
で事務所経費が600万、年合計6,950万円かかります。10年で6億9,500万円かかる
計算になります。

第4に、候補地①の用地取得費4億4,000万円、造成費に2億8,000万円、国道からの
進入道路工事3億8,000万円、合計11億円が必要だということです。

説明ですが、侵入道路工事などの3億8,000万円については、県の補助を3分の2受ける

と2億5,300万円は県費ででき、残額の1億2,700万円だけで費用は済むことになります。11億円から2億5,300万円を引くと8億4,700万円になり、どちらが費用が高くつくかといいますと、候補地①は8億4,700万円、候補地④は今回の補正にも上がっておりますが、不整形整地費用約9,000万円、豆敷地区救急消防分遣隊費用、10年合計で6億9,500万、これは建物工事は入っておりません。埋立地による建設工事の基礎工事によるパイル杭打費用が20メートルで、深さが、本体工事の約5%かかります。これが2億8,000万。合計9億7,500万円が必要になります。費用をそれぞれ比べると、逆に候補地④のほうが1億2,800万円も高くなる計算になります。しかも、ここにグリーンピアの埋め立て当時の申請の図面がありますが、地積合計2万4,971.63平方メートルと書いてあります。ところが、対馬市の病院建設の住民説明会では平地3万6,000平米と説明がありました。その差額が1万1,029平方メートルもあります。その上、説明資料の図面では、パークゴルフ場などを取り込んで駐車場に整備されるようになっています。せっかく整備されているパークゴルフ場や管理等を解体すればさらに費用が必要になり、この図面の作成者は何を考えてこの図面を作成されたのか、私は常識を疑わざるを得ません。何一つ候補地④については事実が説明されてなく、グリーンピアありきでいかにも候補地④は費用がかからず候補地①は莫大な費用がかかるような説明ではなかったかと思います。また、候補地④については、3万6,000平米に整地するにはまだまだ幾ら費用が必要になるかわからない状況であります。

第5に、次に、アンケート結果の市民の総意を考慮したとありますが、果たして市民は、私が今説明したようなことを住民説明会のときに説明をしていたなら、同じ結果になっていたでしょうか。市民の皆さんは普通、自分の住居に近くて費用が安いほうがいいというのは当たり前であって、しかも対馬全島でアンケートをとると、6町合併前から人口が全体の、厳原町が3分の1、美津島と豊玉で3分の1、上対馬と上県、峰町で3分の1、何回アンケートを取っても答えは決まっております。3分の1対3分の2、美津島町より上側対厳原町という結果になっております。しかし、私が市長に言いたいのは、アンケートの結果はどうであれ、市民は市民の考え方で結果を出されたのであり、市長とは立場が違っております。

市長は当然病院建設だけを考えて決定されたわけではないと思いますが、私は候補地④の場合、隣接地は市有地で民間の用地はなく病院以外の建物の建設はまず不可能ではないでしょうかと思います。しかし、すぐ必要になるのは薬局ではないでしょうか。今、薬局は院外薬局で病院の敷地の外でないと調剤薬局はつくれません。では、どうするかといいますと、国道のところまで出て出店すればできるわけですが、新病院から1,200メートルも離れております。薬を取りにバスで行くかタクシーで行くか、市長はそこまで考えて決定されたのか聞きたいところです。

では、候補地①はどうでしょうか。周りの隣接地は全部民有地で、そこに病院が建設されたなら小浦地区の発展は目まぐるしいものになっていたと思います。私は、建設費が57億7,000万円もかかる工事は、対馬では厳原の交流センター以来だと思います。何十年に一回くらいしかないチャンスを、町の発展のために活かされないことが非常に残念でなりません。対馬のような過疎の地区はまず一局集中型でまちづくりをしないと町全体がさびれてしまいます。6町が合併してどの町も旧町役場があったところなどはひどい状況だと思いますが、まちづくりを思い思いでやるとまとまりがなくなり、逆にさびれてしまい、最初一局集中でまちづくりを活気づかせて、それから地方に分散し、対馬全島に広げていく方法が私は良いと思いますが、市長と考えが違うみたいで非常に残念でございます。

第6に、最後に安全面について質問をいたします。

ここからは、きのう同僚議員の質問と重複するところがあると思いますが、答弁は市長の判断で結構でございます。

まず、私はグリーンピアの用地について2点心配しております。飛行場の近くであること、市長も御存じのように、日米両政府でいつも問題になる沖縄の米軍基地の普天間飛行場の問題です。この問題は飛行場が市街地の中心地にあるために、騒音と飛行機事故の心配で住民が反発し、基地移転を求めています。この飛行場では現実にヘリコプターが大学の校庭に墜落をしました。皆さんもテレビや新聞などの報道で御存じのはずです。これがグリーンピアの用地だったらどうなっていたでしょうか。事実、対馬空港では平成15年9月16日に熊本県の崇城大学の二人乗飛行機の「セスナ」が滑走路東側ののり面に墜落し、2名の方が亡くなってあります。沖縄の人は騒音や事故の起きる可能性のあるものは遠ざけようと努力しております。対馬の人たちは何を考えているのか、私は不思議に思っているところでございます。しかも、病院は静かで安心して、治療や養生に専念できる場所であるべきだと私は思います。

次に、地震についてであります。

3月11日の東日本大震災は1000年に一度の地震だとも言われておりますが、まさしく今の地球上何が起きても不思議ではありません。本来、自然災害など学者がいろいろ言っていますが、私たちよりも少しその分野に認識があるだけで、何一つ自然災害を当てた学者はいません。起きてしまって、ああだこうだといろいろ言われますが、地球ができて何十億年を経て今があるのに、学者がわずか60年か80年の研究で自然災害が当たるなら、今までも、また今から先も災害で人が被災することはまずないでしょう。

私は、学者の言うことよりまず自分自身で身を守るという気持ちがあれば、被災は避けられると思っております。今までの地震のデータや台風のデータなど、また雨や津波にしてもすべてそうです。今回の地震も、学者やその関係者の人たちはよく想定外だったと言われますが、自分た

ちが勝手に想定して、自分の考えより大きければ想定外だったと逃げてまわる学者ばかりでございます。

この日本国民は、天気予報や地震予報・台風予報などいろいろな予報で行動します。当たらなかつたら当たらないと文句を言うし、予報者は、当たらなかつたら想定外だったと言う、まあ平和だということかもしれませんが、私は、自分の身を守るためにはいろいろな予報より想定外で物事に取り組めば、身は守れると思っております。その思いを市長にぜひ取り組んでいただきたいのですが、今では用地決定された後ですから無意味だと思いますけど、グリーンピアの病院用地にしても私は問題があると思っています。

先に説明をしましたが、グリーンピアの埋め立て申請の図面では、標準点よりも10メートル埋め立てた上にさらに6メートルを盛土して、合計16メートルの埋立になります。なぜか住民説明会の資料では、埋め立ては9メートルになっております。このような盛土がされると、地震の時には液状化現象が起こり、敷地や駐車場、道路などが使用不可能状態になります。現に、東京ディズニーランドは今回の地震で駐車場が液状化して使用不可能になって、1カ月の休園をしました。あのディズニーランドでさえそうなるのです。関係者の説明ではディズニーランド本体は液状化が起こらないように防護材を使用して対策をしていたが、非常に工事費がかさむと、だから駐車場は防護対策はしていなかったという説明でございました。

グリーンピアはどうでしょうか。16メートルも埋めて液状化現象が起きれば、車両は通行止めになるし、救急車は通れなくなるし、災害の被災者が出たらどこの病院に搬送するのか。しかも、国道からの侵入路は一本道で、病院は目の前にありながら被災者を搬送することができない状況になると思います。市長や市民の皆さんは、対馬には地震も津波もないよという考えかもしれませんが、私の調査では、市長はきのうも同僚議員の質問で説明されたように、御存じだと思いますが、対馬でも大地震が起きております。1700年の4月の15日と1730年3月の12日、2回大きな地震が起こっています。時期は、1700年の地震は皆さんも御存じのとおり、忠臣蔵で有名な赤穂の殿様が江戸城の松の廊下で刃傷事件を起したのは1701年の3月ですから、その1年前でございます。このときはマグニチュード7の地震で、対馬近海が震源地だったということで、対馬は家屋などが倒壊しております。

今、長崎県庁の建て替え問題でいろいろあっておりますが、決して自然はあなどれないということです。3月11日の大地震で大津波を受けて、大事故を起こした福島原発もそうです。勝手に学者が自分の思いで津波を想定して、設計して、それよりも大きな津波が来ると、「想定外でした」と、そう言っております。住民はそれで納得できますか。そもそもあの原発のあるところは、地震発生率は0.0から0.8%、ほとんど起きないという低い確率でございます。それがどうでしょうか。数十メートルの津波を引き起こし、岩手県の宮古市では、38.9メートルも

陸地の斜面を登った津波があるんです。38.9メートルですよ。一般の建物で言うと、12階から13階建てのビルの高さですよ。決して対馬も例外ではございません。3月11日の大地震の被災地を目前にしながら3月18日に新病院建設を海の横のグリーンピアにあえて決定されたところでございますが、市長の説明の中では久原を北限にしたら中心がグリーンピアだといわれますが、その問題にしても、先に説明しましたように、峰にしますと距離は変わってくるわけです。

また、その前に想定外の地震があった場合の安全性の問題、飛行機事故の問題、そして市民が一番心配している費用の問題、それに新病院建設に係る環境や地域性の問題など、どれひとつとっても私はグリーンピアが適地だと思えません。できることなら3月18日前に戻っていただき、私が質問しましたことを再度検証して、一度は決定されたところでございますが、見直すところは見直し、市長のさらなる英断を期待いたします。

これで質問は終わりますが、答弁次第では再度一問一答で質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 桐谷議員の御質問、御提案等に対してお答えをさせていただきます。

3月18日に決定をさせていただきました、その一週間前にあのような震災が起こったわけですから、私どもが一番身近なところで地震を体感したのは、数年前の3月20日の震度3、4というものでございました。で、対馬の地震はその時に、約300年間、無感、震度1のものはそんなに起こってたんでしょけれども、体感する、有感するほどの地震というのはさほど起こってきてないということで、地震というもの、それから私どもの地域の地勢等を考えたときに、そして日本を取り巻くこのプレートの状況等考えれば、当然太平洋側にプレートが4つですか、存在をし、そのあつれきの中で地震が頻繁に起こり、世界の1割を超える地震が日本周辺で起こるという地震大国だと。しかし、私どもの対馬はその反対側に位置をし、この弧を描いた日本の国土に守られて、地震、津波等が今まで大きなものがなかったというふうに考えております。そして、近いところでの断層では、よくささやかれているのは、福岡の警固断層、これらがよく言われます。

ところが、昨日の一般質問に答えさせていただきましたが、6月1日の新聞報道によって九電がシュミレーションをした部分で、対馬南西沖と宇久島の北のこの活断層があると。しかし、活断層は恐らく2,000カ所、日本周辺にはあると言われてます。いつ起こるかわからない断層だというふうに私は理解しています。いつ起こるかわからないからあした起こるかもしれませんし、今起こるかもしれません。しかし、今のエネルギー、地球物理学的なエネルギー、そういうものが1回、今回の件で放出されてますので、きょう、あしたすぐに起こるというふうなことは

考えにくいのではないかと考えております。しかし、プレートが4つあって、それぞれのプレートが動きがありますので、東南海トラフ関係で大変危険な状況に日本が陥るのではないかとということで、あの静岡県の浜岡原発を止めるということになった次第と理解をしております。で、対馬の件については、先ほど言いましたように、九電のシュミレーションというものを基に考えたときに、7.4を想定をし、2.1メートルでしたか、これが8.4のマグニチュードに設定し直し、それも2つの断層が連動して起こることによるものです。そこから玄海原発までの80キロの距離を伝わって4.9メートルの津波が玄海原発に来るという想定であります。恐らく、この断層は南北といいますか、若干東西に少し傾きは持ってますけれども、そういう断層です。その断層がどのように引っ張られて起こるのか、せめぎ合ってそこで地震が起こるのか、もしくは横ずれするのか、全くこれはわかりません。その中で、いずれにしても、想定されてる部分で考えれば、その断層の動きによりまして津波は変わってくるものと思います。ただし、最悪同心円で津波が来るとした場合は、昨日も申しましたように、対馬が南北に長い島でありますので、東縦道、西縦道をこの津波がまず駆け上がってくるのではないかとというふうに思います。で、現在の場所でございますが、この場所は浅茅湾の内部に当然位置することは皆さん御存じです。そして、東のほうはすごく狭い大船越の堀切に入ってくる。西のほうは尾崎、水崎、あの西から入ってまいります、恐らく。そうした場合、次に入ってくるのを防ぐといいますか、自然の要塞なんでしょうけども四十八谷が南北にあって、また入り口を狭めてしまっております。そういう中で、その4.9メートルがどのような増幅するというお話もございますし、どうなるかわからない、消波の機能を四十八谷が果たすかもしれません。で、先ほど言いましたように、想定外のことを私が想定はしきらないのが私の能力でありますし、今の世の中の学者さんもすべてを想定しきらないということで、断言は、ひとつもこの地震に関しましては、私はしきらんのが正直なところであります。

この、議員がおっしゃられました、ずっとお話がありました三位一体改革のお話からありました。これ、三位一体改革というのは、三者が三様どうのこうのというお話ではないというふうに私は理解をしています。三位一体という考えそのものは、これは宗教言語です。そして、それを使った三位一体改革というような話になってますが、一番わかりやすいのは、小泉首相がおっしゃられた言葉の中で、「三方一両損」という話がありました。それぞれが、それぞれやはり痛みわけをしていくということだと思っております。そういう中で、この三位一体改革は行財政改革の一環として、国が出す国庫補助金を減らしますよと、しかし、それを交付税に一般財源化をしようというふうな話もあり、そして国税で徴収してた部分を地方税に転化をしていこうということで、当時から所得割を、恐らく1割程度移譲されたのではないかと思います。そういう名の下に地方交付税も二十数兆円から十数兆円までどんどん下げられていくというふうなことで、

お互いが一両損をどんどんしていったということだというふうに私は理解をしております。

先ほど、厳原病院の成り立ち、現在に至るまでの経緯等の説明がございました。私自身、中学生になってからずっと厳原に住んでおりますので、昔の厳原病院からの経緯というのもわかっています。そして厳原病院の跡地の利用についても、当時職員として警察とかけあって用地の交渉等をした記憶もありますので、その辺の事情についてわかっておりますし、皆さん、多くの方々がそこにかかわり、思いを持ってできあがった病院だとは思いますが、今では合併をし、それぞれが痛みわけをしなければいけない中で、この病院の場所につきましても、どうか市民の皆さんが御理解いただきたいのは、やはりそれぞれの地域のことでなくて、対馬全体における医療機関のあり方ということに御理解をいただきたいと思います。そういう意味において、今回大変私自身も苦渋の決断をさせていただいたと思っております。

昨年の2月ですか、長崎県企業団の企業長とお会いをし、そして、その当時進んでおりました方向性というのに、私はやはりこれはこれでいいのだろうか、ほかに方法はないのだろうかということで相談に行き、そのときの交渉は決裂をした経緯があります。その後、対馬いづはら病院、中対馬病院、上対馬病院の病院長さんたちと、それから事務長さんたちとお話しをする中で、やはり専門家である病院のお医者さん方がおっしゃられることには、今のままで3つがそのまま進んだら医者が本当に集まらんのだと、だからこの下の2つを1つにしないといけないという、お医者様方の強い意見が私のほうにも述べられたところです。そういう過程を踏まえて、下の2つの公立病院を1つにするという決断をあえてさせていただき、そして場所についていろんな御指摘が先ほどからあっておりますけれども、私は久原を北限とした問題について言及されましたが、久原は確かに、下の方の搬送の人数と、久原の人の人数の搬送の回数は、それは明らかに違います。その加重平均を取っていったら、おのずとそれは人口の多いところにしかありません。しかし、今回の病院の位置・決定については、その加重平均ではなくて、一人の命の重さというのをどのように距離に考えていくかということを生懸命考えたつもりです。

その中で、久原の方々は、先ほどは女連と鹿見と久原の15件のお話がございました。それもおおむね15分の11ですかね、の方が下に来ていると、久原のケースは、4の方が21年度には搬送されて、3の方がこの下の2つの病院に搬送されてると。要するに、75%の方々が下の病院にかかっている、もしくは搬送されているっていうその地区っていうのを、こちらに、下に頼り切っている、ある意味、という地区をどこに設定するかということで、私は北限を決めたつもりです。50%ではなくて、75%まで下の2つの病院に思いを持って運ばれてる方たちの一人一人を考えて言ったつもりですし、おっしゃられるように、加重平均にしますと全部下になります。しかし、それは均衡ある発展ということを考えますと、データの分析はそういうになったと、私自身は、自分自身は考えております。

それと、巖原病院の跡地のことがございました。３月１８日の日に申しましたように、１９９床ありますこの巖原病院のベッドというものをそのまま使わないということではなくて、介護施設プラス入院施設、というものにどのようにこれを振り分けていくかということ、を、社団法人と研究していきましょうということで終わってる次第です。向こうのほうも４９カ所でしたか、全国に持ってあるわけですけど、いろんな病院とかケアミックスの施設を。で、当然東北のほうの問題とかいろいろ抱えてありますので、今は向こうの震災こと等がありますので中断はしておりますけども、落ち着き次第また再度そのお話を詰めていくことになろうかと思っております。だから、入院設備を残した病院であるというふうに御理解いただければと思います。

それから、これでいいんでしょうか、私がこんなにしゃべりよって、あ、戻れという、済みません。一応いくつかの御指摘がございましたので、また自席から答えていきたいと思っております。どうも済みません。

○議長（作元 義文君） １５番、桐谷徹君。

○議員（１５番 桐谷 徹君） 地震の問題を、市長、あなたと私が幾ら議論しても学者でさえ予想は立てきらんわけですから、要はいかに、起きるかもわからないそういう飛行場の問題にしても、わざわざそこに決定をすると、多分飛行場の問題あたりまで市長は考えられて決定されたかどうかわかりませんが、それはそれで決まったことですから、私が幾らここで談判してみても始まんことだと思います。あなたが一生懸命、髪が薄くなるまで頑張って結論を出されたことでしょうか。

それで、久原の問題ですけど、下に持ってくれば持ってくるほど、中心は下のほうにさがるのは当然なことですよ。ただ、三位一体、三方一両損ていう、三人三様が、先ほども言うようにあきらめがつく、私は今のこの状況では巖原だけが損をして、何にも得にはなっていないと思う。ここに書いてるように、病院の寿命は３９年、私はだれがそんな勝手なことを決めたのか、世界各国で建物は２００年、３００年経っているんです。日本の厚生省がどういうふうに建物の寿命を決めたか知りませんが、私の実家だって５０年はもう経ってますよ。親父の実家なんか１００年経ってますよ。それをたった２２年しか使わないのに、いかにももう使えませんかといわんばかりのような説明をして。だから、例えば、これが小浦であるならグリーンピアから小浦まで救急車で行くのに５分ぐらい余分に時間がかかると思います。しかし、そしたら巖原の人は、豆敷から来る人が仮にあったとしたなら、今の巖原病院から小浦まで５分ぐらいかかると思います。今までよりも５分長くなるわけやから、そうすると、上から来る人は、今のグリーンピアに決まったつもりで５分先に行くつもりがあるなら、そしたら巖原町の人たちも、ここに書いてるように、まあしょうがないかというあきらめがつくんです。ところが、そのあきらめさえつくような状態じゃない。おまけに豆敷に、そりゃ分遣隊をつくるのはいいんですよ。しかし、毎年

毎年金がかかるんです。ところが、5分長く救急車を走らせるためだけだったら分遣隊は我慢するという、そういう地区の人たちの意見ですよ。毎年毎年6,500万円かかるんです。10年してみませんか、20億しかもらわんのですからね、国からは。20年するとどうなりますか、ほとんどそれはちゃらになるでしょう。まあそれはそれでよしとして、厳原病院の跡地なんですけど、入院設備を残すということであれば、それはそれで、管理をする人が入院設備がないと私たちはしませんよと言うかも知れませんが、そうすると新病院と厳原病院が残った入院設備に何人病院の先生たちが来られるかわかりませんが、病院が2つになるということですけど、新病院の患者の確保は果たして計画どおりいくんでしょうか。今でさえ厳原の人たちはジェットフォイルが6時45分ですから、福岡の病院に行く人はちょうど9時の受付に十分間に合って、そして4時45分か4時50分の帰りのジェットフォイルで帰ってくるんです。鶏知まで行くよりそちらのほうが近いんです。今でも50%切ってるんですよ。それが、今度の病院に行ってしまうって、そしてちょっと風邪や体調を崩した人たちが、わざわざ新病院に行くとは私は考えておりません。厳原の開業医の先生のところで十分事足りると思います。だから、その辺を新病院と残った病院施設の入院患者を対象にしてるところであれば、新病院の患者の確保、その辺はどう考えてあるのか再度お願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 現在2病院のベッド数は334だったと思います。新たな新病院の数が275でしたか。約60のベッド数の減を見込んであります。

しかし、現在も島外の病院に入院をされているっていう方もたくさんいらっしゃるわけで、できればまず60近く減る部分をカバーしなければいけないというふうに思ってます。そして、島外へ行ってある方々を幾らかでも吸収できるような病院にならないといけないという思いがあります。さらには、介護施設がこれから先は当然必要になりますので、介護とのあわせもったケアミックスという言葉がよく言われますが、そういう施設をしていくということで、今考えておるところであります。できればそれぞれの病院が違う色合いを持てるようなことを考えていかないと成り立たないだろうというふうに思ってます。

厳原の民間病院の先生方とも話す中で、その先生おっしゃられるに、大分自分自身も年をとってきたから、なかなか自分でそこをカバーはできないだろうと。だから、やはり厳原病院の跡地利用をきちんと考えていかなくてはいけないというふうに私自身考え、そのような方向性で進みたいというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 15番、桐谷徹君。

○議員（15番 桐谷 徹君） ちょうど終わりましたからこれでやめますが、60減というのは新病院の、対馬の人口の自然減で、それで患者数は十分だという結論で275かなんかになっ

てるわけですから、それを巖原に残す病院にそれをカバーしてくださいといわれるような計画は立ててないと思いますけど、それはそれでいいでしょう。あなたも、先ほども言うように、一生懸命考え抜いた結果が、そういう結果になったわけでしょうから、もうそれは議会のほうがとやかく言ってみたって始まりませんから、市長の専権事項ですから。だからもう決まったものは決まったもので、それはさすがやっぱり財部市長が悩み抜いた末にできた病院なのかと言われるような病院が、私はできるだろうと期待をしますけれども、あとは地震や事故の来ないように祈るだけでございます。

これで、私の一般質問は終わります。

○議長（作元 義文君） これで、15番、桐谷徹君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

.....
午前10時53分休憩
.....

午前11時10分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。次に、16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 通告書の内容に間違いがございますので、私のほうから修正させていただきます。

実は、公共用地の取得についての、「この資産について裁判所の管理下にあると聞き及んでいます。」と、このことにつきましては、その前の段階でございまして、そこまでは行っておらない、ということで、調査不足で、私が間違ったことを記入しておりますので、修正をお願いいたします。

一般質問に入る前に、財部市長には、私は当選された第1回目の初めての議会の定例会の一般質問で、ほぼ同様の質問を私はしました。で、そのことと3年過ぎた中で状況が非常に変わった、あるいは3年の経過の中で、残る1年の中で、特に確認したいという思いで本日の一般質問に至っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、通告に従い、市政一般質問を行います。

私は3年前の6月定例会の一般質問において財部市長にほぼ同様な質問をいたしております。その間、対馬を取り巻く政治情勢も変化しているのは承知しているところでありますが、任期1年を切る中、次の2点についてお尋ねをいたします。

1つ目でありますが、美津島町管内の入会林野の整備状況であります。その中で、県道巖原豆酩美津島線の吹崎工区についてでありますが、計画路線には入会林野や共有地が存在していることは御承知のとおりであります。

対馬振興局道路課によりますと、鶏知工区の完了予定は平成24年を見込んでおり、その後問題がなければ吹崎工区の着手も予定している。ただし、当区間は共有地の入会林野が存在しており、用地買収による登記処理を完了させるためには入会林野の整備、すなわち生産森林組合法人登記または個人分割登記の事務作業について、地元自治体に、すべてこれを対応をゆだね、その結果が事業実施につながるというふうな説明でございました。その中で、現在このことにおける進捗状況、これの完了見込みについてお尋ねをいたします。

また、国道382号線の未改良区間、小船越・畠ヶ浦間にもこれまた共有地が存在しているが、これの対応はいつから着手するのかあわせてお尋ねいたします。

2番目であります、公共用地の取得についてお尋ねをいたします。厳原町今屋敷、旧山や旅館跡地一帯は、食料品会社「丸和」が土地を購入しておりましたが、対馬藩家老屋敷跡地ということから、史跡の発掘対象地であることから、現在までその活用ができない状況でありました。

しかし、今年4月頃、丸和の営業不振から、対馬から撤退のうわさが流れておりましたが、これが現実のものとなりました。現在は広島に存在します「ユアーズ」の傘下に吸収されたとの情報であります。厳原町の中心部に存在するこの土地は、市が確保し、対馬交流センターに次ぐ開発用地としての活用が、私は期待できるものと思っております。過去にもいろいろと買戻しの交渉もあったかもしれませんが、今回が一番のチャンスであろうかと思えます。市長、この際市は公共用地先行取得特別会計またはその他の手段により、買い取りの決断をなされる時期ではなかろうかと私は進言します。このことについての市長の見解を求めます。

また、これに、このことが実現する場合、この用地の活用を将来どのように考えられておるのか、市長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大浦議員の御質問にお答えさせていただきます。

はじめに、入会林野の整備に関することでございますが、もう十分に議員さんはこの入会林野の制度等については熟知されてありますので、割愛させていただきます。

特に地区ごとの進捗状況といいますか、そのあたりについてお話をさせていただきますが、旧美津島管内の入会林野の整備状況でございます。現在、加志、吹崎、箕形、この地区の道路というのが県道が狭隘でありますし、離合ができないような状況でございます。それらを解決するためには、どうしてもこの県道改良はやらなければいけないというふうに思っております。

ところが、そこに壁となるのがこの登記の問題でございます。用地を取得しても登記ができないということになれば、事業がまったく進まないというのが今の日本の制度であります。そういう中、入会林野が整備されてない地区が、豊玉、美津島、厳原に何カ所もございます。それぞれの地区をきちんと個人所有に持っていくことが大切でありますので、その作業にそれぞれ取り掛

かつておるところであります。この加志、吹崎、箕形の、この加志地区について言わせていただきますが、この加志地区に関しましては、21年の11月から本庁に1名の嘱託職員を雇用して、整備を進めております。

ところが、大変、地権者といいますか、関係者を探っていく、また、関係者から同意をいただいていくという作業っていうのは大変な、やはり労力を必要とします。そういう中、26年度末を目途に県に申請ができるように今進めてきております。また、箕形、吹崎、この地区についても協議を開始をし、地域がまとまっていたかかないと、これも進まない問題です。集団決定をしていただければ、私どもは人員を配置し、積極的に推進をしていきたいというふうに考えております。

また、小船越の問題でございますが、これは、国道の改良があのよう形でとまっている、それもこの入会林野の問題でとまっているというふうに私は理解をしております。そういう中、23年度は臨時職員を配置して、24年度からは嘱託職員を雇用する方向で、24年度末を目途に認可申請を行う予定であります。

小船越地区については、20年の2月末に地区としての集団決定をしていただいておりますので、速やかに本格的実施を予定していきたいというふうに思います。済みません、大船越と小船越と、ちょっと入り乱れております。大船越地区の入会林整備というものを今進めておりまして、これが24年度末を目途にまず認可申請を行う予定であります。この大船越地区終了後に小船越の分については、一度集団決定をいただいておりますので本格的実施に入りたいというふうに考えております。入会林野と入会林整備といいましても、その地区ごとに山林面積、登記簿上の筆数、当然入会権者の数、それぞれに伴う、また相続人の数といいますと、もう千差万別でございますので、完成するまでにはやはり年数もそれぞれ違ってまいります。その地区内において入会権者の方たちが熱意を持って協力をいただくことが、早期に整備が完了することの大事な要因であろうというふうに思います。行政が一方で、こちらだけで動いたとしてもこれは進む話ではありませんので、地域の皆様の御協力をいただきたいと思います。その入会権者の方々と協力しながら、この国県道整備に係る問題についてでございますので、優先的に推進してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、2点目の旧丸和用地のお話でしたが、当然この用地につきましては、旧巖原地区にとって文化財ゾーンの入り口に位置し、大切なゾーンでございます。その大切なゾーンがあのよう形で空き地でずっと推移をしていくということは市民の皆さんも胸を痛めておられる状況でありました。宗家墓所等の史跡整備委員会では、その場所の位置づけを明確にされておられます。3つの国指定史跡の導入部としてのつくりこみをきちんとやってほしいと、そうしないと3つの国指定史跡が活かされないんだというふうな報告書だったというふうに、私は読み込ん

でおります。そういう意味におきまして、歴史を活かした町並み空間というものを整備を図っていく考えであります。

あの土地につきましては、先ほど言いましたように、丸和の方のほうからもお話がこちらに届いております。また、観光物産協会の巖原支部長名で、昨年の6月11日にあの用地を購入を、市で購入していただけないかというふうなお話も届いております。その後、丸和さんのほうとも断続的に交渉を重ねてきたところであります。

そういう中、ことしの4月末でしたか、5月、わたしも正式な日にちはわかりませんが、丸和さんから、先ほどおっしゃられたように、ユアーズさんに経営が変わるということですし、丸和さんの主力銀行であります銀行さんのほうも、あの土地をこのまま塩漬けにしておくわけにはいけない、再建計画の中で一定の金額を見込んで再建計画を立ててあるということでありましたので、その再建計画、会社の再建計画の変更等も銀行が了承していかないといけないという手順を踏まないといけないというお話がございました。そういう中で、旧丸和の経営に関わっております主力銀行から派遣されておられました役員さんとお話をし、新しくユアーズさんになったときについては、まだはっきり交渉はできてませんけれども、今の丸和、そのときの丸和の意見としては、市に対して売っていきたいというふうなお話を、新たなユアーズさんのほうにきちんとつないでいきますということでありましたので、ユアーズさんのほうからそのような、また丸和さんのときと同じようなことでお話がきたときには、きちんと、市としてもそれには対処していきたいと思っています。今までずっと放置されてた、これは問題でありますので、できれば前にどんどん進めさせていきたいなという思いを、強く私自身は持っております。いかんせん、用地のことと相手があることですので、私もこちらの思いだけではなかなか進まない部分もございますので、このような答弁で御了承していただければと思います。

○議長（作元 義文君） 16番。大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 私、あえてきょうこの質問に立ったといえますか、少し取り組みがおそいんじゃないかなということをもまず指摘したいんですが、3年前の6月定例会のときに、同じような質問で、入会と吹崎工区についての取り組みは早急にしないと、鶏知工区の完了が平成24年度に見込み、その後に、従来巖原豆殿美津島線の県道拡幅は、巖原町、美津島町の中で1町1工区、そして完了後次の工区へ移るという、従来からの道路課の方針を確認しております。その中で、吹崎工区と鶏知工区が非常に争った時代があるんです。その中で、鶏知が早くなって、本当は吹崎工区が順番から言えば先であったというふうなことでありました。待ちに待っておる工区の中で、入会という非常に時間がかかるやっかいな取り組みがあると。これを、私一番先に財部市長に、このことを具体的にせんと吹崎工区の着工が難しくなりますよという指摘というか、お願いというか一般質問に立ったわけです。そして答弁は、まともに、期待通りの、何ていいま

すか、会議録を私さきう見ましたら、期待通りの、そういうふうな答弁でございます。で、私が安心したのは、10日ぐらい前に活性化センターのほうに行きまして、加志工区の完成が平成24年度に見込まれる、先ほど市長が26年度にというお話ですが、24年度に見込みをしております。ところがこの改良区間の近辺に箕形工区の入会がかなり存在しておると。このことが3年前になぜチェックができなかったかということについて、例えば市長が指示した担当部署というのは、多分農林のほうだと思うんですが、そこらのことをちょっと確認とってみたいんですが、この問題を対応するに当たって、箕形地区の入会林野のことをどのように位置づけておったのか。これをちょっと確認とってみたいのですが。よろしいでしょうか。議長、よければ担当部長でも結構ですが。許しがいただければ。そのことが、まだ手をつけとらんというふうな活性化センター部長の説明でございます。これについてちょっと私確認したいんです。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） そのあたりの経緯につきまして、担当部長のほうから答えさせます。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） 先ほど市長のほうで答弁されましたように、現在加志地区はこの平成21年11月より着手しております。この中で本庁に嘱託職員を1名雇用いたしまして現在進めておりますけれども、主な進捗状況といたしましては、入会権者17名の中で総筆数381筆あります。この中の今92筆までが割り出しを終了しているといった中で、権利者が58名。この58名の家系図を今現在作成しております、13家系まで終了しているということです。現在この14から15の家系を調査しております、これが完了次第、残りの289筆のほうに着手していきたいということでございます。

そしてまた、大浦議員さんが今質問されております、いつぐらいに終わるかということでございますけれども、まず26年度を目途に申請ができるように現在仕事を進めているということでございます。次に、箕形地区につきましては、今後地区等の協議を開始したいということで、まだ地区のほうには協議は行っていないということでございます。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 市長、私、今の話は、市の人事態勢、あるいはこの仕事に対する対応の仕方に、金銭、予算的なことがあるからできなかったのかもしれませんが、これ一括して県道の道路改良の計画を道路課と、例えば農林水産部のほうがこれはつけ合わせましてチェックすれば、今の話じゃすまん話と思うんです。比田勝部長、私、振興局の林務課に行って、「入会林野の登記の処理というのは大体何年かかるとですか」とこう言いましたら、「簡単じゃありません」と、「時間がかかります」と、どうかすれば5年かかるというわけですよ。わかります。部長、加志が終わって、箕形、どうなりますか、10年になりますよ、待ってから。ね、

こんな話しはあなた、答弁としてはまずいんじゃないですか。私、市長、その辺が今回の落ち度だと思いますよ。難しいかもしれませんが、箕形の着手を何故できなかったか、これは大きな問題ですよ。どうですかね。私は、市長、あなたの対応の答弁はびたりやったですよ。それで箕形のことなぜ今以降になるのかということが、大きな理由ですよ。そのことについて、ちょっとチェックの仕方としてまずいんじゃないでしょうかね。私はこれはとんでもないことだと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 箕形の問題はどうなってるのかと、端的に言えばそういうお話でした。以前、安神の一工区をやっております、県のほうに出してから5年かかった、先ほど林務課の方がおっしゃられたっていうお話ですけど、安神一工区についてはそんなにかかっておりません。県に出してから登記完了までは、整備計画の認可でしたか、だから工事ができるようになりましたので、安神一工区についてはですよ、だからそんなに5年とかいう時間を必要とはしないというふうに、私は認識しております。

そして、箕形の件でございますが、当初美津島の活性化センターのほうで箕形の分をやっているかというふうな協議も内部で行いました。ところが、この問題というのは、教えていかないと進まない、技術的なことがいっぱいあるもんですから、専門性を求められるもんですから、本庁の農林振興課のほうで当時から雇っております嘱託員と職員で、さらにそこに嘱託員を雇い上げをしまして、教育を兼ねて、今ずっと教え込んでいるという状況です。独り立ちするまでには相当の時間がかかる問題ですから、人を張りつけたからすぐできるという問題ではないもので、今、本庁のほうで職員を2名体制で取り組んでおるということです。箕形地区、吹崎地区の集団決定等がいただきますればそれに着手できるというふうに、私は予想を立てておるところであります。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） ちょっと認識の差があるんですが、早速市長が加志地区の入会に指示されたのが21年11月。それでも、私は担当部長の主藤さんですね、私、あなたのほうから聞いた話はですよ、24年に完了すると言わなかったですか、10日前に、メモにこう書いてるんです。24年に完了しますということを言ってますよ。で、それでも今の市長の答弁じゃ26年で5年かかっています。5年ですよ。だから何を言いきるかというのは、鶏知工区が24年度に終わった後、何もなければ吹崎工区に県は入ることを当初3年前道路課長と話に行ったら、そういう明確な工事費の金額まで言いましたよ。今の道路課長じゃございません。その内容は、吹崎工区の延長が3,200メートルでございます。トンネルは2カ所、これに、要する総経費は35億円かかりますと。何もなければということは、入会林野の整備が最終的にされた場合という意味で私は理解しとったんです。だから、私はこれは時間が要することだから、早急

に調べ上げて対応せにゃならんという思いで、さっそく市長の仕事としてチェックをしてほしいという思いで私申し上げたんですよ。ただ、きょう、問題は箕形地区が今からということはありませんにも遅過ぎる対応であると。例えば、同時に人員は別として、同時にこの状況を把握しながら進めにゃいかんやったじゃないかというふうなことを指摘しますが、市長、いかがでしょうか。これ、私、今、本当にそう思ってるんです。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かに、今おっしゃられるように、大変時間を必要とする事業であるということの、私自身に、ここまで1地区でかかっているということが、最初の認識とは若干ずれが私もございます。

ところが、この登記に関する問題、関係人を調べ上げていく問題等々には、もう凄く物理的に、どれだけの人をつぎ込めばこれが解決するのかというふうな予想も立たないぐらいの大きい、深い闇の中に入っていきような事業でも、これはあります。見えない部分がいっぱいあるんですけども、そういう中で今2名の体制で物事を進めておるわけです。先ほど申し上げましたように、確かに同時にいくつも入れればいいんですけども、やはり、1人、2人の能力、能力といいますか、物理的に不可能な部分がこれはあります。だから今、その要領といいますか、テクニックといいますか、そのあたりを職員もつかんできたところでございますので、新たに箕形、吹崎等々の地区に入って集団決定をいただきたいというふうな思いを持っております。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 今朝箕形の、何と言いますか、部落の幹部の方と電話で会話いたしました。入会林野というのは、対馬市になる前に、美津島町時代に、昭和48年前後に、その地区として箕形地区も入っておったんです。ただ、これは当時の美津島町時代の対応が非常に、何と言いますか、継続してこのことを進めなかったという、反省する点が私はあると思っております。ですから、それを市にぶつけるのではなくて、部落は待ち望んでおるんです。ただ、意思決定は早くされておまして、要は事業対応、これが具体的に行政側からなかったということでございまして、ちょっとその認識の差が違うんです。それで、そのやり取りはいいんですが、大事なことを申し上げますが、そうしますと、箕形が今から何年かかるか、そして、平成26年まで加志がかかるという言い方を今されましたので、活性化センターの部長、24年じゃなくて、26年でいいんですか。この間、私は聞き取りでは24でメモしてるんですが。そうしたら、それプラスの年月と箕形の年月を足した格好、吹崎の工区に着工はできないという結論を見ることがになりますが、このことが地元のこれを期待する部落がございます。例えば、尾崎が今マグロを年間2万本出荷、20億の生産高。そして、その保冷車が、10トン車が、あの細い道に1日5往復、常にバックですよ。10トン車じゃなくて普通車どおしもバック。この状況をあと

6年も、数年も待たないかんということが鶏知工区完了後に発生するということが出てまいります、そういうふうな説明で、事をせななんということになるんですが、いかがでしょうか。私、そのことが、市長の1年残る中でどういう決断をされるかなということで、あえて立ちました。内容として非常にやっかいな仕事です。私もよくわかるんですが、ただ箕形においても、事務作業をしておらないということが、県道の工事着工ができないという現実を、地元にそういうふうな説明をせななんということが出てまいります、いかがでしょうか。まあ、やむを得んと言えばそうなりますが、私は非常にこの問題は、現場としてはいろいろなことが起こるような気がいたします。

ちょっと私のほうが一方的に言い過ぎですが、これが相当かかるということが発生しますが、市長、それでもやむを得んということでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） やむを得んとかそういう問題ではなくて、この入会林野の整備のあり方というのが、行政が一方的にしていっていいものでもないと思います。先ほど、市役所のほうから声がかからないということではなくて、やはり地区の方々もおくれてるんじゃないかという思いが持たれるならば、自分らも動き出しをしてほしいと思いますし、私どもも、先ほど言いましたように、闇の中に手を突っ込むような、これは事業です。何年でこれを必ず仕上げるという筆数さえもわからないとか、関係人の数さえも見えない部分がありますので、これを何年で必ず仕上げるということは、今の時点では言及することは難しゅうございます。しかし、あの道路というのが大変、皆様方困ってあるということについては十分に理解しております。そういう意味において、職員を育てる、その作業をする職員を育てるということも複数人でやっておるところでございますので、私どもの職員が新たにそこにかかわっていくという、人を10人も20人も割いてやっていくという余裕もありませんので、そこのところは御理解いただきたいと思います。地区の方々も市役所のほうにもしっかり相談もしていただきたいと思いますし、市からの働きかけだけを待つのではなくて、一緒になって動いていただきたいというふうに思います。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 今の件については平行線のものの言い方なんです、もともと集団はそういうまとまった状態で取り組んでおったけども、途中で尻切れトンボになったという私の解釈・理解しております。その点はちょっと違うと思います。ただ、残るところ今年度内に箕形の取り組みとまとめをする方向に、私今の中で可能性があるのかないのか、これを聞いてこの問題は引こうと思いますが、今年度、23年度中に箕形の対応を具体的にやろうと思う気があるのか、あるいはないのか、それをひとつ確認してこの件は終わりたいと思うんです、入会

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど答弁で申し上げましたように、地区の方への協議には当然入るといふに、これについてはしっかりやっていきたいというふうに思っております。そこで集団決定をいただいたあかつきには、人員配置を1名でもして推進をしていくというふうな考え方であります。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） ボタンの掛け違いみたいなことでありますが、意志の、集落の取り組みがまとまって、事に応じるということになれば、市は対応すると、こういうふうなことですよね。それを待つとというようなことを朝言われましたもんですから、いつか、区長会議でその話を、1年前にあなたに質問された方が言ってましたよ。なぜその進まんのですかという話で、逆の質問、お話でございました。しかし、それはそれでいいでしょう。とにかく、前に進むことを私はせん限り大変なことになりますという思いでございます。

それと、山やのことで、当時3年前の市長の答弁では多額のお金がかかるという、金額まで言われました。しかし、きょうはその金額は伏せますが、ただ国道の最近の買収の金額から言えば、半分以上になるような金額で、調べたところ、私積算を見たんですが、いずれにしろ土地を取得する方向で前向きに、私はやってほしいと思うんです。で、この方法としては先行投資の公用地、土地の購入に関する買収の仕方、これは私2つあると思うんですが、1つは土地開発基金の活用というのはこれはできるわけですか。土地開発基金の活用、それは先行投資といいますか、この2つがあると思うんですが、この辺の意見を私聞いてみたいんですが、手段としてこの2つの活用をするべきだと、私思うんですが。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 丸和の用地の取得方法ですが、土地開発基金で購入する方法もありますし、公共用地先行取得特会で購入する方法も当然ございます。また、その年度で国等の事業等に乘せ込んでいって、当該年度で一般会計で購入するという3通りがあろうかというふうに思っております。

先ほどから申しますように、この用地について取得をしないとかいう考えではなくて、今ユアーズさんという会社に経営が変わったもんですから、向こうの経営の考え方、一応丸和さん、旧経営者っていいですか、役員さんは新たなユアーズさんのほうにその話をきちんとつないでいきますというお話までしていただいておりますので、新しいユアーズさんがどのようにお考えかによって、こちらが取得するかしないかということになってこようかと思っております。売らないと言われるものを買うことは不可能ですので、ユアーズさんの考え方を待っているというふうに御理解いただければと思います。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） そのことはわかるんですが、前に進めるというふうなことで強く対応していただきたいたいというこの思いでございます。

そして、この土地がもしそういうふうになれば、今申し上げました旧対馬藩家老屋敷跡を含めて、長屋門の再現、歴史空間の一带に、そういうふうなことで人を寄せる場所として活用する、これは私も非常に賛同するんですが、できればこの中に、2つの大きな思いがあるようでございます。1つはティアラの店、これは対馬の物産店というような中身じゃなくて、道の駅構想的な物産展を、あの一角に、集客のために呼び込む一つの施設として活用していただきたいたいという強い思いがございます。

もう一つ、これは、あの近辺、特に万松院を含めて、大型バスの駐車場がどうしても駐車禁止になりまして、この対応の一角に、このことが先々結びつけていただきたいたいという思いをしておられます。

それと、最後に文化財の発掘の件なんですが、これをどのように認識されておりますでしょうか。もし、仮に市が取得した場合のこの対応、処理、それから、その経費。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） あの跡地の後利用ということで、今、道の駅、それから大型バスの駐車場というお話がございました。私はあの土地丸和用地だけではなくて、あそこの周辺の厳原幼稚園、それから現在のプールの部分、そしてビジターセンターの部分、全体をひっくるめてそのような必要性あるものを、どのように配置をしていくかということも考えていかなければいけないかなと思っております。

で、道の駅というお話、大変興味深いお話だというふうに、今聞いておりました。

で、最後に文化財のお話がありました。確かに、あの地区は文化財の包蔵地区という指定を受けて、発掘調査をしなければいけないという土地になります。確か623坪ございますが、あのすべてをしなければいけない可能性はあります。そのときは8,000万円程度の一般財源が必要になってくるのではないかという、私は以前報告を聞いておるところでございます。しかし、この発掘という問題は、地上に相当の負荷を掛ける重量物が配置される底地については、それは必ず発掘をしなければいけないというふうな話も聞いておりますので、8,000万すべて前面をしなければいけないのか、それとも配置計画によっては、単に平地の空間だけで整備を終わらせた場合はなくていいとかいうのもあるみたいですので、8,000万以内だろうというふうに予想は立てております。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 文化財課の梅野課長さんから聞いた話ですが、建物の場合は

2階以上建てることはできないという中で、建物の基礎部分のみを調査対象、発掘の対象、そしてその床とかいうふうなことについては、それでは対応することではないと。そしてまた、駐車場については、これは発掘の対象ではないと。非常に、何ていいますか、わかるようなわからんようなことで、基礎に係る工事だけの場所は発掘をきちんとすると。じゃあ床の下はどうなりますかと、いやそれはだまった格好で、せんでいいというようなことやったです。ですから、そんなにかからんような気もいたしますよ。全部やれば8,000万円。これも言いましたかね。駐車場はせんでいいって言いよったです。だから、せんでいいこともやっぱり考えとかないかと私は思いますよ。

で、大型バスの今台数が、観光バスが40台以上おりますよ、50人乗りが。これがあの市内に夏場にひっきりなしになったら、市長、これはやはりこの場所を活かしてそういう対応もせねらんという、構想は必ず出てくると思います。そのときには、また検討のほどをよろしく願いいたしますして、きょうの一般質問を終わります。

以上で終わります。

○議長（作元 義文君） 以上で、16番、大浦孝司君の一般質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 以上で、市政一般質問を終わります。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午前11時58分散会

平成23年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第10日)

平成23年6月29日(水曜日)

議事日程(第5号)

平成23年6月29日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第49号 平成23年度対馬市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第58号 対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第59号 対馬市地域子育て支援センター条例
- 日程第4 議案第79号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について
- 日程第5 議案第80号 港湾区域内公有水面の埋立てについて(比田勝港湾)
- 日程第6 議案第81号 工事請負契約の締結について(厳原小学校校舎耐震補強改修工事)
- 日程第7 陳情第5号 安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情について
- 日程第8 議員の派遣について
- 追加日程第1 議案第82号 財産取得契約の締結について(小型動力ポンプ付軽積載自動車)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第49号 平成23年度対馬市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 議案第58号 対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第59号 対馬市地域子育て支援センター条例
- 日程第4 議案第79号 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正について
- 日程第5 議案第80号 港湾区域内公有水面の埋立てについて(比田勝港湾)
- 日程第6 議案第81号 工事請負契約の締結について(厳原小学校校舎耐震補強改修工事)
- 日程第7 陳情第5号 安心でおいしい主食を保育所の3歳児・4歳児・5歳児に提供することに関する陳情について
- 日程第8 議員の派遣について

追加日程第1 議案第82号 財産取得契約の締結について（小型動力ポンプ付軽積
載自動車）

出席議員（20名）

1 番 脇本 啓喜君	2 番 黒田 昭雄君
3 番 小田 昭人君	4 番 長 信義君
5 番 山本 輝昭君	6 番 松本 臚幸君
8 番 齋藤 久光君	9 番 堀江 政武君
10 番 小宮 教義君	11 番 阿比留光雄君
12 番 三山 幸男君	13 番 初村 久藏君
14 番 糸瀬 一彦君	15 番 桐谷 徹君
16 番 大浦 孝司君	17 番 小川 廣康君
18 番 大部 初幸君	19 番 兵頭 栄君
21 番 島居 邦嗣君	22 番 作元 義文君

欠席議員（1名）

7 番 阿比留梅仁君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	橘 清治君	次長	梅野 泉君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
政策補佐官	松原 敬行君
地域再生推進本部長	近藤 義則君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	平山 秀樹君

総務部次長（総務課長）	桐谷 雅宣君
市民生活部長	長郷 泰二君
福祉保健部長	扇 照幸君
農林水産部長	比田勝尚喜君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育長	梅野 正博君
教育部長	大石 邦一君
美津島地域活性化センター部長	主藤 繁明君
豊玉地域活性化センター部長	中村 敏明君
峰地域活性化センター部長	大川 昭敬君
上県地域活性化センター部長	永留 秋廣君
上対馬地域活性化センター部長	川本 治源君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	橘 英次君
農業委員会事務局長	阿比留 保君

午前10時00分開議

○議長（作元 義文君） おはようございます。報告します。阿比留梅仁君より欠席の届出がっております。これから、お手元に配付しております議事日程第5号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第49号

日程第2. 議案第58号

日程第3. 議案第59号

○議長（作元 義文君） 日程第1、議案第49号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第1号）、日程第2、議案第58号、対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例及び日程第3、議案第59号、対馬市地域子育て支援センター条例の3件を一括議題とします。

議案第49号は各常任委員会に分割付託、議案第58号は産業建設常任委員会、議案第59号は厚生常任委員会に付託しておりましたので、各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、長信義君。

○議員（４番 長 信義君） おはようございます。総務文教常任委員会審査報告をいたします。

平成２３年第２回対馬市議会定例会において、会議規則第３７条の規定により本委員会に付託されました議案第４９号、平成２３年度対馬市一般会計補正予算（第１号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は２款総務費９款消防費１０款教育費１２款公債費について、その審査の経過と結果を同規則第１０３条の規定により報告いたします。

当委員会は６月２４日、豊玉地域活性化センター３階第一会議室において、全委員出席のもと、市長部局より本石観光物産推進本部長、平山総務部長、長郷市民生活部長、長久会計管理者、永留上県地域活性化センター部長、竹中消防長、教育委員会より、大石教育部長並びに各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第４９号、平成２３年度対馬市一般会計補正予算（第１号）のうち、本委員会に係る歳入については１０款地方交付税１億１,２１７万４,０００円の追加、１４款国庫支出金２項国庫補助金８目教育費国庫補助金でへき地児童生徒援助費補助金２５０万円の追加は、久原小学校のスクールバス購入によるものであり、１５款県支出金２項県補助金１目総務費県補助金１億１,９０４万６,０００円、４件分のうち、当委員会所管は９,９３７万３,０００円の追加で、地域の雇用情勢が厳しい中、離職した失業者などの雇用機会を創出するために県より基金造成事業として緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の追加採択を受けたものであります。

１８款繰入金２項基金繰入金は、減債基金繰入金の追加８億４,５６１万７,０００円と振興基金に８,９１０万円の繰り入れであります。

２１款市債１項市債１目総務債のうち、過疎地域自立促進特別事業基金積立事業債２,５８０万円の減及び８目教育債でスクールバス購入事業債１,６１０万円の追加が主なものであります。

歳出につきましては、２款総務費１項総務管理費１目一般管理費１３節委託料の被災地支援事業委託料１６２万７,０００円は、３月１１日に発生しました東日本大震災への対馬市の支援の一環として、宮城県石巻市へ上対馬町のとんちゃん部隊が炊き出し支援を行うための経費であり、３目財政管理費２５節積立金２,５８０万円の減額は過疎地域自立促進特別事業基金積立金の減、５目財産管理費１１節需用費で１４７万６,０００円の追加は東日本大震災の被災者に対する生活用品等の経費であり、１５節工事請負費３８５万円は上県町檜滝地区集会施設等の改修工事費、７目企画費１節報酬２３７万３,０００円の追加は島おこし協働隊員に対する経費の追加、９目国際交流費１３節委託料のうち、当初予算で計上していた事業費の組み替えにより、対馬啓発情報発信事業委託料を６３０万８,０００円の減、１１月の５日から６日にかけて対馬市で開催予定の朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会開催委託料３５０万円の追加、１９節負担金補助及び交付金は、財団法人対馬国際交流協会補助金の追加７４２万円で、事業内容は韓国内対馬宣伝事業、韓国人ガイド旅行者研修事業、国際人育成事業であります。

1 1 目諸費の防犯灯LED化促進事業は、県のグリーンニューディール基金事業補助金の交付を受け、対馬市内の防犯灯設置数4,634灯のうち、約3,000灯の取りかえをするもので、1 5 節工事請負費につきましても今回の交付金事業とあわせて行うための組み替えをするものです。

2 項徴税費 2 目賦課徴収費 1 3 節委託料9,937万3,000円の補正は、対馬市統合型GIS供用空間基礎データ作成業務委託料で、事業内容は航空写真を用いた地番及び家屋現況図の作成、津波・水害を想定したハザードマップ作成などで、平成23年9月から平成24年3月までの事業で40名程度の雇用が見込まれるとのことであります。

9 款消防費 1 項消防費 3 目消防施設費は豊玉町田の河川改修工事に伴うもので、耐震性貯水槽設置工事費の組み替えであります。

1 0 款教育費 2 項小学校費 2 目教育振興費のうち、1 8 節備品購入費1,865万円は久原小学校のスクールバス購入費、1 2 款公債費 1 項公債費は繰り上げ償還金8億4,561万7,000円の追加であります。

以上、本委員会に付託されました議案第49号につきましては、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 厚生常任委員長、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） おはようございます。厚生常任委員会審査報告を行います。

平成23年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第49号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第1号）のうち、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は3款民生費4款衛生費、議案第59号、対馬市地域子育て支援センター条例についてであります。その経過と結果を同規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は6月24日、豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のもと、市長部局より長郷市民生活部長、扇福祉保健部長、糸瀬理事並びに担当課長の出席を求め、付託議案について慎重に審査を行いました。

まず、議案第49号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会に係る歳入は、1 8 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金 3 節振興基金繰入金で振興基金より8,910万円の繰り入れが病院建設事業費に充当されています。

次に、歳出については、3款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費では、東日本大震災の支援物資搬送に係る職員の旅費とトラックの借り上げ料として4万7,000の追加で、4款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費では、2 8 節繰出金で3,306万7,000円、診療所

特別会計へ繰出金が追加されています。

また、9目病院建設費は新病院建設に伴う敷地整備事業として8,910万円の補正で、内訳は11節需用費に事務費として10万円、13節委託料に600万円、15節工事請負費に8,300万円が計上されております。

2項清掃費1目清掃総務費23節償還金、利子及び割引料はごみ中継施設整備費国庫補助金の精算返還金1,118万8,000円であります。

次に、議案第59号、対馬市地域子育て支援センター条例につきましては、合併直前の平成15年度に旧美津島町の鶏知保育所建設事業にあわせて同施設内に子育て支援センター20.25平米、学童保育室52.5平米の子育て支援スペースを設け、業務委託によりこれまで運営されてきております。しかし、地方自治法第244条の2第1項の規定による公の施設としての設置条例が未制定のまま運営がなされていたことから今回本条例を定めるものです。

以上、議案第49号、議案第59号の2議案については、慎重に審査を行った結果、いずれも賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程で議案第49号、一般会計補正予算（第1号）において、病院建設事業費で敷地造成工事費工事予算が計上されましたが、今後さらに駐車場等が不足した場合は、今回造成する背後地の活用が予定されております。このことについて委員から、新病院建設予定地に隣接する海に面した県有地の一部を利活用できないか、県と協議検討してほしいとの意見がありました。

なお、議案第49号については、新病院建設費の敷地整備にかかわる補正に対し、会議規則第101条の規定により、少数意見の留保が行使され、少数意見報告書が委員長経由で議長あてに提出されていることを申し添えます。

また、議案第59号、対馬市地域子育て支援センター条例について、新たに本条例を制定するのではなく、対馬市保育所条例において、子育て支援センターの事業を追加改正してほしいとの意見があり、少数意見留保の申し出がありましたが、賛成者がありませんでした。

以上、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 産業建設常任委員長、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） おはようございます。ただいまより、産業建設常任委員会審査報告をいたします。

平成23年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件、議案第49号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第1号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は6款農林水産業費7款商工費8款土木費11款災害復旧費、議案第58号、対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例の2議案について、その審査の経過と結果を、同規則第103条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成23年6月24日、豊玉地域活性化センター3階第二会議室において、全委員出席のもと、市長部局より比田勝農林水産部長、本石観光物産推進本部長、平山総務部長、堀建設部長、川本上対馬地域活性化センター部長ほか担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第49号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第1号）の歳入の主なものとして14款国庫支出金において、農林水産業費国庫補助金で4,258万円の減、土木費国庫補助金で1億1,910万5,000円の減、15款県支出金において、農林水産業費県補助金で4,156万2,000円の減、20款諸収入において、雑入で881万7,000円の増、21款市債において、農林水産業債で4,580万円の減、商工債で2,110万円の増、土木債で6,450万円の減であります。

歳出につきましては、6款農林水産業費1項農業費の補正総額4,791万7,000円の増、主なものとして、イノシシ捕獲補助金の追加で5,000万円の増、長崎農山村活性化支援事業補助金等で50万円の増、島おこし協働隊員1名減の人件費等で295万7,000円の減、2項林業費の補正総額1,804万7,000円の増、主なものとして、森林簿データ照合に係る事業費等（緊急雇用制度を活用し6名雇用予定）で1,229万7,000円の増、対馬しいたけ担い手育成事業委託料の追加（緊急雇用制度で20名雇用予定）で575万円の増、3項水産業費の補正総額1億4,284万9,000円の減、主なものとして消波堤の断面測量調査委託等で123万円の増、漁港海岸台帳補正業務で162万6,000円の増、漁港整備、海岸保全整備工事で1億4,593万8,000円の減で、これは東日本大震災の影響による補助事業内示額の減額によるものであります。

7款商工費1項商工費の補正総額3,074万4,000円の増、主なものとして韓国からの観光客誘致に向けた国際航路、航空路緊急対策事業負担金で2,159万8,000円の増、8款土木費2項道路橋梁費の補正総額1億5,615万円の減、主なものとして市道7路線道路改良工事で1億5,376万円の減、これも東日本大震災の影響による補助事業内示額の減額によるものです。

5項都市計画費の補正総額2,450万円の減、主なものとして第二期厳原城下町地区まちづくり事業工事費2,400万円の減、厳原小学校線の補償費の追加で780万円の増です。11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費の補正総額420万円の増、主なものとして市道仁位貝鮎線の道路のり面の復旧工事費420万円の増であります。

続きまして、議案第58号、対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例について。この条例は現在あきスペースが発生し、あきが埋まらない状況となっており、施設利用について広く公募し、有効利用を図る観点から利用する階の区別をなくし、あわせてターミナルビルの使

用料を統一しようとするものです。

比田勝港ターミナルビルは厳原港に比べ、土地的、人口交流においても利用客が少ないなど、問題はありますが、対馬市港湾ターミナルビル条例第7条第2項において、市長は前項の規定にかかわらず特別の理由があると認める利用者に対しては、期間を定めて使用料を減額し、または免除することができる」と規定しており、それに基づき、入居者に対しては必要な減額措置を行っているし、今後も継続して行っていくとのこととであります。

以上、本委員会に付託されました議案第49号、議案第58号の2議案は慎重に審査し、採決の結果、いずれも賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 次に、議案第49号について、堀江政武君から少数意見報告書が提出されておりますので、報告を求めます。9番、堀江政武君。

○議員（9番 堀江 政武君） 少数意見の報告をいたします。

厚生常任委員、堀江政武。賛成者、齋藤久光。平成23年6月24日の厚生常任委員会において、留保した少数意見を会議規則第101条第2項の規定により、次のとおり報告をいたします。

件名、議案第49号、平成23年度対馬市一般会計補正予算（第1号）、意見の要旨、厚生常任委員会に付託されました議案第49号は、委員長報告のとおり賛成多数で可決されたところでありますが、私は、歳出4款衛生費1項保健衛生費9目病院建設費の敷地整備にかかわる8,910万円の補正に対し、この用地に疑問を持っていますので、意見の留保をしたところとあります。

この病院建設用地につきましては、平成23年第1回定例会最終日の3月18日に、市長の閉会あいさつの中でグリーンピアに決定する旨の報告がなされたところとあります。まず、疑問に思うことは、建設用地の決定に当たり、この76億円の大事業であるにもかかわらず、議会に提案されることもなく、また全員協議会での協議もなく、このことが議会において一度も議論がなされなかったこととございます。「議会の議決は必要ありません」と言われればそれはそうかもしれませぬ。しかし、76億円の大事業であります。議会の意見も聞いてしかるべきではなかったかと思えます。

また、先日、同僚議員の一般質問において、この建設用地は地震による津波、飛行機の騒音、危険性等も指摘され、危惧されているところであります。また、人口等においても考慮していただきたかったと思います。旧6町において、役場所在地はその町の中心ではなく、ほとんどが人口が集中しているところに建設をされております。また、病院、診療所等も同様であります。

ちなみに、平成23年5月末現在の人口は、厳原町1万2,831人で、美津島町7,979人と、豊玉町3,809人、峰町の一部1,043人の合計と同じであります。救急車の出動回数は

平成２２年度巖原町４７０件、美津島町２７８件、豊玉町１８７件、峰町１２６件、上県町１１７件、上対馬町１８９件、計１，３６７件であります。

グリーンピアまでの搬送時間は浅藻・上槻地区からも久原地区からも５１分と言われておりますが、救急車がその地区に到着するまでの時間も加えますと、恐らく１時間以上かかるものと思います。また、搬送中、心肺停止になられる方々も年間４０人くらいあると聞いております。これが３０分ぐらいで到着するようになれば、まだまだ救える命も多くなるはずであります。

この時間短縮を図るには、中部地域の豊玉診療所の機能を充実させることが重要であります。十分な検査、治療ができ、救急患者に対応できるよう努力すべきだったと思います。このことにより、北部は比田勝、中部は豊玉、南部は小浦とすることによって、それぞれの地域が平等に大幅な時間短縮となり、３０分余りで治療を受けることになります。そしてまた、多くの命が救われることになります。人の命の大切さ尊さを真剣に思えば、このことに努力されるべきではなかったかと思います。

以上のことを思うとき、私はもろ手を挙げて賛成する気持ちにはどうしてもなれないところがあります。

以上。

○議長（作元 義文君） 報告が終わりました。

これから委員長報告及び少数意見の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第４９号、平成２３年度対馬市一般会計補正予算（第１号）について、討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第４９号を起立によって採決します。本件に対する各常任委員長の報告はいずれも可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。議案第４９号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第５８号、対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例について、討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第５８号を起立によって採決します。本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第59号、対馬市地域子育て支援センター条例について、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。議案第59号を起立によって採決します。本件に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第79号

○議長（作元 義文君） 日程第4、議案第79号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。議会運営委員長、初村久藏君。

○議員（13番 初村 久藏君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の委員長報告をいたします。審査の経過について報告いたします。

議会運営委員会に付託されました議案の審査報告をいたします。本委員会に付託されました案件は議案第79号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部の改正についての1件であります。審査の結果は否決すべきと決定しました。それでは、審査経過等について説明をいたします。

平成23年6月21日午後3時から豊玉地域活性化センター3階会議室で委員会を開催しました。小川、阿比留梅仁、山本委員は欠席でありましたが、付託事件の審査要領等を協議した結果、本議案は地方自治法第74条第4項の規定により、請求代表者に意見を述べる機会を与えることになっておりますので、意見陳述日を27日に行うことのほか、関係事項を決定し、請求代表者に通知をいたしました。

次に、27日午後1時から全委員出席で委員会を開催しました。最初に傍聴を許可し、請求代表者の意見陳述を行いました。傍聴人は5報道機関と一般の方は1名にとどまりました。陳述の内容は政治への不信、政治家の質を問題視し、報酬に見合う政治をやっていないことが主な内容であります。

休憩後、本件に関する市長の意見書、意見陳述内容等を検討し、慎重に審議を行いました。結果、全委員否決すべきとの意見で一致をいたしました。主な理由は、市長の意見書でも指摘のように本市は、全国でも３番目に広い面積を有し、南北に細長い島で議員活動も厳しい状況であります。合併時には、９０名いた議員が２回目の選挙から法定定数２６名に対し、２２名に削減しております。

また、県下１３市中、一番低い報酬額であり、国内では日当制の市はありません。町では、福島県の矢祭町が１町であります。本市の面積、地形からしても日当制にすれば議員活動が停滞し、市民の声も行政に反映されにくく、市民の不利益が大きいと思われれます。日当制とすることによるメリット、すなわち予算の節約効果よりも特定の方でないと市議会議員への出馬は困難になります。議員の質に影響を与えかねない問題であり、特にこれからの時代を担う若い方の市議への志を閉ざすことにもなりかねず、デメリットのほうが大きいと判断するものであります。

以上で、議会運営委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。ただいまの委員長報告は否決でありますので原案に賛成の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 次に、原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第７９号を採決します。本件に対する委員長報告は否決であります。したがって、原案について採決します。議案第７９号、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の全部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立少数です。議案第７９号は否決されました。

日程第５．議案第８０号

日程第６．議案第８１号

○議長（作元 義文君） 日程第５、議案第８０号、港湾区域内公有水面の埋め立てについて（比田勝港湾）及び日程第６、議案第８１号、工事請負契約の締結について（厳原小学校校舎耐震補

強改修工事)の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、堀義喜君。

○建設部長(堀 義喜君) ただいま一括議題となりました議案第80号、港湾区域内公有水面の埋め立てについて(比田勝港湾)並びに議案第81号、工事請負契約の締結について(厳原小学校校舎耐震補強改修工事)、以上2件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第80号、港湾区域内公有水面の埋め立てについて(比田勝港湾)でございますが、本案は長崎県が事業主体で整備を進めております比田勝港湾整備事業に伴う公有水面埋立免許出願に係る意見について、異議のない旨、長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。埋め立ての必要性につきましては、添付資料4ページの埋立必要理由書のとおり、比田勝港におきましては漁船の維持補修にとって不可欠な船揚場が網代地区の1カ所しかなく非常に不便な状況となっております。このことから今回西泊地区に新たな船揚場を整備するために、添付資料6ページの位置図並びに7ページの公有水面埋立図で赤く示した部分、600平方メートルを埋め立てるものでございます。

次に、議案第81号、工事請負契約の締結について(厳原小学校校舎耐震補強改修工事)でございますが、本案は厳原小学校校舎耐震補強改修工事(建築主体)を行うため、去る平成23年6月21日、11社を指名いたしました。1社の辞退がありましたので、10社による指名競争入札を実施いたしました結果、株式会社大浦水道土木、代表取締役大浦正行氏が落札されましたので、契約金額1億4,887万9,458円をもって請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の所得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、添付をいたしております参考資料の10ページをごらんいただきたいと思います。下側になりますが、建築面積2,098.5平方メートル、延べ床面積4,539平方メートルの鉄筋コンクリート造、3階建校舎について、鉄骨ブレース補強32カ所の耐震補強工事が主な工事でございます。資料末尾に配置図、それから耐震補強箇所を示した各階平面図と立面図を添付いたしております、なお、工期につきましては平成24年3月26日までといたしております。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(作元 義文君) 説明が終わりました。2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。14番、糸瀬一彦君。

○議員(14番 糸瀬 一彦君) 1点だけお尋ねいたします。

西泊につくられる船揚場ですか、どれぐらいの規模の船まで揚がるんでしょうか。それだけで

結構です。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 船の何隻というのはちょっと、それぞれ船の大きさにては隻数が変わってくると思うんですけど、一応、この船揚場、まあ、斜路になりますけど、平面図のほうで指示をいたしておりますが、幅20メートル……

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 何トンぐらいまで……

○建設部長（堀 義喜君） そのあたりは確認をしておりますので、後から調べて報告をしたいと思います。

○議長（作元 義文君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから議案第80号、港湾区域内公有水面の埋め立てについて（比田勝港湾）について討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号、工事請負契約の締結について（厳原小学校校舎耐震補強改修工事）について討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第7. 陳情第5号

○議長（作元 義文君） 日程第7、陳情第5号、安心しておいしい主食を保育所の3歳児、4歳児、

5歳児に提供することに関する陳情についてを議題とします。

本陳情は、厚生常任委員会に付託しておりましたので審査報告を求めます。厚生常任委員長、山本輝昭君。

○議員（5番 山本 輝昭君） 厚生常任委員会の審査報告を行います。

平成23年第2回対馬市議会定例会の初日において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました陳情第5号、安心でおいしい主食を保育所の3歳児、4歳児、5歳児に提供することに関する陳情について、その審査の経過と結果を同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会は6月24日豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のもと慎重に審査を行いました。対馬市における保育所へ入所している児童の給食は、まず3歳未満の児童は主食及び副食に係る経費が、また3歳児以上の児童は副食に係る経費のみが給食に要する材料費として、国から支弁される保育所運営費国庫負担金の保育単価に算定されることになっております。このため、3歳児以上の児童の主食については保護者において各家庭から持参いただいているところで、他の多くの自治体においても同様の対応であるところです。

今回の陳情の趣旨は、国の保育所運営費国庫負担金の基準の見直しがあるまでの間は、県の責任で県内すべての認可保育所の3歳児から5歳児までの児童に対し、主食を提供するよう県に要望してほしいとの陳情であります。審査の結果、本来は児童福祉法により国の予算で行うべきことを県に要望すべきではないとのことから陳情第5号については不採択と決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決をいたします。陳情第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立少数です。したがって、陳情第5号は不採択とすることに決定しました。

日程第 8. 議員の派遣について

○議長（作元 義文君） 日程第 8、議員の派遣についてを議題とします。

本件については、長崎市議会議長会主催の議員研修会に出席するもので、会議規則第 161 条第 2 項に規定する事項は配付しております通知書記載のとおりであります。通知書記載のとおり、議員派遣を行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。通知書記載のとおり、議員派遣を行うことに決定しました。

暫時休憩します。追加議案の申し出がっておりますので議会運営委員会に諮りたいと思いますので、委員長、よろしく招集のほうをお願いいたします。再開はおって連絡します。

午前10時54分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

お諮りします。配付しておりますとおり、議案第 82 号、財産取得契約の締結について（小型動力ポンプ付軽積載自動車）を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第 82 号は日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

----- . ----- . -----

追加日程第 1. 議案第 82 号

○議長（作元 義文君） 追加日程第 1、議案第 82 号、財産取得契約の締結について（小型動力ポンプ付軽積載自動車）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） ただいま議題となりました議案第 82 号、財産取得契約の締結について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、対馬市消防団が運用いたしております消火車両のうち、更新期に至りました 6 台の小型動力ポンプ付軽積載自動車の取得契約の締結であります。別紙、入札結果一覧表のとおり 6 月 28 日 7 社により指名競争入札を執行いたしました結果、株式会社ヤナセファイテック、代表取締役梁瀬義行氏が 2,310 万円で落札しましたので、これに消費税相当額を加算した 2,425 万 5,000 円で同日付、同氏を相手方とした財産取得仮契約を締結しております。こ

こに、本契約を締結いたしたく議会の議決を求めるものでございます。御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。委員会への付託は省略することに決定しました。

これから議案第82号について、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

次に、採決を行います。議案第82号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第82号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において、整理を要するものがあるかと思慮されます。その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。市長よりあいさつの申し出がっておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月20日に招集いたしました本定例会も本日最終日を迎えることとなり、議員皆様には大変お疲れさまでございました。今定例会に提案いたしました議案につきましては、適切な御決定を賜り、厚く御礼を申し上げるところでございます。議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと存じます。この間議員皆様よりいただきましたさまざまな御意見、御提案等につきまして、今後の行政運営に十分反映できるよう努力してまいります。

また、今定例会に追加議案として提案いたしました条例の直接請求に係る意見書の中で、「議会と執行機関それぞれの責任を明確化するあり方など、地方議会の果たす役割と責任がより重く

大きくなっており、地方議員についても、広範囲で積極的な議員活動が求められることとなり、多くの地方議会で議会基本条例が制定されるなどして、市民からは今まで以上の議員活動が期待されているところです」と触れさせていただいております。議会と行政は二元代表であり、車の両輪であるとはよくたとえられます。

いずれが欠いても車が走行することができないように、議会と行政についても同様な関係が望ましく思われ、互いに節度ある距離を保ちつつ、市民の負託へこたえていかねばと考えております。今後、議会や行政に求められるものはますます厳しいものがあると思われませんが、今まで以上の御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

また、最後に、これから梅雨も明け、暑い季節となつてまいります。議員皆様におかれましては、健康に十分留意され、ますます御活躍くださるよう祈念申し上げ、閉会に当たつてのあいさつといたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。平成23年第2回定例会は議案全般にわたり熱心に御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し、心からお礼を申し上げます。また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、これからの行政運営に活かされることを希望いたしておきます。

これから厳しい暑さの時期を迎えます。体調の管理に十分気を配られながら、それぞれの分野での活動をされますように希望いたします。皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会のあいさつといたします。

会議を閉じます。

平成23年第2回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時21分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 作元 義文

署名議員 兵頭 栄

署名議員 脇本 啓喜

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員